

令和 9 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(国土交通省物流・自動車局技術・環境政策課)

項 目 名	電気バス等に係る特例措置の創設		
税 目	自動車重量税		
要 望 の 内 容	【制度の概要】 バス事業者が電気バス等※の導入を通じて事業を継続しやすい環境を整備することにより、バス事業における「2050 年カーボンニュートラル」社会に向けた貢献と地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を実現するため、電気バス等に係る特例措置を創設する。 【要望の内容】 電気バス等の自動車重量税について、取得後 5 年間、免税とする特例措置を、3 年間（令和 9 年 5 月 1 日～令和 12 年 4 月 30 日）の措置として創設する。 ※電気バス、燃料電池バス及びプラグインハイブリッドバス 【関係法令】 自動車重量税法第 7 条 自動車重量税法施行令第 5 条 租税特別措置法第 90 条の 11、第 90 条の 12 租税特別措置法施行令第 51 条の 2 租税特別措置法施行規則第 40 条の 2、第 40 条の 4		
		平年度の減収見込額	▲21 百万円
		(制度自体の減収額)	(— 百万円)
		(改正増減収額)	(— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 バス事業者が電気バス等の導入を通じて事業を継続しやすい環境を整備することにより、バス事業における「2050 年カーボンニュートラル」社会に向けた貢献と持続可能な公共交通の実現を目指す。 (2) 施策の必要性 我が国は「2050 年カーボンニュートラル」社会の実現を政府目標として掲げ、運輸産業においても温室効果ガスの排出量の削減が求められているところ、温室効果ガスの削減には電動車への転換が大きく貢献する。 また、昨今の世界情勢の変化に伴う燃料価格高騰に代表されるように、従来の軽油等を燃料とする車両では、燃料価格の変動がバス事業者の経営に大きく影響を与えるところ、事業継続性を向上させ、地域旅客運送サービスの持続的な提供の確保を実現する観点からも、化石燃料への依存度を低下していくことが重要。 特に事業用の電気バス等については、既存車両より車体価格が高額であり、電気契約や EMS※など導入初期のランニングコストがかかるものの、既存のディーゼルバスと比べて 1 台当たりの運行に必要な燃料費の安定化が期待でき、長期的にみれば、バス事業者の経営の安定化に資するものである。電気バス等を導入するにあたり、障壁となっている導入初期の負担を軽減し、公共交通を支えるバス事業者が電気バス等の導入を通じて安定的に事業を継続しやすい環境を整備する必要がある。 ※EMS: エネルギーマネジメントシステム		
今回の要望（租税特別措置）に関連する	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 3 地球環境の保全 施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 参考指標 22 8t 超の大型トラック・バスにおける電動車の先行導入台数 参考指標 23 8t 以下の小型トラック・バスにおける新車販売台数に占める電動車の割合 ○2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和 3 年 6 月 18 日） ・ 商用車については、8 トン以下の小型の車について、2030 年までに、新車販売で電動車 20～30%、2040 年までに、新車販売で、電動車と合成燃料等の脱炭素燃料の利用に適した車両で合わせて 100%を目指し、車両の導入やインフラ整備の促進等の包括的な措置を講じる。8 トン超の大型の車については、貨物・旅客事業等の商用用途に適する電動車の開発・利用促進に向けた技術実証を進めつつ、2020 年代に 5,000 台の先行導入を目指すとともに、水素や合成燃料等の価格低減に向けた技術開発・普及の取組の進捗も踏まえ、2030 年までに、2040 年の電動車の普及目標を設定する。 ○地球温暖化対策計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）

			・（略）また、商用車については、8トン以下の小型車については新車販売で、2030年までに電動車 20～30%、2040年までに電動車と合成燃料等の脱炭素燃料車で 100%を目指す。8トン超の大型車については、2020年代に 5,000 台の先行導入を目指すとともに、水素や合成燃料等の価格低減に向けた技術開発・普及の取組の進捗も踏まえ、2030年までに 2040 年の電動車の普及目標を設定する。 ○エネルギー基本計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定） ・（略）また、商用車については、8トン以下の小型車については新車販売で、2030年までに電動車 20～30%、2040年までに電動車と合成燃料等の脱炭素燃料車で 100%を目指す。8トン超の大型車については、2020年代に 5,000 台の先行導入を目指すとともに、水素や合成燃料等の価格低減に向けた技術開発・普及の取組の進捗も踏まえ、2030年までに 2040 年の電動車の普及目標を設定する。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2026（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定） ・ 2050 年カーボンニュートラル目標の実現に向け、エネルギー自給率を向上すべく、「成長戦略」及び「分野別投資戦略」を踏まえ、危機管理投資の観点から大胆な G X 投資を進め、脱炭素電源の最大限活用や天然ガス等への燃料転換を進める。
		政策の達成目標	・ 商用車（8トン以下）：2030年までに、新車販売で電動車 20～30%、2040年までに、新車販売で、電動車と脱炭素燃料の利用に適した車両で合わせて 100% ・ 商用車（8トン超）：2020年代に 5,000 台の先行導入、2030年までに、2040 年の電動車の普及目標を設定
		租税特別措置の適用又は延長期間	3 年間（令和 9 年 5 月 1 日～令和 12 年 4 月 30 日）
		同上の期間中の達成目標	商用車（8トン超）：2020年代に 5,000 台の先行導入
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和 9 年度：0 件 令和 10 年度：0 件 令和 11 年度：420 件 令和 12 年度：900 件 令和 13 年度：1,450 件
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	エコカー減税の導入以降、次世代自動車の普及率は平成 21 年度の 11.0%から令和 7 年度には 57.1%に大幅に向上しているなど（約 46 ポイント増加）、減税措置による効果も合わさって環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮し、目標に向かって着実に向上していることから、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。 一方、商用車においては、乗用車と比べ環境負荷が大きいにも関わらず、普及が進んでいない状況であり、特に電気バス等においては、電動化の需要はあるものの、バッテリー交換の費

			用などディーゼル車等に比べてランニングコストが高いため、電動化への障壁が高くなっている。電動バス等の自動車重量税について、特例として税制による軽減措置を講じていくことで、電気バス等の普及を図るとともに、バス車両の技術革新を加速化させていく等の効果が期待できる。 ○バスの保有台数に占める電気自動車等の割合（自動車検査登録情報協会統計より国土交通省作成） <table><tr><th>年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td>割合</td><td>0.12%</td><td>0.18%</td><td>0.35%</td><td>0.53%</td></tr></table> （電気自動車等の保有台数／バスの保有台数） 令和3年度：270／216,416 令和4年度：386／212,180 令和5年度：741／210,103 令和6年度：1,104／208,774	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	割合	0.12%	0.18%	0.35%	0.53%
		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度							
		割合	0.12%	0.18%	0.35%	0.53%							
		相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	・自動車重量税に係るエコカー減税（自動車重量税） ・自動車税に係るグリーン化特例（自動車税・軽自動車税）									
			予算上の措置等の要求内容及び金額	・商用車等の電動化促進事業（環境省）（国土交通省・経済産業省連携事業） 令和9年度予算概算要求額：30,000百万円									
上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の補助金の目的は、ディーゼル車等の従来車との価格差が大きい電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等についての初期需要や、低炭素な車両の開発を促進すべく、普及初期の導入加速を支援するものである。 一方、本要望は、電動化することで発生する導入初期のランニングコストを負担し、保有のハードルを低くすることであり、要望措置と上記予算措置を合わせて講じることにより、温室効果ガス削減効果が高い電気バス等の保有に係る費用負担を軽減し、バス事業者が電気バス等を導入しやすい環境を整備するものである。												
要望の措置の妥当性	商用車における電動化を普及するといった政策目的に照らして、適切な措置となっている。また、電気バス等については、既存車両と比較し、車体価格が高額であるほか、バッテリー交換の費用がかかるため、これらの導入を促進するためには、インセンティブを与えることが必要であり、租税特別措置も含めた総合的な施策を講じることが相当である。												
実績と効果に関する事項	これまでの租税特別措置の適用	—											
	租特透明化法に基づく	—											

	適用実態 調査結果	
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの 要望経緯		令和８年度 新設要望

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（ 国土交通省 都市局 まちづくり推進課）

項 目 名		都市機能の集積等を促進するための民間都市開発推進機構の金融支援業務に係る特例措置の拡充	
税 目		法人税	
要 望 の 内 容	制度の概要及び要望の内容】 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和 62 年法律第 62 号）第 4 条第 1 項第 1 号に規定する共同参加業務（予算上は共同型都市再構築業務）によって民間都市開発推進機構（以下「民都機構」という。）が得る収益は、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 5 条によって収益事業の対象外とされている。 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）による改正後の都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）の特例規定（第 30 条、第 71 条の 2 及び第 104 条）に基づき、民都機構が行う共同参加業務について、従来と同様に収益事業の範囲から除外する。		
	【関係条文】 民間都市開発の推進に関する特別措置法第 4 条第 1 項 都市再生特別措置法第 30 条、第 71 条の 2 及び第 104 条 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 1 項第 13 号 法人税法施行令第 5 条第 1 項第 2 号ホ及び第 5 号ト		
	平年度の減収見込額		▲2.3 百万円
	（制度自体の減収額）		（ ー 百万円）
	（改 正 増 減 収 額）		（ ー 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 民間都市開発事業における特定業務施設等及びまちづくり推進活動拠点施設等の整備を促進し、都市機能の集積及び官民連携の適切なマネジメントを促進する。 (2) 施策の必要性 地方部を中心に人口減少が進む中、仕事やまちなかの魅力の不足による若者の地方離れが深刻化しており、地方都市等における生活サービス機能の維持は一層困難となっている。このような状況を打開し、地域の活性化を図るためには、民間投資を呼び込むことで地域の稼ぐ力を強化していくことが急務である。そのためには、地域における民間の活力を最大限に引き出し、官民協働の下で魅力ある都市（まち）を育て、継続的に発展させていくことが重要である。 このため、改正都市再生特別措置法（令和８年５月成立）において、民間都市開発推進機構による共同参加業務に関し、 ・都市機能誘導区域内における事業に係る国土交通大臣の認定の対象に、特定業務施設等を整備する事業を追加した上で、支援限度額の算定対象に特定業務施設等の整備費を追加 ・同法に基づく国土交通大臣の認定を受けた事業について、支援限度額の算定対象にまちづくり推進活動拠点施設等の整備費を追加 することとしている。 拡充後の共同参加業務についても、従来の共同参加業務と同様に収益を目的としておらず、業務の公益性も高いため、安定的な資金供給が確保されるよう、収益事業の範囲から除外する措置を講ずる必要がある。
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性 政策体系における政策目的の位置付け ＜政府方針＞ ・「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（令和８年７月 21 日閣議決定） 第 2 章 日本の成長力強化と安全・安心の確保 1. 「強い経済」の実現 （3）強い地域経済の構築 （持続可能で活力ある国土の形成と「交通空白」の解消） 持続可能で活力ある日本列島を実現するため、二地域居住も活用した地域生活圏と新たな広域圏の形成や、令和の都市（まち）リノベーションによる稼ぐ力と防災力の強化や都市の広域連携等を通じ、コンパクト・プラス・ネットワークの深化・発展等を図る⁴⁸。 （注釈 48）都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号） ・「地域未来戦略」（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定） 第 3 章 政府が講ずべき本戦略に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項 第 5 節 その他の施策の推進 1. 強い地域経済の構築

		(10) 地域の大切な資産のリノベーションや活用等の促進による個性ある地方都市再生 2. 豊かな生活環境 イ. 持続可能な生活インフラの実現 (4) 民間事業者等の公共貢献をいかした持続可能な協働型都市再生 ・第6次社会資本整備重点計画（令和8年1月16日閣議決定） 重点目標Ⅰ：活力のある持続可能な地域社会の形成 ＜中長期的な方向性＞ 豊かな自然環境や景観、地域に根づいた歴史・伝統・文化など、地域がもつ個性や地域資源を活かして、個性豊かで魅力と潤いのある地域づくりを進めるとともに、持続的なエリアマネジメントの取組等を通じ、官民が連携して創意工夫を発揮しながら、道路や河川、公園、港湾緑地、民地を含むパブリックスペースの多面的・複合的な利活用を促進し、地域の人々が集まり、つながりが生まれる、賑わいあるまちなかの創出や、快適でゆとりのある質の高い生活空間の形成につなげていく。 Ⅰ-3. 包摂的な共生社会に向けた地域づくりと豊かで快適な生活環境＜政策パッケージ＞ ・民間の活力・創意工夫を活かした賑わいあるインフラ空間を創出する取組を進め、パブリックライフ（地域の人々の交流機会や繋がり）の創出を図る。 ・パブリックスペースの活用等を通じてエリア価値の向上、地域の魅力の創出に向けて取り組むエリアマネジメント団体が地域経営の主体となり、関係主体との合意形成のもと、中長期的な目線での官民連携が図られるよう促すなど、自らの活用を実施するだけでなく、計画段階から地域の活動を支え、居住者等と新たな価値や営みの共創を目指す、「共創・支援型エリアマネジメント」による地域経営を推進する。 Ⅱ-1. 持続的で力強い経済成長の実現＜政策パッケージ＞ 都市再生緊急整備地域における民間都市開発事業への支援等を通じて、公共的価値も生み出す優良な協働型都市再生を推進するとともに、大都市の国際競争力強化のための基盤整備を推進し、更なる都市の魅力・国際競争力の向上を図る。 ＜国土交通省の政策体系＞ 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する
	政策の達成目標	・立地適正化計画に業務施設等の誘導と利用者の安全確保を位置づける市町村数 300市町村（令和13年度） ・エリアマネジメント活動に関する計画の作成数 50件（令和13年度）

		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置															
		同上の期間中の達成目標	—															
		政策目標の達成状況	—															
	有効性	要望の措置の適用見込み	適用見込み 令和9年度 1件															
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を拡充することにより、民都機構の共同参加業務による安定的な支援が可能となり、都市機能の集積や官民連携の適切なマネジメントの促進を図ることができる。															
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	都市機能の集積等を促進するための民間都市開発推進機構の金融支援に係る特例措置の拡充（法人住民税、事業税、事業所税）															
		予算上の措置等の要求内容及び金額	民間都市開発推進資金 （令和9年度予算要求額 21.3億円）															
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算措置は、民間都市開発推進機構が支援に要する資金として必要となるものであり、予算上の支援と本特例措置を一体的に講じることにより、都市機能の集積や官民連携の適切なマネジメントの促進を図ることができる。															
		要望の措置の妥当性	共同参加業務によって民都機構が得る収益は、民都機構設立時より法人税法施行令第5条によって収益事業の対象外とされている。 今般の法改正により拡充される支援限度額の範囲についても、これまでの共同参加業務と同様に、民都機構の収益を目的としたものではなく公益性が高いものであることから、同様の措置を講じることが必要。															
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>適用案件（件）※</th><th>適用額（百万円）</th><th>法人税減収額（百万円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度</td><td>28</td><td>109</td><td>25</td></tr> <tr> <td>令和6年度</td><td>29</td><td>81</td><td>19</td></tr> <tr> <td>令和7年度</td><td>28</td><td>226</td><td>52</td></tr> </tbody> </table> ※各年度末時点における適用案件（参加業務・共同参加業務） 出典：適用件数及び適用額は民都機構の実績値より、減収額は適用額に税率(23.2%)を乗じることで推計。	年度	適用案件（件）※	適用額（百万円）	法人税減収額（百万円）	令和5年度	28	109	25	令和6年度	29	81	19	令和7年度	28	226
年度	適用案件（件）※	適用額（百万円）	法人税減収額（百万円）															
令和5年度	28	109	25															
令和6年度	29	81	19															
令和7年度	28	226	52															

	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	本特例措置により、民都機構の参加業務（85 件）、共同参加業 務（25 件）を通じた安定的な支援が可能となり、民間の都市開 発事業の推進に寄与した。
	前回要望時 の達成目標	—
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理由	—
これまでの 要望経緯		新規

要望内容と自己点検の関係

措置名：

○

令和 9 年度 税制改正 要望事項（新設・**拡充**・延長）

（国土交通省物流・自動車局旅客課）

項 目 名	ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシー等のバリアフリー車両に係る特例措置の拡充		
税 目	自動車重量税		
要 望 の 内 容	【制度の概要】 ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザイン（ＵＤ）タクシーについて、構造・設備基準に適合した車両の初回分の自動車重量税を免税 【要望の内容】 バリアフリー車両に係る自動車重量税の特例措置について、ＵＤタクシーの車両に軽自動車を対象車両として拡充する。 ※合わせて、軽自動車ＵＤタクシーの基準を策定 【関係条文】 ・租税特別措置法第 90 条の 13 ・租税特別措置法施行規則第 40 条の 6	平年度の減収見込額	▲223,600 円
		(制度自体の減収額)	(—)
		(改正増減収額)	(—)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 ノンステップバス、リフト付きバス及び福祉タクシー（ＵＤタクシー）の普及促進を図り、高齢者や障害者等の日常生活等における移動の利便性・安全性を向上させることを目的としている。 (2) 施策の必要性 高齢化が進展する我が国では、高齢者、障害者等も含め、全ての人々の自立した日常生活や社会参画を確保し、安心して生活することができるユニバーサル社会の実現が求められている。このため、これらの者がバス、タクシーなどの自動車交通を利用して安全・円滑に移動できるよう、バリアフリー車両の普及を加速させていく必要がある。 他方、バリアフリー車両の導入は、直接的な需要増には結びつかない投資であること、通常の車両より高額であること等によりその普及が低調な状況にある。このため、バリアフリー車両の取得時における負担を軽減することが不可欠であり、本特例措置により、車両の導入に対するインセンティブを付与する必要がある。 これまで、タクシー事業では原則普通自動車のみで運行されていたが、タクシー事業における担い手不足等を踏まえ、軽自動車タクシーを含め地域の輸送資源をフル活用して、交通空白の解消を促進するため、令和 8 年 6 月に軽自動車タクシーに係る制度整備を行ったところであり、ユニバーサル社会実現に向けては、軽自動車タクシーを含めてバリアフリー車両の普及を加速させていく必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 3 総合的なバリアフリー化を推進する 業績指標 10 車両等のバリアフリー化
		政策の達成目標	(令和12年度末までの目標) ・福祉タクシー(UDタクシー含む) 約 90,000 台 ・総車両数の約 25%がUDタクシーである 都道府県の数 47 都道府県
		租税特別措置の適用又は延長期間	2 年間（令和9年4月1日～令和11年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	(令和12年度末までの目標) ・福祉タクシー(UDタクシー含む) 約 90,000 台 ・総車両数の約 25%がUDタクシーである 都道府県の数 47 都道府県
		政策目標の達成状況	令和6年度末の達成状況 ・福祉タクシー(UDタクシー含む) 59,918 台 ・総車両数の約 25%がUDタクシーである 都道府県の数 6 都道府県
	有効性	要望の措置の適用見込み	(令和9年度末の適用見込み) ・軽UDタクシー 約 43 台
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	UDタクシーの導入については、通常車両と比較し、多額の費用がかかるところであるが、本特例措置を拡充することにより、導入に対するインセンティブになることが見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	・地域公共交通確保維持改善事業 765 億円の内数 (令和9年度予算概算要求額) ※このほか（地域における受入環境整備促進事業）でも要求
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	高額なバリアフリー車両の普及を促進するため、予算の範囲内で補助を行っているところであるが、予算（補助金）と税制特例を組み合わせることで、その相乗効果によりバリアフリー車両取得者の負担軽減を図る。
		要望の措置の妥当性	公共交通機関のバリアフリー化については、通常車両に比較し、多額の費用がかかるため、これらの導入を促進するためには、インセンティブを与えることが必要であり、租税特別措置も含めた総合的な施策を講じることが相当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	公共交通機関のバリアフリー化については、通常車両に比較し、多額の費用がかかるため、これらの導入を促進するためには、インセンティブを与えることが必要であり、租税特別措置も含めた総合的な施策を講じることが相当である。
	前回要望時の達成目標	（令和7年度末までの目標）※令和3年度より適用 ・福祉タクシー（UDタクシー含む） 約 90,000 台 ・総車両数の約 25%がUDタクシーである 47 都道府県 都道府県の数
	前回要望時から達成度及び目標に達していない場合の理由	令和6年度末の達成状況 ・福祉タクシー（UDタクシー含む） 59,918 台 ・総車両数の約 25%がUDタクシーである 6 都道府県 都道府県の数 UDタクシーについては、令和6年度税制改正において新たな認定レベル（認定レベル準1）の創設に伴う特例措置の対象が拡充されたことにより、地方での導入促進が期待されているところであるが、通常車両と比して車両価格が高額であること、また地理的要件による制約から一部地域を除いて普及が進んでいない。
これまでの要望経緯		平成24年度 創設 平成27年度 延長 平成30年度 延長 令和元年度 拡充 令和3年度 延長 令和6年度 拡充・延長 令和8年度 延長

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（国土交通省・都市局まちづくり推進課）

項 目 名	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特例措置の延長等		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	【要望の内容】 関西文化学術研究都市建設促進法(昭和 62 年法律第 72 号。以下「関西学研法」という。))に基づいて整備される文化学術研究施設のうち研究所用施設に係る建物及び附属設備並びに機械及び装置で一定の規模以上の償却資産を新設又は増設した場合の特例措置について、対象を国土交通大臣が基本方針に定めた分野等に係る研究所用の施設等に限定した上で、償却率を引き上げ、適用期限の 2 年間の延長（令和 11 年 3 月 31 日まで）を要望する。 【関係条文】 ・ 関西学研法 第 10 条 ・ 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号） 第 44 条 ・ 同法施行令（昭和 32 年政令第 43 号） 第 28 条の 4		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	▲1.04 百万円 （ 百万円） （ 百万円）

新
設
・
拡
充
又
は
延
長
を
必
要
と
す
る
理
由

(1) 政策目的

関西文化学術研究都市(以下「学研都市」という。)の建設は、関西学研法に基づき、文化学術及び研究の拠点となる都市づくりを目指すものであり、我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資することを目的としており、現在、世界トップレベルの研究開発型オープンイノベーション拠点を目指して取り組んでいるところである。都市建設に当たっては、学術・産業・行政及び市民がそれぞれの役割を果たしながら、かつ連携を強化して建設を進めることを基本方針としており、文化学術研究施設等の整備、誘導は国の果たすべき役割の一つである。

本特例措置は、研究施設を新設又は増設する企業に立地のインセンティブを与えることによって、研究施設の集積を誘導し、研究機関相互の交流や共同研究等を推進し、我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成し、新産業の創出等国民経済の活性化を図るものである。

(2) 施策の必要性

関西学研法第10条において、学研都市の建設に必要な税制上の措置を講ずるものと規定されているほか、国土形成計画(令和5年7月28日閣議決定)や第7期科学技術・イノベーション基本計画(令和8年3月27日閣議決定)等において、学研都市は我が国の発展にとって重要な地域であるとの位置づけがされており、学研都市の総合的な集積メリットを発揮することが期待されている。

国家プロジェクトである学研都市の「文化学術研究施設」は、文化・学術・研究機能の中心的な役割を担う施設であり、その集積により、大学や他研究機関との共同研究・交流や産学官連携、ニーズとシーズの融合がなされ、研究開発の進展や研究成果を活かした新技術の創造と新産業の創出、地域及び我が国経済の活性化といった効果が得られることから、高い公益性が認められ、地方による支援のみならず国としてその集積整備を強力に推進する必要がある。

民間事業者の集積は、単なる都市建設の進捗を示す指標ではなく、集積した事業者相互の交流・連携による新たな価値創造の源泉である。研究機関、大学及び民間事業者が有機的に結びつくことで、学研都市が目指すオープンイノベーション・エコシステムの形成が可能となり、研究成果の社会実装や新産業の創出につながるものである。

一方で、これまでの企業誘致は研究分野を特段限定せずに進めてきたことから、都市内に多様な研究機能が集積した反面、分野間の関連性が必ずしも高くなく、事業者間の共同研究や実証事業の実施は限定的であった。加えて、この間には事業者の撤退事例も見られたところである。

また、令和8年3月には、地元の関係者が参画し、都市運営における今後の10年間のビジョンや取組を定めた「第5期ステージプラン」が策定された。この中で、社会課題の解決につながる研究成果を社会に実装するための重要な取組の1つとして「特徴あるクラスター整備」が明確に打ち出されるとともに、フードテックを例に、従来のテーマ別グループの組成による共同研究・企画の推進なども今後は海外との連携を視野にグローバルな課題解決につなげていくこととされているところである。

こうした背景や課題を踏まえると、今後は特定の分野を設定した上でそれに関連する民間事業者や研究機関の集積を促進し、戦略的な集積への転換を図る必要がある。一定のテーマ性を有する研究開発拠点を形成することで、事業者間の連携機会を増加させ、共同研究や実証事業の創出を促進するとともに、研究成果の早期の社会実装につながることを期待される。併せて、特定の分野に関連する研究施設が集積することにより、事業者間のネットワークや協業基盤

		が形成され、研究活動の持続性向上や撤退リスクの低減にも資することが期待される。 このような都市政策上の転換を円滑かつ効果的に推進するためには、従来と同水準の支援ではなく、民間事業者の立地判断に十分な影響を与えるインセンティブが必要である。特定の分野に係る研究施設に対し重点的かつ集中的な措置を講じることにより効果的な集積メリットの発揮を目指すため、特別償却率の引き上げが必要である。	
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<法律等> 【関西学研法】 第10条（税制上の措置） 国は租税特別措置法の定めるところにより、関西文化学術研究都市の建設に必要な措置を講ずるものとする。 【関西学研法に基づく基本方針】（昭和62年9月30日決定） 第1章 都市建設の目標 2. 都市の機能 （1）文化を冠した学術研究都市として、高度な文化拠点としての機能、新たな文化・学術・研究の推進、及び新たな産業の創出を牽引する機能の整備を図る。 <政府方針> 【国土形成計画（全国計画）】（令和5年7月28日閣議決定） 第2章 産業に関する基本的な施策 第1節 GX・DXを始めとする産業の国際競争力の強化とイノベーションを支える環境整備、科学技術を支える基盤の強化と人材の育成 （知的対流拠点の整備等によるイノベーションの創出と円滑な事業化） 最先端医療技術を始めとする健康・医療分野や、情報通信、バイオ、環境・エネルギー等の分野、「食」に関連する分野における研究開発及び成果の事業化を目指す関西文化学術研究都市の集積や、（中略）を始めとして、大学、研究機関等は重要な知的・人的資源であることから、我が国全体の発展に貢献するよう活用する。 【第7期科学技術・イノベーション基本計画】（令和8年3月27日閣議決定） 第5章 産学官を結節するイノベーション・エコシステムの高度化

			3. 地域イノベーションの推進 (1) 地域課題の解決を推進する取組 関西文化学術研究都市において、けいはんな地区の特色を生かした研究開発型オープンイノベーション拠点を形成する取組を進め、大阪・関西万博のレガシーを継承・発展させる。 ＜国土交通省の政策体系＞ 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する 参考指標 132 文化・学術・研究拠点の整備の推進（関西文化学術研究都市における立地施設数）
		政策の達成目標	研究施設を新設又は増設する企業に立地のインセンティブを与えることによって、研究施設の集積を誘導し、研究機関相互の交流・連携による共同研究、実証事業等を推進し、我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成し、新産業の創出等国民経済の活性化に寄与することを目指す。 最終的には、学研都市の集積のメリットを発揮するため、国土交通大臣が基本方針に定めた分野に係る新規の立地施設数を令和 17 年度までに 30 件とすることを目標とする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	2 年間（令和 9 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日）
		同上の期間中の達成目標	令和 10 年度までの目標については、国土交通大臣が基本方針に定めた分野に係る新規の立地施設数を 5 件とすることを目標とする。
		政策目標の達成状況	令和 7 年度末時点：0（初期値）
	有効性	要望の措置の適用見込み	適用が見込まれる民間事業者は、令和 9 年度に 2 者、令和 10 年度に 3 者ある。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置により、一定のテーマ性を有する研究開発拠点を形成することで、事業者間の連携機会を増加させ、共同研究や実証事業の創出を促進するとともに、研究成果の早期の社会実装につながることを期待される。
	相当	当該要望項目以外の税制上の措置	—

		予算上の措置等の要求内容及び金額	—		
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—		
		要望の措置の妥当性	本特例措置により立地を促進している「文化学術研究施設」は、国家プロジェクトである学研都市の文化・学術・研究機能の中心的な役割を担う施設である。その集積により、研究開発の進展、新技術の創造と新事業の創出、地域及び我が国経済の活性化といった高い公益性を持つ効果が得られるものであり、国として集積・整備を推進する必要がある。 しかしながら、研究施設は一般的に収益化までに長期間を要する上、研究成果が必ずしも事業化・収益化に結び付くとは限らず、他の事業用施設と比較して投資リスクが高い。また、研究施設の整備には多額の初期投資を要することから、集積・整備を推進するためには初期負担を軽減するインセンティブが必要である。この点、特別償却は投資初期の税負担を将来に繰り延べることで資金負担を軽減し、立地誘導に有効な手段である。 また、租税特別措置においては、法令に規定された要件に合致すれば税制上の支援を受けることができるため、予算の範囲内で対象が限定される補助金等と異なり、事業者が将来的な事業計画を立てやすいという利点がある。さらに、特別償却は課税の繰延べによる支援であり、企業の立地判断を後押ししつつ、国庫への影響にも十分配慮した制度設計となっている。 なお、適用対象については、研究所用施設の取得等に必要な資金の額が 4.5 億円以上のものに限定しており、一定規模以上の研究施設の立地を促進することで、学研都市に文化・学術・研究の拠点を形成し、総合的な集積メリットの発揮に寄与するものであり、必要最小限の措置である。		
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	過去の適用実績			
			適用件数 (件)	適用額 (百万円)	減収額 (百万円)
		令和4年度	0(0)	0(0)	0(0)
		令和5年度	1(1)	22.8(23)	5.3(5.3)
		令和6年度	0(1)	0(221)	0(51.3)
		【出典】：適用件数及び適用額は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）より記載。 減収額は、適用額×法人税率（0.232）により算出。 ※前回要望時の適用件数及び減収額の見込み値については、括弧内のとおりである。			

		前回の推計値と乖離している原因は、立地後、税制の対象となる研究部分の投資額を精査した結果、本特例措置の取得価額要件を満たさなかったものがあること等が考えられる。
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	① 租税特別措置法の条項： 第 44 条 ② 適用件数： 令和 4 年度：0 件 令和 5 年度：1 件 令和 6 年度：0 件 ③ 適用額： 令和 4 年度：0 百万円 令和 5 年度：22.8 百万円 令和 6 年度：0 百万円
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置は初期負担の軽減が図られることから、高額な研究開発設備等の設置が必要とされる研究施設の立地にあたっては、事業者の投資促進という面で一定程度有効に機能している。 本特例措置を活用した企業（活用見込み含む）に対するアンケート調査結果では、「初期投資が大きいので会社運営は非常に助かった」といった意見もあり、企業の立地判断の一つとして活用されている。また、本特例措置を活用した企業はこれまでに延べ 46 社あり、立地誘導に一定の効果があると評価でき、達成目標の実現に寄与しているといえる。
	前回要望時の達成目標	本要望期間が終了する R8 年度末で概ね 58%、最終的には学研都市の集積メリットを発揮するため、施設整備率を都市全体でおおむね 60%以上とすることを目標とする。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和 8 年 3 月末時点の施設整備率は当初予定の 56.9%に対し、55.5%である。当初予定には届いていないものの、概ね堅調に推移している。当初予定に届かなかったのは、建築費高騰や人材不足により、立地予定だった企業の計画が後ろ倒しになったためだと考えられる。
これまでの要望経緯		昭和 62 年度 新規 ・ 特別償却率 (文化学術研究施設) 建物及び附属設備 15/100 機械及び装置 30/100 (文化学術研究交流施設) 建物及び附属設備 15/100 ・ 適用期限 建設計画承認の日から平成元年 3 月 31 日迄 平成元年度 適用期限 2 年延長 平成 3 年度 適用期限 2 年延長 平成 5 年度 適用期限 2 年延長 平成 6 年度 文化学術研究交流施設に対する適用廃止 特別償却率の削除 建物及び附属設備 13/100 機械及び装置 28/100 平成 7 年度 適用期限 2 年延長 平成 9 年度 適用期限 2 年延長 建物及び附属設備 13/100

	平成 11 年度	適用期限 2 年延長	機械及び装置 資金額要件の緩和 (5 億円以上→2 億円以上) 面積要件の撤廃 (3,000 m ² →撤廃)	26/100
	平成 13 年度	適用期限 2 年延長	建物及び附属設備 機械及び装置	13/100 25/100
	平成 15 年度	適用期限 2 年延長	建物及び附属設備 機械及び装置	13/100 24/100
	平成 17 年度	適用期限 2 年延長	建物及び附属設備 機械及び装置	12/100 24/100
	平成 19 年度	適用期限 2 年延長	建物及び附属設備 機械及び装置	10/100 20/100
	平成 21 年度	適用期限 2 年延長	建物及び附属設備 機械及び装置	8/100 16/100
	平成 23 年度	適用期限 2 年延長	建物及び附属設備 機械及び装置	6/100 12/100
	平成 25 年度	適用期限 2 年延長	建物及び附属設備 機械及び装置	6/100 12/100
	平成 27 年度	適用期限 2 年延長	建物及び附属設備 機械及び装置	6/100 12/100
	平成 29 年度	適用期限 2 年延長	※対象資産を新設または増設したものに限定。 資金額要件の引上げ (建物及び附属設備 2 億円以上→3 億円以上)	
	平成 31 年度	適用期限 2 年延長	資金額要件の引上げ (機械及び装置 240 万円以上→400 万円以上)	
	令和 3 年度	適用期限 2 年延長	資金額要件の引上げ (建物及び附属設備 3 億円以上→3.5 億円以上)	
	令和 5 年度	適用期限 2 年延長	資金額要件の引上げ (建物及び附属設備 3.5 億円以上→4 億円以上)	
	令和 7 年度	適用期限 2 年延長	資金額要件の引上げ (建物及び附属設備 4 億円以上→4.5 億円以上)	

要望内容と自己点検の関係

措置名：関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特例措置

○自己点検を実施した結果、短期アウトカムである【立地した民間事業者のうち、租税特別措置法施行令第28条の4第1項第2号の規定に基づき建設計画の達成に資することにつき国土交通大臣の証明を申請した者の割合】（令和7年度～令和8年度・目標値50%）については、令和7年度において3者中1者（33%）であることから目標を達成していないが、本特例措置は、国土交通省が実施したアンケートにおいて適用事業者から本特例措置が立地のインセンティブであると認識したという回答を得ており、その数は立地した施設の数に対し一定程度寄与していると考えられるため、学研都市に立地する場合におけるインセンティブとなっており、本特例措置の適用を促す効果が認められる。

○短期アウトカムを達成できなかった要因としては、立地した民間事業者に、投資金額が少額であるため適用要件を満たさない事業者や、現行の特別償却率では負担軽減効果が限定的であると判断した事業者が含まれていたことが挙げられる。

○今後は、戦略的な集積を図り、本特例措置の対象となる研究施設について分野を限定して重点化した上で償却率の引き上げを実施することにより、本特例措置の活用を促すことで更なる政策効果の発現が見込まれるため、本特例措置の適用期限を2年間（令和11年3月31日まで）延長することを要望する。

令和 9 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（国土交通省住宅局住宅経済・法制課）

項 目 名	住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置の拡充及び延長		
税 目	登録免許税		
要 望 の 内 容	【制度の概要】 住宅用家屋の所有権の保存登記及び移転登記並びに住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に係る登録免許税の税率を軽減する。 ・ 所有権の保存登記 本則 0.4%→軽減税率 0.15% ・ 所有権の移転登記 本則 2.0%→軽減税率 0.3% ・ 抵当権の設定登記 本則 0.4%→軽減税率 0.1% 【要望の内容】 ・ 本特例措置の適用期限を 2 年間（令和 11 年 3 月 31 日まで）延長する。 ・ 床面積要件を 50 ㎡以上から 40 ㎡以上へ緩和する。 ・ 令和 10 年 1 月 1 日以降に土砂災害等の災害レッドゾーン内で新築された住宅は適用対象外とする。 【関係条文】 租税特別措置法第 72 条の 2、第 73 条、第 75 条 租税特別措置法施行令第 41 条、第 42 条、第 42 条の 2 の 3 租税特別措置法施行規則第 25 条、第 25 条の 2、第 27 条		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	▲938 百万円 （ ▲59,000 百万円） （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 国民の持家取得の支援と居住水準の向上のため、住宅取得の際の負担を軽減するとともに、将来世代に継承する住宅ストックを形成し、その流通の促進を図ることを目的とする。 (2) 施策の必要性 本特例措置は、昭和 27 年（既存住宅は昭和 54 年）の創設以来、住宅取得にかかる初期負担を軽減し、国民の持家取得の支援と居住水準の向上、既存住宅流通市場の活性化に寄与してきたところである。 足元では、住宅価格や金利の上昇により、取得環境は引き続き厳しい状況にあり、住宅取得者の初期負担は増大している。住宅の取得を希望する世帯にとって、多様な住まいの選択肢が市場に供給されるとともに、将来世代に継承する住宅ストックが形成されることが求められる。 このような状況を踏まえ、国民の持家取得の支援と居住水準の向上、既存住宅流通の促進により、住宅の質の向上を図るには、住宅取得の初期負担を軽減する本特例措置の延長が不可欠である。 また、世帯構成の変化等を踏まえ、将来世代に継承する住宅ストックの供給・流通を促進するため、特例の対象となる住宅の床面積要件を緩和する必要がある。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○住生活基本計画（全国計画）（令和 8 年 3 月 27 日閣議決定） 目標 2 若年世帯や子育て世帯が希望する住まいを確保できる社会の実現 目標 4 過度な負担なく希望する住生活を実現できる環境整備 目標 5 多世代にわたり活用される住宅ストックの形成 目標 8 持続可能で多様なライフスタイルに対応可能な住宅地の形成 目標 9 頻発・激甚化する災害に対応した安全な住環境の整備 （基本的な施策） ○ 経済的な不安定さ等の様々な困難を抱える若年単身世帯をはじめ、あらゆる若者が希望に応じて地域とのつながりを持ちながら孤立せず、あるいは社会参加し、自立して生活できる居住環境の整備 ○ 現下の住宅取得環境を踏まえた住宅取得負担軽減策の充実や、住宅取得に向けた頭金等の積立への支援等の住宅取得を支援する新たな手法の検討

			○ 住宅の立地・広さ・価格の多様性と量のバランスの確保にも配慮しつつ、住宅性能水準や居住環境水準に示す水準を参考にした将来世代に継承する住宅ストックの供給・流通の促進 ○ 持続可能な都市構造を目指す立地適正化計画に基づく都市機能及び居住の誘導促進や災害の危険性の高いエリアに係る積極的な情報提供、それに連動した市場を通じた立地の誘導の推進 ○ 住宅の耐震化と密集市街地の整備改善に向けた取組の更なる推進 ○ 住宅地における流域治水の観点も踏まえた浸水対策等の推進 (成果指標) ・既存住宅取引及びリフォームの市場規模 ・耐震性が不十分な住宅ストックの比率 <国土交通省政策評価体系上の位置付け> 政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 施策目標 2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する 政策目標 3 地球環境の保全 施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する
		政策の達成目標	・既存住宅取引及びリフォームの市場規模 20 兆円（令和 17 年） ・耐震性の不足する住宅ストックをおおむね解消（令和 17 年）
		租税特別措置の適用又は延長期間	2 年間（令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで）
		同上の期間中の達成目標	・既存住宅取引及びリフォームの市場規模 18.2 兆円（令和 10 年） ・耐震性の不足する住宅ストックをおおむね解消 95%（令和 12 年）（※） （※）期間中の達成目標は設定されていないが、期間後の直近の達成目標として上記が設定されている。
		政策目標の達成状況	・既存住宅取引及びリフォームの市場規模 16.9 兆円（令和 5 年） ・耐震性の不足する住宅ストックをおおむね解消 90%（令和 5 年）

	有効性	要望の措置の適用見込み	令和 9 年度：保存登記 24.4 万戸程度 移転登記 12.1 万戸程度 抵当権設定登記 43.4 万戸程度 令和 10 年度：保存登記 24.9 万戸程度 移転登記 12.0 万戸程度 抵当権設定登記 43.6 万戸程度 ※上記は、法務省「登記統計」による過去 3 年間の適用件数の平均値に、拡充等による適用件数を足した数値である。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置は、住宅取得の際の費用を軽減するものであり、住宅価格や金利の上昇等により住宅取得環境が厳しくなる中において、家計負担の軽減、将来世代に継承する住宅ストックの形成、住宅投資の促進、既存住宅取引市場の活性化、安心安全な住まいの実現に有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	補助金等の租税特別措置以外の手段と比較して、住宅取得等の際に生じる手続きに着目した確実かつ簡素な負担軽減策であり、政策目的の達成に着実に貢献できる点で相当性が認められる。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	令和 4 年度 保存登記関係：282,607 件（32.4 万戸程度） 移転登記関係：114,634 件（10.2 万戸程度） 抵当権設定登記関係：454,502 件（47.6 万戸程度） 令和 5 年度 保存登記関係：255,076 件（32.4 万戸程度） 移転登記関係：111,957 件（10.2 万戸程度） 抵当権設定登記関係：426,677 件（47.6 万戸程度） 令和 6 年度 保存登記関係：227,427 件（32.4 万戸程度） 移転登記関係：119,580 件（10.4 万戸程度） 抵当権設定登記関係：422,594 件（48.9 万戸程度） 出典：登記統計（法務省） ※前々回、前回要望時の適用見込み件数は括弧内のとおりである。

	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	本特例措置は、住宅取得の際の負担を軽減することで、国民の持家取得の支援と居住水準の向上、良質な住宅ストックの形成や、その流通の促進が図られている。
	前回要望時 の達成目標	・ 既存住宅流通及びリフォームの市場規模 13 兆円（令和 7 年） ・ 耐震性の不足する住宅ストックをおおむね解消（令和 12 年）
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理由	「既存住宅流通及びリフォームの市場規模」の指標は、「住宅・土地統計調査」（調査頻度は 5 年に 1 度）を用いて算出されるため、目標年である令和 7 年時点の数値を把握することは困難であるが、直近の調査があった令和 5 年時点での数値は 12.3 兆円と順調に推移している。 また、「耐震性の不足する住宅ストックをおおむね解消」について、目標期間中であるが、令和 5 年時点の耐震化率は 90% であり、このまま順調に推移すれば目標を達成する見込みである。
これまでの 要望経緯		昭和 27 年度 創設（所有権の保存登記） 昭和 30 年度 創設（所有権の移転登記） 昭和 54 年度 創設（抵当権の設定登記） 平成 5 年度 延長及び床面積下限要件引上げ・築年数要件緩和 平成 7 年度 延長及び床面積上限要件引上げ・築年数要件緩和 平成 9 年度 延長及び軽減税率引下げ 平成 11 年度 延長及び床面積上限要件撤廃・築年数要件緩和 平成 13 年度 延長 平成 15 年度 延長 平成 17 年度 延長及び一定の中古住宅を対象に追加 平成 19 年度 延長 平成 21 年度 延長 平成 23 年度 延長 平成 25 年度 延長及び中古住宅の耐震性を証する書類に、既存住宅売買瑕疵保険に加入していることを証する書類を追加 平成 27 年度 延長 平成 29 年度 延長 令和 2 年度 延長 令和 4 年度 延長

	令和6年度 延長
--	----------

要望内容と自己点検の関係

措置名：住宅用家屋の所有権の保存登記の税率の軽減
住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減
住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記の税率の軽減

- 自己点検を実施した結果、短期アウトカムである【住宅費の影響が少ない世帯割合】について、目標値を設けることが適切ではないものの、本特例措置は、住宅取得の負担を軽減することにより、当該数値の減少（平成10年31.2%→令和5年40.8%）に寄与していることが認められる。
- また、本特例措置の存在により、中長期アウトカムである【住宅及び居住環境に対する不満率の減少】（平成30年21.5%→令和5年21.2%）、【耐震性の不足する住宅ストックの解消】（令和5年（耐震化率）90%）、【既存住宅取引及びリフォームの市場規模の拡大】（うち既存住宅取引の市場規模：令和5年9.2兆円→令和6年9.9兆円）などの各指標の伸び率への寄与が認められ、今後も継続することにより、さらなる住宅取得の促進へとつなげることが可能である。
- 以上のことから、本特例措置の存在により住宅取得促進の効果が認められるため、適用期限を2年間（令和11年3月31日まで）延長することを要望する。加えて、新たな「住生活基本計画（全国計画）」においては、住宅性能水準[※]や居住環境水準に示す水準を参考にした将来世代に継承する住宅ストックの供給・流通の促進を図ることとしており、床面積要件等について必要な見直しを講じる必要がある。
※ 住宅性能水準では、「今後の住宅ストックの充実に当たって供給・流通を促していく住宅の規模は（略）、2050年に向けて増加が見込まれる単身世帯が都市居住に当たってゆとりのある住生活を営むことができる規模及び、2人世帯、3人世帯若しくは夫婦と2人の未就学児等からなる世帯が生活を営むことができる規模を考慮して、40㎡程度を上回る住宅とする」とされている。

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（国土交通省住宅経済・法制課、住宅企画官付、参事官（住宅瑕疵担保対策担当）付、不動産・建設経済局不動産業課省）

項 目 名	買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置の拡充及び延長		
税 目	登録免許税		
要 望 の 内 容	【制度の概要】 個人が、宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われた一定の住宅用家屋を取得する場合における当該住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の税率を、1,000 分の 1（一般住宅 1,000 分の 3、本則 1,000 分の 20）に軽減する。		
	【要望の内容】 ・ 現行の措置の適用期限を 2 年間（令和 11 年 3 月 31 日まで）延長する。 ・ 住宅の用に供する部分の床面積の下限を 40 ㎡に引き下げる。		
	【関係条文】 租税特別措置法第 74 条の 3 租税特別措置法施行令第 42 条の 2 の 2 租税特別措置法施行規則第 26 条の 3		
	平年度の減収見込額		（ ▲8.3 百万円）
	（制度自体の減収額）		（ — 百万円）
	（改 正 増 減 収 額）		（ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 「住生活基本計画（全国計画）」（令和８年３月２７日閣議決定）等を踏まえ、既存ストックの有効活用に資する既存住宅の良質化や流通促進、消費者が安心して取引できる環境の整備を通じて、既存住宅取引及びリフォーム市場の活性化を図る。 (2) 施策の必要性 今後も増加が見込まれる空き家の利活用を図るとともに、その発生を抑制するため、また、若年・子育て世帯、高齢者世帯などが各々にふさわしい住まいを適切な負担で確保できるようにするためにも、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化は喫緊の課題である。 令和８年３月２７日に閣議決定された新たな「住生活基本計画（全国計画）」においては、住宅政策の方向性として「2050年に向けて本格的に既存住宅の有効活用が求められる」ことなどが明記され、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化が引き続き重要な政策課題として位置付けられた。具体的には、以下の施策が盛り込まれた。 ・ リフォームや買取再販による既存住宅の良質化及び流通の促進等による賃貸を含む多様でアフォーダブルな住まいの選択肢の提供 ・ リフォーム等による性能向上や利用価値の増加 ・ 買取再販の更なる普及 ・ 利便性を向上させるリフォーム 等 さらには、「既存住宅取引及びリフォームの市場規模」を令和１７年までに２０兆円とする成果指標が設定され、既存住宅に係る内容の充実が強調された。この点、買取再販は、ノウハウを有する宅地建物取引業者が効率的・効果的にリフォームを行い既存住宅の一定の質や利便性の向上を図った後に、消費者等へ販売する事業形態であるところ、耐震性への不安をはじめとする入居者の既存住宅に対する抵抗感を解消するものであり、また、一般的に流通しづらい築年数の古い住宅が多く扱われる傾向にあることも踏まえると、既存住宅流通・リフォームの活性化にあたり促進していくべき事業形態である。 近年の住宅価格高騰を背景に、既存住宅は比較的手頃（アフォーダブル）な選択肢としてこれまで以上に期待され、市場への供給が一層求められているところである。 また、世帯構成の変化等を踏まえ、将来世代に継承する住宅ストックの供給・流通を促進するため、特例の対象となる住宅の床面積要件を緩和する必要がある。 こうした点を踏まえ、引き続き、既存住宅の取得に係る消費者の不安感・負担感の軽減やより多くの選択肢から良質な既存住宅を購入できる環境の整備とともに、既存住宅流通・リフォーム市場の更なる拡大・活性化につなげるため、特例措置の延長・拡充が必要である。
--------------------------	--

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 住生活基本計画（全国計画）（令和8年3月27日閣議決定） 目標4 過度な負担なく希望する住生活を実現できる環境整備 目標6 住宅ストックの性能や利用価値が市場で適正に評価され、循環するシステムの構築 目標7 住宅の誕生から終末まで切れ目のない適切な管理・再生・活用・除却の一体的推進 （基本的な施策） ○ 都市部を中心に居住する中所得者層や子育て世帯等がアフォーダブルな価格で購入・賃借できる良質な住まいの供給の推進及びデジタル技術を活用した情報提供・相談の体制整備 ○ 比較的利便性の高い既成住宅地において、今後増加が見込まれる相続空き家等を、若年・子育て世帯等向けの良質でアフォーダブルな住宅や子育て支援施設等として活用すること等を通じた、若年・子育て世帯をはじめとする多様な世帯が居住しやすい住環境の整備 ○ リフォーム等による性能向上や利用価値の増加など、持家・借家双方における性能向上・利用価値が評価される仕組みの普及に向けた検討 ○ リフォーム履歴や性能、維持管理の状況等の開示など、安心して既存住宅が取引される市場環境の整備 ○ 一部の性能が不十分でも地域の空間資源として利用価値のある既存住宅の活用の促進 （成果指標） ・ 既存住宅取引及びリフォームの市場規模 2. 経済財政運営と改革の基本方針（令和8年7月21日閣議決定）（抄） <u>優良な不動産ストックの形成・流通・利活用、住宅ストック価値の最大化と住生活を支える基盤の再構築に取り組む。</u> ＜政策評価体系上の位置づけ＞ 政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する 業績指標7 既存住宅取引の市場規模及びリフォームの市場規模
		政策の達成目標	既存住宅取引・リフォームの市場規模 16.9兆円（令和5年）→20兆円（令和17年） ※住生活基本計画（全国計画）（令和8年3月27日閣議決定）

		租税特別措置の適用又は延長期間	2 年間（令和 9 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日）
		同上の期間中の達成目標	既存住宅取引・リフォームの市場規模 18.19 兆円（令和 10 年）
		政策目標の達成状況	令和 5 年実績は 16.9 兆円の内、既存住宅取引の市場規模は 9.2 兆円で、令和 6 年では 9.9 兆円。
	有効性	要望の措置の適用見込み	6,778 件（令和 9 年度） 7,607 件（令和 10 年度）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	買取再販は、既存住宅の流通の阻害要因である質への不安を払拭し、消費者に一定の安心感を与えるものであり、既存住宅流通・リフォーム市場の拡大・活性化に大きな役割を果たす事業形態である。本特例措置により買取再販に係る負担を軽減することで、買取再販が促進され、消費者がより多くの選択肢から良質な既存住宅をより低価格で購入できるようになるため、既存住宅流通・リフォーム市場の拡大・活性化に有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置（不動産取得税） （関連条文） 地方税法第 73 条の 14 第 1 項～4 項、第 73 条の 24～27 地方税法附則第 11 条の 4 第 2 項～5 項 地方税法施行令附則第 9 条、9 条の 2 地方税法施行規則附則第 3 条の 2 の 24
		予算上の措置等の要求内容及び金額	①買取再販に係る予算措置 ○住宅金融支援機構の住宅融資保険事業による買取再販事業における資金融通の円滑化支援 （住宅金融支援機構に措置された既存出資金より対応） ②既存住宅流通・リフォーム市場の拡大・活性化に係る予算措置 ○みらいエコ住宅 2027 事業 （令和 9 年度要求額：2,000 億円） ○住宅ストック循環促進事業 （令和 9 年度要求額：3.74 億円）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	住宅金融支援機構における「特定買取再販ローン保険」は、買取再販事業に対して融資を行う金融機関を対象とし、当該事業者への資金供給を円滑化することを目的とする制度である。

		これに対し、本特例措置は買主である個人等を対象とし、既存住宅の市場流通を促進することを目的としている。 買取再販事業は、リフォーム等のノウハウを有する事業者が介在し、住宅の質や利便性の向上を図る点に意義がある一方で、個人間売買であれば一度の課税で済むところ、買取再販の場合には二度の流通税負担が生じることが、事業の促進において一定の制約要因となっている。 このような状況を踏まえ、買取再販事業に係る流通税の軽減措置を講じることは、既存住宅の流通を促進するうえで有効な政策手段であり、良質な既存住宅が市場に供給され、多様な住まいの選択肢が拡大することは、広く国民の住生活の安定の確保および向上に資するものである。以上の観点から、本特例措置は政策目的の達成手段として妥当である。																
	要望の措置の妥当性	適用件数が相当数に及ぶものであり、個別に補助金の申請手続を求めて交付するよりも減税措置を講じる仕組みの方が、確実かつ簡素な負担軽減策であり、政策目的の達成に着実に貢献できる点で相当性が認められる。																
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	(単位：(適用件数) 件、(適用額、減収額) 百万円) <table><thead><tr><th>年度</th><th>適用件数</th><th>適用額※2</th><th>減収額</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和4年度</td><td>3,624 (1,396)</td><td>43,408 (16,822)</td><td>87 (34)</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>5,739 (1,667)</td><td>82,414 (20,087)</td><td>165 (41)</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>3,399 (1,931)</td><td>55,768 (23,269)</td><td>112 (47)</td></tr></tbody></table> 【出典】：「登記統計」（法務省） ※1 前回要望時の適用件数、適用額及び減収額の見込みについては、括弧内のとおりである。 ※2 当該条項を適用し納付された額の合計を税率で割り戻した課税標準の合計を記載。前回要望時までは納付額を記載。 (前回要望との乖離の理由) 買取再販事業者に対して消費者に対する本税制の周知を依頼したことによる消費者の認知度が向上したため。一方で、当該要望項目以外の税制上の措置（不動産取得税における措置）においては、適用件数の実績は本税制の倍以上の数値であることから、本措置は必要最小限の適用件数にも達していない状況であり更なる推進を行う必要がある。	年度	適用件数	適用額※2	減収額	令和4年度	3,624 (1,396)	43,408 (16,822)	87 (34)	令和5年度	5,739 (1,667)	82,414 (20,087)	165 (41)	令和6年度	3,399 (1,931)	55,768 (23,269)	112 (47)
	年度	適用件数	適用額※2	減収額														
令和4年度	3,624 (1,396)	43,408 (16,822)	87 (34)															
令和5年度	5,739 (1,667)	82,414 (20,087)	165 (41)															
令和6年度	3,399 (1,931)	55,768 (23,269)	112 (47)															
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																

	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	「既存住宅流通の市場規模・リフォームの市場規模」については、平成 25 年時点の 11 兆円から令和 5 年時点の 12.3 兆円と数値が改善しており、平成 26 年度に創設された本特例措置をはじめとした関連施策が、目標達成に向けて貢献しているものと考えられる。 ※平成 25 年の「既存住宅流通・リフォームの市場規模」は住生活基本計画（全国計画）（平成 28 年 3 月 18 日閣議決定）における成果指標「既存住宅流通の市場規模」「リフォームの市場規模」の合算値を流用。						
	前回要望時の達成目標	既存住宅流通・リフォームの市場規模 13 兆円（令和 7 年） ※住生活基本計画（全国計画）（令和 3 年 3 月 19 日閣議決定）						
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	当該指標は住宅・土地統計調査（調査頻度は 5 年に 1 度）を用いて算出されるため、現時点では目標の達成度を把握することは困難であるが、令和 5 年時点で 12.3 兆円と増加しており、引き続き住生活基本計画に基づいて、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化を目指す。 なお、買取再販物件の販売戸数の多い宅地建物取引業者上位 50 社の販売戸数（※）は本特例措置を創設した平成 26 年度の 15,266 戸から令和 6 年度の 28,406 戸となっており、約 1.86 倍に増加している。 ※リフォーム産業新聞社調べ						
これまでの要望経緯		<table><tr><td>平成 26 年度</td><td>創設</td></tr><tr><td>平成 28、30 年度</td><td>延長</td></tr><tr><td>令和 2、4、6 年度</td><td>延長</td></tr></table>	平成 26 年度	創設	平成 28、30 年度	延長	令和 2、4、6 年度	延長
平成 26 年度	創設							
平成 28、30 年度	延長							
令和 2、4、6 年度	延長							

要望内容と自己点検の関係

措置名：買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置

- 自己点検を実施した結果、短期アウトカムである【主な事業者の買取再販年間販売戸数】（令和5年度～令和6年度・目標値：前年度以上の件数であること）については、令和5年度において 26,834 件、令和6年度において 28,406 件であることから目標を達成している。
- 中長期アウトカムである【既存住宅取引件数】（令和5年～令和12年・目標値：前年以上の件数であること）については、令和5年からは上昇傾向にあるが、達成途上にあり、引き続き本特例措置を継続する必要がある。
- 以上のことから、本特例措置は、宅地建物取引業者が増改築を行った住宅を個人が取得する場合の負担を軽減し、既存住宅の流通促進に資するインセンティブとして機能していることから、一定の政策効果が認められるため、適用期限を2年間（令和11年3月31日まで）延長することを要望する。
- また、点検書においては、今後の見直しの方向性として、新たな「住生活基本計画（全国計画）」（令和8年3月27日閣議決定）を踏まえ、適切なあり方を検討することとした。この点、当該計画において、「今後の住宅ストックの充実に当たって供給・流通を促していく住宅の規模は、・・・2050年に向けて増加が見込まれる単身世帯が都市居住に当たってゆとりのある住生活を営むことができる規模及び、2人世帯、3人世帯若しくは夫婦と2人の未就学児等からなる世帯が生活を営むことができる規模を考慮して40㎡程度を上回る住宅」と明記されたことを踏まえ、現行特例の床面積要件である50㎡を40㎡に引き下げ、本特例措置の拡充することで、ライフスタイルやニーズに応じた住宅の供給・流通を支援していく必要がある。

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡 充・延 長）

（ 国土交通省住宅局住宅総合整備課 ）

項 目 名	空き家の発生を抑制するための特例措置の拡充及び延長		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	【制度の概要】 相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の住まいを相続した相続人が、その家屋又は敷地の譲渡にあたり一定の要件を満たした場合、その譲渡にかかる譲渡所得の金額から3,000万円(家屋と敷地のいずれも相続した相続人の数が3人以上の場合は2,000万円)を特別控除する。 【要望の内容】 ・本特例措置を4年間（令和10年1月1日～令和13年12月31日まで）延長する。 ・以下の拡充を行う。 ①現状は1981年以前の建築とされている築年要件の緩和 ②相続・遺贈と同視し得る民事信託契約の終了に伴い家屋・敷地等を取得した場合の対象化 ③被相続人居住用家屋等確認書について、適切かつ迅速な当該確認書の発行・取得を一層進めるため、手続きの円滑化や負担軽減等に資する措置を講じる。 【関係条文】 租税特別措置法第35条 租税特別措置法施行令第23条 租税特別措置法施行規則第18条の2		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）		▲5,455 百万円 （ - 百万円） （ - 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 賃貸・売却用等以外の「その他空き家」のうち、「腐朽・破損あり」の戸数は、増加すると防犯・防災性や地域活力の低下を招く恐れがあり、既存住宅流通や除却・他用途への転用等を進める取り組みが必要である。そのため、相続を契機とした古い空き家（除却後の敷地を含む。）の発生・放置の抑制を図ることで、腐朽・破損がある使用目的のない空き家数を抑制する。 (2) 施策の必要性 令和5年住宅・土地統計調査（総務省）によれば、腐朽・破損がある使用目的のない空き家の数は約90万戸となっている。 このような空き家は、本来、その所有者又は管理者により適切な管理が行われるべきものであるが、適切な管理が行われていない空き家が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている現状がある。 平成27年5月26日に全面施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という。）においては、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家（法第2条第2項の「特定空家等」）の除却等を促すための枠組みが整えられたところ。 一方、空き家対策を進めるためには、このような特定空家等となる以前の段階から、所有者等によって適切に空き家の除却等がなされ、放置される空き家の発生を抑制することが重要である。本特例措置は、空き家が放置され、周辺的生活環境への悪影響を未然に防ぐ観点から、空き家発生の最大の要因である「相続」を契機に発生する空き家（除却後の敷地を含む。）を抑制するため、平成28年度税制改正において創設された。 今後、高齢化や大相続時代の到来により空き家の増加ペースが上がること等を踏まえると、これまで以上に相続空き家の発生を抑制することが求められているため、本特例措置の延長が必要であると同時に、以下の観点から現状に即した適用要件の拡充が必要である。 ①対象家屋の築年要件（現行：昭和56年5月31日以前に建築したものに限り）を緩和する。 〈背景〉 昭和56年以降築のいわゆる新耐震基準の空き家であっても、最も古いものでは45年以上の築年が経過しており、それらが放置され、特定空家等の危険な状況になりかねない空き家が生じる恐れがある。それに伴い、現行の昭和56年以前築のいわゆる旧耐震基準の空き家のみを対象とする築年要件を見直す必要がある。 ②相続・遺贈と同視し得る民事信託契約の終了に伴い、家屋・敷地等を取得する場合についても、一定の条件の下で本特例の対象とする。 〈背景〉 昨今、相続場面において民事信託による手法が活用されている状況にある中で、現行制度では「信託終了による残余財産の取得は相続・遺贈には当たらない」とされている。 民事信託の活用は、委託者の認知症発症等により住宅が管理不全となるリスクを未然に防ぎ、受託者が適切なタイミングで維持管理等を行うことを可能にする。これは、管理不全となり危険な状況となる空き家の発生を抑止し、市場への早期供給や有効な利活用へつなげる観点からも有効である。したがって、民事信託を活用した空き家対策の一層の促進、及び長期に放置されることにより周辺環境に悪影響を及ぼす家屋の発生防止を図る観点から、相続・遺贈と同視し得る民事信託による家屋・敷地等の取得についても本特例の対象とする必要がある。 ③被相続人居住用家屋等確認書について、適切かつ迅速な当該確認書の発行・取得を一層進めるため、手続きの円滑化や負担軽減等に資する措置を講じる。 〈背景〉
--------------------------	---

		本特例措置の適用にあたっては、所在地を管轄する市区町村長から交付を受けた被相続人居住用家屋等確認書を提出する必要があるところ、一部の地方公共団体から当該確認書の交付事務の負担軽減や簡素化を求める声が挙がっていること等を踏まえ、申請の円滑化を図られるよう、適切かつ迅速な当該確認書の発行を一層進める必要がある。	
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○住生活基本計画（全国計画）（令和8年3月27日閣議決定） 政策目標⑦ 住宅の誕生から終末まで切れ目のない適切な管理・再生・活用・除却の一体的推進 （基本的な施策） ○空き家及び空き家予備軍の所有者や法定相続人等により、将来遊休化することが見込まれる住宅の管理、活用、売却・除却等が自発的に行われるための機運醸成、環境の整備 ○空き家の立地や管理状況等に応じた、地方公共団体や事業者、NPO等と連携した空き家対策の更なる推進 （成果指標） ・腐朽・破損がある使用目的のない空き家数 ＜国土交通省政策評価体系上の位置付け＞ 政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 業績指標5 腐朽・破損がある使用目的のない空き家数
		政策の達成目標	腐朽・破損がある使用目的のない空き家数を 100 万戸程度に抑える（令和17年度）
		租税特別措置の適用又は延長期間	4年間（令和10年1月1日～令和13年12月31日）
		同上の期間中の達成目標	令和13年末時点で、腐朽・破損がある使用目的のない空き家数を約96.5万戸程度に抑える。
		政策目標の達成状況	腐朽・破損がある使用目的のない空き家数 約90万戸（令和5年度） → 100万戸程度に抑える（令和17年度）

			当該指標は、住宅・土地統計調査（調査頻度は5年に1度）を用いて算出されるため、現時点では目標の達成度を把握することは困難であるが、本特例措置について相当数の適用件数があることから、政策目標に向けて一定の進展はあるものと考えられる。
有効性	要望の措置の適用見込み	令和10年 26,860件 令和11年 28,574件 令和12年 30,288件 令和13年 32,002件	
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本要望の措置により、毎年新たに発生する空き家の抑制が図られることは、当該空き家が周辺的生活環境に悪影響を及ぼす蓋然性の高い「特定空き家等」となることを防ぐことにつながり、住宅政策の重要な政策課題である地域の適正な居住環境の整備の観点に大きく寄与する。このため、本要望の措置は有効である。	
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	○空き家再生等推進事業 ・社会資本整備総合交付金（令和9年度概算要求額 681,091 百万円）の内数 ・防災・安全交付金（令和9年度概算要求額 1,129,345 百万円）の内数 ○空き家対策総合支援事業（令和9年度概算要求額 7,080 百万円）	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	本要望の措置は、空き家発生の最大の要因である「相続」を契機とした空き家（除却後の敷地を含む。）の発生を抑制するものである。 一方、上記予算措置は、相続由来であるか否かにかかわらず、地域のまちづくりとして空き家対策に取り組む地方公共団体に対する支援として、法に基づく空き家等対策計画を策定している地方公共団体における空き家の活用・除却等について補助を行うものであるほか、空き家に関する多様な相談に対応できる人材育成、多様な専門家等との連携による相談体制の構築、地方公共団体と専門家等が連携して共通課題の解決を行うモデル的な取組等について支援を行うものである。	
	要望の措置の妥当性	予算措置によって地域のまちづくりとして空き家対策に取り組む地方公共団体に対する支援や人材育成・相談体制の整備、モデル事業への重点的な支援が行われているが、自治体による空き家除却補助金などは予算枠が限定的であり、申請から交付までのタイムラグや事務負担が大きい上、特定の困窮者支援には効果があるが、全国的な空き家問題のスピード感のある解決には不十分である。一方で、本要望の措置により、相続を契機とした空き家の発生・放置を抑制することにより、総合的な空き家対策の実施が可能となり、住宅政策の重要な政策課題である地域の適正な居住環境の整備に大きく寄与することとなるため、本要望の措置は妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	(単位：(適用件数) 件、(減収額) 百万円)		
		年度	適用件数	減収額 (推計)
		令和 4 年度	13, 014 (13, 751)	19, 428 (19, 072)
		令和 5 年度	13, 696 (14, 614)	20, 446 (20, 268)
		令和 6 年度	16, 604 (15, 431)	36, 879 (21, 402)
		【出典】：空家等対策の推進に関する特別措置法の施行状況等について (国土交通省・総務省調査) ※前回要望時の適用見込み件数、減収見込み額については、括弧内のおりである。		
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—		
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	適用実績から、本特例措置は相続人が被相続人の居住用家屋等を譲渡するインセンティブとして機能しており、空き家の発生抑制に貢献していることから、手段として有効である。		
	前回要望時の達成目標	居住目的のない空き家数 349 万戸 (平成 30 年) を 400 万戸程度におさえる (令和 12 年)		
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	前回要望時よりも本特例措置を受けるための確認書交付件数は 1.3 倍程度に増加しており、空き家の発生を抑制するという目的には寄与をしている。一方で、令和 12 年の居住目的のない空き家数を抑制するという目標達成に向けては、腐朽・破損がある使用目的のない空き家数の抑制と合わせて引き続き本特例措置を含めた対応が必要である。		
これまでの要望経緯		平成 28 年度 創設 令和元年度 拡充・延長 令和 5 年度 拡充・延長		

要望内容と自己点検の関係

措置名：空き家の発生を抑制するための特例措置

- 政策の達成目標としては、令和 17 年度において、腐朽・破損がある使用目的のない空き家数を 100 万戸程度に抑えることを設定しているところ。当該目標については、令和 17 年度目標であるため、現時点では目標の達成度を把握することは困難である。
- 他方、自己点検の結果、本特例の存在により、相続空き家及びその敷地の売出しが促進され、腐朽・破損がある使用目的のない空き家を市場に流通させる効果があったことが示唆されている。加えて、旧耐震基準の下で建築された空き家の数が減少又は増加が抑制されているなど、腐朽・破損がある使用目的のない空き家の減少に、本特例が一定程度寄与していることが示唆されている。
- このように特例の効果は着実に現れている一方、現行の築年要件には適合しない、昭和 56 年 6 月 1 日以降築のいわゆる新耐震基準を満たす空き家であっても、最も古いものでは 45 年以上の築年数が経過しており、それらが放置され、特定空き家等の危険な状況になりかねない空き家が生じる恐れがある。
- そのため、今般、現状は昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築とされている築年要件の緩和等を要望するもの。

令和 9 年度 税制改正 要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（国土交通省物流・自動車局技術・環境政策課）

項目名	先進安全技術を搭載したトラック・バス車両に係る特例措置の拡充・延長					
税目	自動車重量税					
要望の内容	【制度の概要】 トラック及びバスについては、事故発生時の被害が大きくなるおそれが高いことから、ドライバーの安全運転を支援する先進安全技術を有する装置の基準化・義務化を順次進めているところ。 先進安全技術を有する装置の義務化前から、同技術の早期普及を促進することによって、交通事故の防止及び被害軽減を加速させ、世界一安全な道路交通の実現につながることから、先進安全技術を搭載したトラック及びバスに対する自動車重量税を軽減する。 【要望の内容】 先進安全技術を備える 3.5 トン超のトラック及びバスに対する自動車重量税の特例措置を以下のとおり拡充・延長する。 ○ 現行の特例措置 ①衝突被害軽減ブレーキ 令和 10 年 8 月 31 日まで ○ 拡充・延長要望の特例措置 ②自動式前照灯照射方向調節装置 令和 12 年 4 月 30 日まで ③ドライバーモニタリングシステム 令和 12 年 4 月 30 日まで ○ 各対象装置の自動車重量税軽減率（初回のみ） 1 装置装着（①②③いずれか 1 つ） 25%軽減 2 装置装着（①②※、①③※、②③） 50%軽減 3 装置装着（①②③※のすべて） 75%軽減 ※①を含む場合は令和 10 年 8 月 31 日まで 【関係条文】 租税特別措置法第 90 条の 14 租税特別措置法施行規則第 40 条の 7					
	<table border="1" data-bbox="887 1675 1503 1848"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td><td>▲ 682 百万円</td></tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td><td>（ － 百万円）</td></tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td><td>（ － 百万円）</td></tr> </table>	平年度の減収見込額	▲ 682 百万円	（制度自体の減収額）	（ － 百万円）	（改正増減収額）
平年度の減収見込額	▲ 682 百万円					
（制度自体の減収額）	（ － 百万円）					
（改正増減収額）	（ － 百万円）					

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 ・ 先進安全技術は事故防止効果が高いものの、開発・市場投入までに時間を要するため、義務化までに一定のリードタイムを設ける必要がある。また、価格が高額であるため車両購入者の負担が大きくなる。このため、先進安全技術を有する装置の義務化までの間、税制上の特例措置を講ずること等により、その普及を促進する必要がある。		
	(2) 施策の必要性 ・ 交通事故による 24 時間以内死者数は 2,547 人、負傷者数は 338,508 人（令和 7 年）にのぼり、交通事故情勢は依然として厳しい状況にある。このため、政府をあげて交通安全の諸施策を強力に推進しているところ。 ・ 具体的には、第 12 次交通安全基本計画（令和 8 年 3 月 27 日）において、令和 12 年までに交通事故による 24 時間以内死者数を 1,900 人以下、世界一安全な道路交通の実現を目指すという目標を掲げているほか、交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会報告書（令和 3 年 6 月 28 日）において、令和 12 年までに、車両安全対策により、令和 2 年比で 30 日以内交通事故死者数を 1,200 人削減及び重傷者数を 11,000 人削減することを目標に掲げている。 ・ 交通事故をこれまで以上に削減するためには、ドライバーの安全運転を支援する先進安全技術を搭載した自動車の普及が不可欠である。とりわけ、トラック及びバス等の大型車両については、関越自動車道高速ツアーバス事故（平成 24 年 4 月）、軽井沢スキーバス事故（平成 28 年 1 月）、名古屋高速バス横転炎上事故（令和 4 年 8 月）、東名高速道大型トラック多重追突事故（令和 5 年 1 月）、新名神高速道大型トラック追突事故（令和 8 年 3 月）等に見られるように、大型車は事故発生時の被害が大きくなるおそれが高いことから、先進安全技術を有する装置の基準化・義務化を優先的に進めているところであるが、これとあわせて、装置義務化までの間、税制上の特例措置を講ずること等により、その普及を促進する必要がある。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	・ 政策目標 5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 ・ 施策目標 17 自動車の安全性を高める ・ 第 12 次交通安全基本計画（令和 8 年 3 月 27 日 中央交通安全対策会議決定）において、世界一安全な道路交通の実現を目指し、令和 12 年までに 24 時間死者数を 1,900 人以下及び重傷者数 20,000 人以下とすることが掲げられている。 ・ 交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会報告書（令和 3 年 6 月 28 日）において、「令和 12 年までに、車両安全対策により、令和 2 年比で 30 日以内交通事故死者数を 1,200 人削減及び重傷者数を 11,000 人削減する。」ことが掲げられている。
		政策の達成目標	・ 令和 12 年までに 24 時間以内死者数を 1,900 人以下（第 12 次交通安全基本計画（令和 8 年 3 月 27 日中央交通安全対策会議決定） ・ 令和 12 年までに、車両安全対策により、令和 2 年比で 30 日以内交通事故死者数を 1,200 人削減及び重傷者数を 11,000 人削減（再掲）
		租税特別措置の適用又は延長期間	・ 3 年間（令和 9 年 5 月 1 日～令和 12 年 4 月 30 日） ※ 衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）は義務化前（令和 10 年 8 月 31 日）まで

この措置の租税特別措置の適用実績		同上の期間中の達成目標	・令和12年までに、車両安全対策により、令和2年比で30日以内交通事故死者数を1,200人削減及び重症者数を11,000人削減（再掲）		
		政策目標の達成状況	令和7年度の交通事故死者数（警察庁交通局資料より） 24時間以内 2,547人 30日以内 3,089人		
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和9年度：拡充延長分51千台 令和10年度：拡充延長分43千台 令和11年度：拡充延長分24千台 ※メーカーヒアリングによる		
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	・衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）、自動式前照灯照射方向調節装置及びドライバーモニタリングシステムにより、トラック及びバスの安全性の飛躍的な向上が期待される一方、装置価格が高額であるため、その普及が課題。 ・要望の特例装置は、義務付け前に先進安全技術を搭載した車両を購入する利用者の費用負担を広く一律に軽減するとともに、市場における装置搭載車の価格競争力強化に資するものである。また、減税対象の主要車両である普通・小型トラックにおいては、拡充要望の2装置がオプション販売としているメーカーが主であることから、費用負担の軽減は、これらの先進安全技術搭載車両の選択を後押しし、早期普及が期待できることから、要望措置は有効である。		
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—		
		予算上の措置等の要求内容及び金額	事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入支援）：2,384百万円の内数（令和9年度要求）		
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	先進安全技術を有する装置の基準化・義務化を進めるとともに、当該義務付けまでの間、要望措置と上記の予算措置を合わせて講じることにより、先進安全技術を搭載した車両を購入する利用者の費用負担を軽減し、先進安全技術の早期普及を図る。		
		要望の措置の妥当性	衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）、自動式前照灯照射方向調節装置及びドライバーモニタリングシステムの搭載により、トラック及びバスの安全性の飛躍的な向上が期待される。その効果は公共交通を利用する不特定多数の利用者のほか、道路空間を通行する全ての国民に裨益するものであり、妥当性を有する。		
		租税特別措置の適用実績	(単位：（適用台数）台、（減収額）百万円)		
			年度	適用台数	減収額
		令和5年度	401(2,263)	6(38)	
		令和6年度	75(629)	0.7(9)	

		<table><tr><td>令和7年度</td><td>690(6,765)</td><td>2.5(86)</td></tr></table> 【出典】：自動車登録検査業務電子情報処理システムの実績 ※金額は適用台数からの推計 ※前回要望時に見込んだ適用件数及び減収額については、括弧内のとおりである。	令和7年度	690(6,765)	2.5(86)																																													
令和7年度	690(6,765)	2.5(86)																																																
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—																																																
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	交通事故死亡者数・負傷者数は漸減傾向にあり、措置の有効性が確認できる。 衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）については令和5年1月に基準化されたところであり、本措置により、令和9年度までに新車販売台数に占める当該装置の搭載車の割合は、5割に達することが見込まれる。 ○新車販売台数に占める衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）搭載車（バス及び車両総重量3.5トン超のトラック・バス）の割合 令和4年度： 0台 / 129,451台（0%） 令和5年度： 4,600台 / 178,075台（2.6%） 令和6年度： 10,250台 / 152,022台（6.7%） 令和7年度： 9,130台 / 154,434台（5.9%） ※メーカーヒアリングによる ○ 交通事故死者数・負傷者数（実績、単位：人） <table><tr><td colspan="2">年度</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td></tr><tr><td rowspan="2">死者数</td><td>24時間以内</td><td>2,839</td><td>2,636</td><td>2,610</td></tr><tr><td>30日以内</td><td>3,416</td><td>3,205</td><td>3,216</td></tr><tr><td colspan="2">負傷者数</td><td>369,476</td><td>362,131</td><td>356,601</td></tr><tr><td colspan="2">死傷者数 (24時間以内死者数＋負傷者数)</td><td>372,315</td><td>364,767</td><td>359,211</td></tr></table> <table><tr><td colspan="2">年度</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td rowspan="2">死者数</td><td>24時間以内</td><td>2,678</td><td>2,663</td><td>2,547</td></tr><tr><td>30日以内</td><td>3,263</td><td>3,221</td><td>3,089</td></tr><tr><td colspan="2">負傷者数</td><td>365,595</td><td>344,395</td><td>338,508</td></tr><tr><td colspan="2">死傷者数 (24時間以内死者数＋負傷者数)</td><td>368,273</td><td>347,058</td><td>341,055</td></tr></table>	年度		R2	R3	R4	死者数	24時間以内	2,839	2,636	2,610	30日以内	3,416	3,205	3,216	負傷者数		369,476	362,131	356,601	死傷者数 (24時間以内死者数＋負傷者数)		372,315	364,767	359,211	年度		R5	R6	R7	死者数	24時間以内	2,678	2,663	2,547	30日以内	3,263	3,221	3,089	負傷者数		365,595	344,395	338,508	死傷者数 (24時間以内死者数＋負傷者数)		368,273	347,058	341,055
年度		R2	R3	R4																																														
死者数	24時間以内	2,839	2,636	2,610																																														
	30日以内	3,416	3,205	3,216																																														
負傷者数		369,476	362,131	356,601																																														
死傷者数 (24時間以内死者数＋負傷者数)		372,315	364,767	359,211																																														
年度		R5	R6	R7																																														
死者数	24時間以内	2,678	2,663	2,547																																														
	30日以内	3,263	3,221	3,089																																														
負傷者数		365,595	344,395	338,508																																														
死傷者数 (24時間以内死者数＋負傷者数)		368,273	347,058	341,055																																														
	前回要望時 の達成目標	令和7年までに24時間以内死者数を2,000人以下とする。																																																

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一時的に人流および交通量が減少したことから、交通事故死者数は減少傾向にあったが、コロナ禍以降の人流・交通量の回復に伴い、交通事故件数の減少傾向は鈍化しており、要望時に目標としていた「交通事故死者数 2,000 人以下」の達成には至らなかった。また、近年では、新たな排出ガス規制への対応、社会的物価高等を背景として、特に大型貨物車を中心に車両価格が上昇している。さらに、原油高によるコスト高から、オプション設定となっている安全装備の搭載を見送る事例が増加していることも、目標未達の一因となった。
これまでの要望経緯		平成 24 年度 創設 平成 25 年度 拡充（バスを追加） 平成 27 年度 拡充及び延長（車両安定制御装置を追加） 平成 29 年度 拡充及び延長（車線逸脱警報装置（12 トン超のバス）を追加） 平成 30 年度 拡充及び延長（車線逸脱警報装置（12 トン超のバスを除く）を追加） 令和元年度 延長 令和 3 年度 拡充及び延長（側方衝突警報装置（8 トン超のトラック及びトラクタ）を追加） 令和 5 年度 拡充及び延長（衝突被害軽減ブレーキ（歩行者対応、バス及び 3.5 トン超のトラック）を追加）

項 目 名	航空機燃料税に係る特例措置の拡充・延長		
税 目	航空機燃料税		
要 望 の 内 容	【要望の内容】 1 航空機燃料に係る航空機燃料税の特例について、 租税特別措置法第 90 条の 8 に定める航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税額を、15 円/ℓとし、当面の間延長する。 2 沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例について、 租税特別措置法第 90 条の 8 の 2 に定める「沖縄路線航空機」に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税額を、7.5 円/ℓとし、当面の間延長する。 ＜沖縄路線に係る特例措置の延長については、内閣府との共同要望＞ 3 特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例について、 租税特別措置法第 90 条の 9 に定める「特定離島路線航空機」に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税額を、11.25 円/ℓとし、当面の間延長する。 【関連法令】 航空機燃料税法第 11 条 租税特別措置法第 90 条の 8 ・ 第 90 の 8 の 2 ・ 第 90 条の 9 沖縄振興特別措置法第 27 条		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 国内航空ネットワークの維持及び国際線・国内線に係る受益と負担の公平化 (2) 施策の必要性 世界的なインフレ等に伴う整備費、機材費等のコストの上昇や、アフターコロナにおけるビジネス旅客の減少といった事業環境の変化により、我が国の国民生活を支える基盤である国内航空ネットワークの維持が困難となるおそれ。 加えて、2010 年代半ば以降のインバウンド増加に伴い、全国の空港で国際線の利用者が急増し、空港に求められる機能も国際線にシフトしつつある一方、国内線に課される航空機燃料税の令和 9 年度の税率は、約 10 年前と同等の水準になる予定。 我が国の航空ネットワークの維持及び国際線と国内線における受益と負担の公平化を図るため、所要の措置を講じる必要がある。		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)		▲11200 百万円 (▲52000 百万円) (－百万円)

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 24 航空交通ネットワークを強化する ○航空ネットワークの維持 ・経済財政運営と改革の基本方針 2026（骨太の方針 2026）（令和8年7月21日閣議決定） （3）強い地域経済の構築 （持続可能で活力ある国土の形成と「交通空白」の解消） …航空（・海運）ネットワークの維持・活性化を推進し… ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版（令和7年6月13日閣議決定） Ⅷ. 地方経済の高度化 3. 地方経済を支える新時代のインフラ整備・安心の確保 （4）広域交通インフラの整備、国土強靱化、防災・減災投資の加速 ①広域交通インフラの整備 我が国の国際競争力強化のため、高規格道路、整備新幹線、リニア中央新幹線、都市鉄道、港湾、空港等の物流・人流ネットワークの早期整備・活用、モーダルコネク트의強化、航空ネットワークの維持・活性化を推進するとともに、担い手の確保・育成に取り組む。
		政策の達成目標	航空会社のコスト低減を通じ、国内航空ネットワークの維持を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	○航空機燃料に係る航空機燃料税の特例：当面の間 ○特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例：当面の間 ○沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例：当面の間
		同上の期間中の達成目標	国内線路線数を維持し、国内航空ネットワークの維持を図る。
	有効性	政策目標の達成状況	国内線路線数は同程度で推移しており、現状、国内航空ネットワークは維持が図られている。
		要望の措置の適用見込み	定期便を運航する本邦航空会社（22社：令和8年8月現在）による国内線運航の燃料にあまねく適用される。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	○本則路線 航空機燃料税を軽減することにより、国内航空路線に係る運航コストの低減を通じ、国内航空ネットワークの維持につながる有効な手段である。 ○沖縄路線 本土から遠く、また四方を海に囲まれている沖縄において、人的・物的交流の観点から航空路線が自立型経済の構築に向けた重要な役割を果たしている。航空機燃料税を軽減することにより、日本人・外国人を問わず本土からの観光客の安定的な確保、国際物流拠点としての沖縄経済活性化、雇用機会の創出が見込まれる。

			○特定離島路線 四方を海に囲まれた離島の住民にとって航空路線は生活を支える重要な交通手段となっている。人口が少ない離島路線には運航コストが割高な小型機材が使われるため、航空機燃料税を軽減することで路線が維持され、日常生活における交通手段を確保し、国内外からの誘客による交流人口の拡大など経済活動の発展に資する。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	国内路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置(固定資産税)
		予算上の措置等の要求内容及び金額	国管理空港における国内線着陸料の軽減措置：28100 百万円（令和 8 年度）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	国内線に係る着陸料の軽減措置と航空機燃料税の軽減措置はいずれも運航コストの低減を通じて国内航空ネットワークの維持を図るものである。着陸料の軽減措置は国管理空港を結ぶ路線にのみ適用される一方、航空機燃料税の軽減措置は空港管理者の別を問わず全ての国内線に適用されるため、幅広く国内の航空サービス供給を下支えすることとなる。
		要望の措置の妥当性	航空機燃料税に係る本軽減措置は、全ての国内線を対象に、国内線を運航する航空会社全てに適用され、一定のコスト負担軽減効果がある。このため、全ての国内航空路線の路線収支を改善し、国内航空ネットワークの維持につながる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績		航空機燃料税について、平成 23 年度～令和 8 年度に軽減措置を実施。直近三年間の減収額実績は以下のとおり。 令和 5 年度（18 円/ℓ等→13 円/ℓ等） 適用件数：22 減収額：19428 百万円 令和 6 年度（18 円/ℓ等→13 円/ℓ等） 適用件数：22 減収額：19567 百万円 令和 7 年度（18 円/ℓ等→15 円/ℓ等） 適用件数：22 減収額：10841 百万円 ※本邦航空会社へのヒアリング結果
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果		—

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	○本則路線 国内航空路線に係る運航コストの低減を通じ、国内航空ネットワークの維持につながっている。 ○沖縄路線 沖縄と本土、沖縄県内を結ぶ路線にかかる航空機燃料税の軽減措置は、航空運賃の低廉化を通じ、本土から安定的な観光・ビジネス需要を確保するために有効な手法である。 ○特定離島路線 離島住民にとって生活や産業を支える重要な交通手段であり、軽減措置の実施は地域経済の維持に有効な手法である。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		・本則特例 平成23年度 制度創設 平成26年度 延長(3年間) 平成29年度 延長(3年間) 令和2年度 延長(2年間) 令和3年度 拡充(18円/ℓ→9円/ℓ) 令和4年度 変更(9円/ℓ→13円/ℓ) 令和5年度 延長(5年間) (13円/ℓ(R5~R6) 15円/ℓ(R7~R8) 18円/ℓ(R9)) ・沖縄路線 平成9年度 制度創設 平成11年度 拡充(軽減率引き上げ: 15.6円/ℓ→13円/ℓ) 平成14年度 延長(5年間) 平成19年度 延長(5年間) 平成23年度 拡充(1年間) (本則の軽減に伴い軽減率変更: 13円/ℓ→9円/ℓ) 平成24年度 延長(2年間) 平成26年度 延長(3年間)、拡充(特定離島路線の一部を沖縄路線に変更) 平成29年度 延長(3年間) 令和元年度 拡充(軽減対象に下地島を追加) 令和2年度 延長(2年間) 令和3年度 拡充(9円/ℓ→4.5円/ℓ) 令和4年度 変更(4.5円/ℓ→6.5円/ℓ) 令和5年度 延長(5年間) (6.5円/ℓ(R5~R6) 7.5円/ℓ(R7~R8) 9円/ℓ(R9)) ・特定離島路線 平成11年度 制度創設 平成13年度 延長(2年間) 平成15年度 延長(2年間) 平成17年度 延長(2年間) 平成19年度 延長(2年間) 平成21年度 拡充(2年間) (指定追加)

	平成 23 年度 拡充（3 年間）（本則の軽減に伴い軽減率変更： 19.5 円/ℓ→13.5 円/ℓ）
	平成 26 年度 延長（3 年間）
	平成 28 年度 拡充（指定追加）
	平成 29 年度 延長（3 年間）
	令和 2 年度 延長（2 年間）
	令和 3 年度 拡充（13.5 円/ℓ→6.75 円/ℓ）
	令和 4 年度 変更（6.75 円/ℓ→9.75 円/ℓ）
	令和 5 年度 延長（5 年間）（9.75 円/ℓ（R5～R6） 11.25 円/ℓ（R7～R8） 13.5 円/ℓ（R9））

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（国土交通省不動産・建設経済局建設振興課）

項 目 名	工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置の延長			
税 目	印紙税			
要 望 の 内 容	【制度の概要】 工事請負契約書及び不動産譲渡契約書について、下表の通り印紙税軽減の特例措置を適用する。			
	契約金額			現行の特例措置 （軽減率）
	不動産の譲渡 に関する契約書	建設工事の請負 に関する契約書	本則	
	10 万円超 50 万円以下	100 万円超 200 万円以下	400 円	200 円（50%減）
	50 万円超 100 万円以下	200 万円超 300 万円以下	1,000 円	500 円（50%減）
	100 万円超 500 万円以下	300 万円超 500 万円以下	2,000 円	1,000 円（50%減）
	500 万円超	1,000 万円以下	1 万円	5,000 円（50%減）
	1,000 万円超	5,000 万円以下	2 万円	1 万円（50%減）
	5,000 万円超	1 億円以下	6 万円	3 万円（50%減）
	1 億円超	5 億円以下	10 万円	6 万円（40%減）
	5 億円超	10 億円以下	20 万円	16 万円（20%減）
	10 億円超	50 億円以下	40 万円	32 万円（20%減）
	50 億円超		60 万円	48 万円（20%減）
	【要望の内容】 本特例措置の適用期間（現行：令和 9 年 3 月 31 日まで）を令和 12 年 3 月 31 日まで 3 年間延長する。			
	【関係条文】 印紙税法別表第 1 租税特別措置法第 91 条			
			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （▲28,000 百万円） （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 ①工事請負契約書に係る印紙税 建設工事における重層下請構造の中で多段階にわたり印紙税が課税されており、最終的にはエンドユーザー（例：戸建住宅を購入する個人、工場建設の施主となる中小企業など）に転嫁されるため、建設工事に係るコストを抑制し、消費者負担を軽減することにより、建設投資の促進を図る必要がある。 ②不動産譲渡契約書に係る印紙税 不動産取引は高額な取引であることから、不動産市況は経済情勢等の影響を受けやすく、平成 20 年のリーマンショックや令和 2 年の新型コロナウイルス感染症等の影響から回復基調にあったが、直近では建築コスト等の高騰を受け、住宅等の不動産取引量が減少しており、不動産市場には陰りが見られる状況である。そのため、不動産取引のうち、高額な負担となっている不動産譲渡に伴う印紙税についての消費者負担を軽減し、不動産流通のコストを抑制することにより、不動産取引の活性化及び既存・新築双方の取得コストを軽減し、安定した住宅取得機会の提供を図る必要がある。 (2) 施策の必要性 ①建設投資の促進、不動産取引の活性化 ・建設投資市場の現状 建設投資市場は、これまで長期にわたり縮小してきており、近年はやや持ち直しが見られるものの、令和 7 年度では、民間建設投資額（実質値）が 38.1 兆円とピーク時（平成 2 年度：63.8 兆円）から約 40%減少している。 また、令和 6 年度における建設業の売上高経常利益率は 5.4%となり前年から 0.4%上昇したが、製造業の 8.6%と比べて 3.2%低い状況にある。 さらに、令和 7 年度の倒産件数は過去 10 年間で最多となっており、その割合は全産業の 19.6%を占めている状況から他の産業と比べて経営環境が厳しい状況にあるといえる。 建設産業は、地域における経済活動や雇用を支える基幹産業であるとともに、除雪、災害対応等の地域の維持も担っていることから、各地域の活性化や雇用の維持、さらには地域の安全・安心の確保という観点から、建設投資の促進が重要な政策課題となっている。 ・不動産市場の現状 不動産取引は高額な取引であることから、不動産市況は、経済情勢等の影響を受けやすく、新型コロナウイルス感染症等の影響による落ち込みから、令和 3 年度から 6 年度には一定程度の回復が見られたが、建築資材価格等の高騰等の影響により、不動産開発や住宅取得を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いている。新設住宅着工総数については、令和 7 年度には前年度比で約 12.9%の減少となり、本格的な回復には至っていない。 不動産業の国内総生産は約 80.4 兆円で全体の約 12.7%を占めており、国民資産に占める不動産額が約 3,400 兆円、不動産の割合が約 24.1%であること等からすれば、不動産市場は我が国の経済活動において大きな役割を果たしていると言える。このため、我が国が更なる経済成長を目指すためには、不動産取引を促進し、不動産市場の活性化を図ることが重要である。
--------------------------	---

		以上のような状況を踏まえ、建設投資の促進や不動産取引の活性化を推し進め、持続的な経済成長の実現及び住宅の安定確保を確実なものとする必要がある。 ②建設投資の促進、不動産取引の活性化を図るための建設工事及び不動産流通コストの抑制 建設工事においては、重層的な下請契約関係の中で工事請負契約が多段階にわたっており、不動産譲渡契約書においても印紙税負担が課されることから、課税企業からエンドユーザーである消費者（例：戸建住宅や分譲マンションを購入する個人、工場建設の施主となる中小企業など）に転嫁されている。 さらに、工事請負契約や不動産譲渡契約では、その対象物の性質上、一件当たりの取引額が高額となることから、結果として税負担も高額となる。 こうしたことから、消費者にとって負担となっている工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の負担軽減により、流通段階でのコストの抑制を図ることにより、建設投資の促進、不動産取引の活性化につなげていくことが必要である。	
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	①工事請負契約書に係る印紙税 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 32 建設市場の整備を推進する ②不動産譲渡契約書に係る印紙税 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する 業績指標参 96 指定流通機構（レインズ）における売却物件に係る各年度の成約報告件数
		政策の達成目標	建設工事・不動産譲渡に係る消費者負担の軽減により、建設投資の促進及び不動産取引の活性化を図る。 ①工事請負契約に係る印紙税 民間建設投資額（実質値） 令和 11 年度 39.3 兆円 ②不動産譲渡契約書に係る印紙税 既存住宅流通推計量と新設着工総数の合計値 令和 11 年度 1,564 千件
		租税特別措置の適用又は延長期間	3 年間（令和 9 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日）
		同上の期間中の達成目標	①工事請負契約書に係る印紙税 民間建設投資額（実質値） 令和 11 年度 39.3 兆円 ②不動産譲渡契約書に係る印紙税 既存住宅流通推計量と新設着工総数の合計値 令和 11 年度 1,564 千件

		政策目標の達成状況	①工事請負契約書に係る印紙税 令和7年度 38.1兆円（民間建設投資額（実質値）） ②不動産譲渡契約書に係る印紙税 既存住宅流通推計量と新設着工総数の合計値 令和7年度 1,448千件													
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和9年度～令和11年度の各年度適用見込み件数 令和9年度 工事請負契約数 1,388,338 件 不動産譲渡契約数 261,810 件 令和10年度 工事請負契約数 1,368,689 件 不動産譲渡契約数 246,805 件 令和11年度 工事請負契約数 1,349,318 件 不動産譲渡契約数 232,660 件 ※計算方法 ①平成27年度～令和7年度の前年増減率の平均を計算 ②①を用いて令和9～11年度の見込みを推計													
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	工事請負契約数は約142万件、不動産譲渡契約数も約29万件（令和7年度国土交通省調べ）となっており、これら膨大な契約数について、印紙税の特例措置が適用されている。 本特例措置は、建設業者、宅地建物取引業者のみならず、最終的には、消費者等に係る不動産流通コスト等の負担軽減に寄与しており、活発な建設投資・不動産取引が行われうる環境の整備に効果があるといえる。													
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—													
予算上の措置等の要求内容及び金額		—														
上記の予算上の措置等と要望項目との関係		—														
要望の措置の妥当性		契約段階の負担を軽減し、取引コストを低減させるものであり、補助金等による手法と比べ、複雑な申請手続を要せずに市場全体に広く適用されており、契約という意思決定に近い段階で速やかに負担軽減を図ることができる手段であるため、軽減税率の適用を前提とした事業者の投資行動を促すことができるという点において、事後的かつ限定的範囲（事業者選定等を経る）な補助金等よりも適当な措置と考えられる。このため、税制特例により措置することは妥当である。														
置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	<table><tr><td>年度</td><td>減収額（百万円）</td><td>適用件数</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>27,000 (27,000)</td><td>1,716,495 (1,752,080)</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>26,000 (27,000)</td><td>1,646,983 (1,773,244)</td></tr><tr><td>令和7年度</td><td>28,000 (27,000)</td><td>1,723,098 (1,773,244)</td></tr></table>			年度	減収額（百万円）	適用件数	令和5年度	27,000 (27,000)	1,716,495 (1,752,080)	令和6年度	26,000 (27,000)	1,646,983 (1,773,244)	令和7年度	28,000 (27,000)	1,723,098 (1,773,244)
		年度	減収額（百万円）	適用件数												
令和5年度	27,000 (27,000)	1,716,495 (1,752,080)														
令和6年度	26,000 (27,000)	1,646,983 (1,773,244)														
令和7年度	28,000 (27,000)	1,723,098 (1,773,244)														

		【出典】租税特別措置法の規定による増減収額試算（参議院予算委員会資料） ※前回要望時の減収額及び適用件数については、括弧内の通りである。 ※適用件数については減収額より推計
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	①工事請負契約書に係る印紙税 建設工事における重層下請構造の中で多段階にわたり課税されるコストを抑制し、消費者負担を軽減することにより、建設投資の促進を図る効果がある。 令和7年度の民間建設投資額（名目値）は、50.3兆円となり、設定した目標値を達成したが、近年の建設コストの上昇による影響が大きく、物価変動を除いた実質値でみると建設投資は横ばいで推移しており、ピーク時（平成2年度：63.8兆円）から約40%の減少となっている状況であり、実質値を考慮すると引き続き本特例措置が必要である。 ②不動産譲渡契約書に係る印紙税 不動産流通コスト等の負担軽減に寄与することにより、不動産取引を活性化させ、ひいては建設・不動産投資を押し上げる効果があるといえる。 前回要望時に達成目標として設定した指定流通機構（レインズ）における売却物件に係る各年度の成約件数については、令和8年度時点で204千件を目標値としていたが、令和7年度時点の実績は256千件と大きく目標を超過している状況である。ただし、令和7年1月に実施されたレインズのシステム更改により成約件数登録の周知が徹底された結果の登録増加分が含まれている。 一方で、直近の建築コスト高騰等の影響を受け、既存住宅流通推計量と新設着工総数の合計値からなる住宅不動産市場の動向は令和6年度と比較して悪化しており、システム更改による成約登録件数への影響を見極める観点からも、引き続き本措置特例が必要である。
	前回要望時の達成目標	①工事請負契約書に係る印紙税 民間建設投資額（名目値） 令和8年度 47.6兆円 ②不動産譲渡契約書に係る印紙税 指定流通機構（レインズ）における売却物件に係る各年度の成約報告件数 令和8年度 208千件
	前回要望時からの達成度及び目標に達してい	①工事請負契約書に係る印紙税 令和7年度の民間建設投資額（名目値）は50.3兆円となり、名目値においては目標値を達成したが、近年の建設コストの上昇による影響が大きく、物価変動を除いた実質値でみると建設投資は横ばいで推移しており、ピーク時（平成2年度：63.8兆

	ない場合の理由	円）から約 40%の減少となっている状況であり、実質値においては建設投資の促進がなされた状況とは言い難く、引き続き本特例措置が必要である。 ②不動産譲渡契約書に係る印紙税 前回要望時に達成目標として設定した指定流通機構（レインズ）における売却物件に係る各年度の成約件数については、令和8年度時点で 204 千件を目標値としていたが、令和7年度時点の実績は 256 千件と大きく目標を超過している状況である。ただし、令和7年1月に実施されたレインズのシステム更改により成約件数登録の周知が徹底された結果の登録増加分が含まれており、システム更改以降の成約登録件数の増加は売却物件数の増加を適切に反映していない。 上記の状況を鑑み、住宅不動産市場の動向を適切に反映可能な既存住宅流通推計量と新設住宅着工総数の合計を指標として採用することとした。 新たに設定した既存住宅流通推計量と新築着工総数の令和7年度の合計値は建築コスト上昇等の影響を受け 1,448 千件となり令和6年度実績から減少しており、目標値を達成できていない。そのため引き続き本特例措置が必要である。
これまでの要望経緯		平成 9 年度 創設 平成 11 年度 2 年間延長 平成 13 年度 2 年間延長 平成 15 年度 2 年間延長 平成 17 年度 2 年間延長 平成 19 年度 2 年間延長 平成 21 年度 2 年間延長 平成 23 年度 2 年間延長 平成 25 年度 5 年間延長と平成 26 年度から適用する特例措置の拡充 平成 30 年度 2 年間延長 令和 2 年度 2 年間延長 令和 4 年度 2 年間延長 令和 6 年度 3 年間延長

要望内容と自己点検の関係

措置名：工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置

- 本措置について自己点検を実施した結果、工事請負契約書に係る印紙税の特例措置については、重層下請構造の中で個々の工事請負契約に係る負担を軽減する効果があり、短期アウトカムである建設工事における受注高も増加していることから、一定の政策効果が認められた。
- 一方で、長期アウトカムについては、令和7年度の民間建設投資額（実質値）は38.1兆円となっており、ピーク時（平成2年度：63.8兆円）から約40%減少しているところ、令和2年以降、徐々に回復傾向にはあるが、近年の建設資材価格等の高騰により建設投資市場が厳しい環境にあることが確認された。
- このため、今回の要望においては、建設投資の実態をより把握するため、従来の民間建設投資額（名目値）に代えて、民間建設投資額（実質値）を設定し、当該指標をもとに、税制特例の必要性を継続的に検証しながら、引き続き措置を講じる必要がある。
- また、不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置についても、自己点検を実施した結果、長期アウトカムである既存及び新設住宅に関する不動産取引数については、既存住宅流通推計量は増加傾向にあるものの、新設住宅着工総数は建築資材価格を始めとした建築コストの高騰等の影響により、令和7年度の合計値は1,448千件とピーク時（平成18年度）の1,810千件を下回る状況となっていることから、不動産取引の活性化という政策目的は依然として達成途上にあることが確認された。
- このため、今回の要望においては、住宅不動産市場の動向を適切に把握するため、従来の要望時の達成目標である指定流通機構（レインズ）における売却物件※に代えて、自己点検における長期アウトカムと同様の「既存及び新設住宅に関する不動産取引数」を目標に設定し、当該指標をもとに、税制特例の必要性を継続的に検証しながら、引き続き措置を講じる必要がある。
※ レインズのシステム更改により成約件数登録の周知が徹底された結果、前回要望時の目標を大きく上回るものとなっているが、これは登録周知による増加分を含み、住宅不動産市場の動向を適切に反映できていない。
- 以上の工事請負契約書及び不動産譲渡契約書における軽減措置の自己点検結果を踏まえ、今回の要望においては、本特例措置における政策効果の把握に用いる指標の見直しを行うとともに、建設投資及び不動産取引を取り巻く環境が依然として厳しい状況にあることから、建設投資の促進及び不動産取引の活性化を図るため、現行の軽減措置を3年間延長を要望するものである。

令和 9 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（国土交通省 都市局 市街地整備課）

項 目 名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の 1,500 万円の特別控除の延長		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	【制度の概要】 民間事業者が施行する土地区画整理事業として行われる一定の宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合、譲渡所得から 1,500 万円を控除する。 【要望の内容】 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の 1,500 万円の特別控除の適用期限を 3 年間（令和 11 年 12 月 31 日まで）延長する。 【関係条文】 （所得税）租税特別措置法第 34 条の 2 第 2 項第 3 号 同法施行令第 22 条の 8 同法施行規則第 17 条の 2 （法人税）租税特別措置法第 65 条の 4 第 1 項第 3 号 同法施行令第 39 条の 5 同法施行規則第 22 条の 5		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （ ▲100 百万円の 内数） （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 我が国の都市構造を、豊かな都市生活や経済活動を実現できるものへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備等を通じて都市再生を誘発する。 (2) 施策の必要性 土地区画整理事業は、法律に基づく換地処分により地権者の財産権を制約した上で、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を同時に実現することで、健全な市街地の造成を図ることを目的としており、まちづくりの根幹をなす公共性が高い事業である。特に、大規模な土地区画整理事業は、有効な宅地利用と公共施設を一体的・総合的に整備することが可能である等、公益性が高い。 その一方で、大規模な土地区画整理事業は権利者調整の難航により事業が長期化する等、事業のコスト・リスクが高い。また、近年、地方公共団体の財政面・体制面の課題等から大規模な土地区画整理事業を行ってきた公共団体等施行の数が減少傾向にある。 このため、公共団体等施行に代わって大規模かつ必要な公共施設を整備する民間施行による土地区画整理事業を支援し、必要な都市の再生の誘発（良好な住宅地整備や工業用地整備の促進）を図る必要がある。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標：7 都市再生・地域再生の推進 施策目標：25 都市再生・地域再生を推進する 《参考指標》 都市再生誘発量 ①都市再生誘発量 ※1 平成 28 年度 0 ha → <u>令和 13 年度 40,950ha</u> ※2 ※1 我が国の都市構造を、豊かな都市再生や経済活動を実現できるレベルへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備等を通じて都市再生が誘発された量。民間事業者等による都市再生に係る民間投資を誘発する土地区画整理事業等の基盤整備等が行われた区域等の面積の合計を計上。 ※2 現時点での目標値（今後実施する自治体等を対象とした土地区画整理事業実態調査の結果を踏まえて精査予定） ②認可された民間施行による事業のうち、施行面積が 5 ha 以上となる事業の割合 → <u>50%以上/年（単年度ごとに測定）</u>

			③本特例措置を適用した事業地区における1地権者当たりの土地面積の5年毎の平均値(ha/人)が、<u>本特例措置を適用していない事業地区の平均値以上。</u> I期：平成29年度～令和3年度 II期：令和4年度～令和8年度 III期：令和9年度～令和13年度
		租税特別措置の適用又は延長期間	3年間（令和9年1月1日～令和11年12月31日）
		同上の期間中の達成目標	①都市再生誘発量 平成28年度0ha → <u>令和11年末時点34,808ha</u> ②認可された民間施行による事業のうち、施行面積が5ha以上となる事業の割合 → <u>50%以上/年（単年度ごとに測定）</u> ③本特例措置を適用した事業地区における1地権者当たりの土地面積の平均値(ha/人)が、<u>本特例措置を適用していない事業地区の平均値以上（上記期間）。</u>
		政策目標の達成状況	①都市再生誘発量 平成28年度0ha → 令和13年度40,950ha <u>令和7年度末時点：27,521ha</u> ②認可された民間施行による事業のうち、施行面積が5ha以上となる事業の割合 → 50%以上/年 <u>令和4年度：62%</u> <u>令和5年度：58%</u> <u>令和6年度：53%</u> ③本特例措置を適用した事業地区における1地権者当たりの土地面積の5年毎の平均値(ha/人)が、本特例措置を適用していない事業地区の平均値以上。 ※括弧内は本特例措置を適用していない事業地区における平均値 <u>I期平均：0.40ha/人（0.36ha/人）</u> <u>II期平均：0.28ha/人（0.25ha/人）</u> ※令和4～6年度の平均値
有効性	要望の措置の適用見込み		本特例措置の延長要望期間中、57件/年（令和3年度～令和7年度の平均適用件数）程度の適用が見込まれる。 ※国土交通省都市局市街地整備課で実施した税制特例適用等実態調査によれば、令和8年度から令和9年度にかけて、計90件の適用が見込まれている

		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	優良な住宅地及び工業用地の整備を促進するためには、土地等の権利者が、優良かつ大規模な宅地を造成しようとする民間事業者等に対して、土地等を譲渡するインセンティブを与えることで、合意形成の長期化等による事業リスク及びコストを軽減し事業を円滑に推進すると共に事業に必要な一定規模の土地確保が行える環境を整えることが効果的である。そのため本特例の要件を満たす土地の譲渡について、税負担を軽減することが有効であり、前記政策目標の達成状況②及び③のとおり、実際に効果がみられる。																						
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置		特定住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（個人住民税・法人住民税・事業税）																						
	予算上の措置等の要求内容及び金額		社会資本整備総合交付金 （令和9年度予算概算要求額約 6,811 億円の内数）																						
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係		事業費などに対する国庫補助等は土地区画整理事業の施行者に対して行うものであり、本特例措置の支援対象（従前の権利者）とは明確な区別がなされている。																						
	要望の措置の妥当性		土地等の権利者に優良な宅地造成事業のために土地を譲渡するインセンティブを与えることによって、合意形成を円滑化し、土地区画整理事業に要する期間の短縮を図るものであることから、本特例措置は的確かつ必要最低限の措置である。																						
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	【法人税・所得税】 (単位：（適用件数）件、（適用額・減収額）百万円) <table><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="2">適用件数</th><th rowspan="2">適用額</th><th rowspan="2">減収額</th></tr><tr><th>個人</th><th>法人</th></tr><tr><td>令和5年度</td><td>0 (34)</td><td>0 (0)</td><td>0 (510)</td><td>0 (76)</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>0 (34)</td><td>0 (0)</td><td>0 (510)</td><td>0 (76)</td></tr><tr><td>令和7年度</td><td>183 (34)</td><td>0 (0)</td><td>2,745 (510)</td><td>412 (76)</td></tr></table> ※括弧内に前回要望時（令和6年度時点）の適用件数・適用額・減収額の見込みを記載 【出所】 適用件数：地方公共団体への税制特例適用実績等調査（市街地整備課にて実施） 適用額・減収額：市街地整備課による推計		年度	適用件数		適用額	減収額	個人	法人	令和5年度	0 (34)	0 (0)	0 (510)	0 (76)	令和6年度	0 (34)	0 (0)	0 (510)	0 (76)	令和7年度	183 (34)	0 (0)	2,745 (510)	412 (76)
		年度	適用件数		適用額	減収額																			
個人	法人																								
令和5年度	0 (34)	0 (0)	0 (510)	0 (76)																					
令和6年度	0 (34)	0 (0)	0 (510)	0 (76)																					
令和7年度	183 (34)	0 (0)	2,745 (510)	412 (76)																					

	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	【法人税】 ① 租税特別措置法の条項 65 の 4 ② 適用件数 令和 4 年度：38 件の内数 令和 5 年度：43 件の内数 令和 6 年度：64 件の内数 ③ 適用総額 令和 4 年度：361 百万円の内数 令和 5 年度：397 百万円の内数 令和 6 年度：764 百万円の内数
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	都市再生誘発量のうち、本特例措置によって 70.4ha（令和 5 年度～令和 7 年度）の土地区画整理事業が施行され、優良な宅地の供給に対して相応の効果を上げている。
	前回要望時の達成目標	都市再生誘発量 平成 28 年度 0 ha → 令和 8 年度 27,300ha
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	前回要望時の目標は達成している。ただし、都市再生の誘発に向けた基盤整備については、必ずしも基盤整備の対象となる区域（DID 地区（人口集中地区）（全国で約 1,325,000ha（令和 2 年国勢調査））、立地適正化計画区域（全国で居住誘導区域が約 810,551ha（R7 都市計画現況調査））等）の全てにおいて行われる必要はなく、地域実態やその時々の実情を踏まえ適切に判断されるべきものではあるものの、当該区域面積に占める現在までの都市再生誘発量は極めて限定的であることから、当該区域面積と比較して一定規模の都市再生誘発量を確保できるよう、令和 9 年度以降においても、引き続き、都市再生誘発量に関する目標値を掲げ、施策を講じる必要がある。
これまでの要望経緯	平成 6 年度 創設 平成 8 年度 延長 平成 10 年度 延長 平成 13 年度 延長 平成 16 年度 延長 平成 19 年度 延長 平成 21 年度 延長 平成 24 年度 縮減・延長（一団の住宅建設に関する事業を除外） 平成 27 年度 延長 平成 30 年度 延長 令和 3 年度 縮減・延長（開発許可を受けて行われる一団の宅地造成に関する事業を除外、施行地区の全部が市街化区域に含まれるものに限定）	

	令和6年度 延長
--	----------

要望内容と自己点検の関係

措置名：特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除

- 本特例措置は、民間施行の土地区画整理事業として行われる一定の宅地造成事業において、施行地区内の地権者が土地等を譲渡した場合の負担を軽減することにより、良好な工業用地や住宅地等の整備を促進するものである。
- 自己点検については、本措置により地権者の合意形成に係る事業コスト・リスクが軽減され、公共団体等施行の代わりとなる民間施行による大規模な事業が行われたことを各指標において点検しており、要望事項における政策目標等と整合している。
- なお、自己点検における短期アウトカムについては、公共団体等施行の代わりとなる民間施行による大規模な（5ha以上）事業の割合を一定水準（50%）以上に維持することとし、中期アウトカムについては、円滑な事業の前提となる「先行的な用地取得」が着実に実施されている状態を維持又は改善することとしている。また、長期アウトカムでは最終的な目標として、民間施行による大規模な事業施行を通じて都市再生が誘発された量を目標として設定している。
- 各目標の達成状況については、目標とする水準を上回っていることから、先行的な用地取得が着実に進められており、結果として必要な都市再生が誘発（良好な住宅地整備や工業用地整備が促進）される効果に繋がっている。
- 政策効果が認められ、公共団体等に代わり、民間主体において円滑に実施するために必要不可欠な措置であることから、引き続き、現行措置の継続を要望するものである。

項目名	東日本大震災に係る被災居住用財産に係る特例の延長等	
税目	所得税	
要望の内容	【制度の概要】 居住の用に供していた家屋が東日本大震災により滅失をしたこと又は家屋の所在地が避難指示区域に指定されたことによって居住の用に供することができなくなった場合に、租税特別措置法に定める居住用財産の譲渡に係る下記の特例措置を適用できるようにするため、当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡期限を、「災害があった日から 3 年後の年末」から「災害があった日から 15 年後の年末」に延長。 ※対象となる特例措置 ・ 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（同法第 31 条の 3） ・ 居住用財産の譲渡所得の 3,000 万円特別控除（同法第 35 条） ・ 特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例（同法第 36 条の 2、第 36 条の 5） ・ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（同法第 41 条の 5） ・ 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（同法第 41 条の 5 の 2） 【要望の内容】 現行の譲渡期限の特例について、5 年間延長（「災害があった日から 15 年後の年末」から「災害があった日から 20 年後の年末」）する。 適用範囲を、警戒区域設定指示等の対象区域に限る。 【関係条文】 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第 11 条の 6 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令 第 13 条の 5 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則 第 3 条の 8 租税特別措置法 第 31 条の 3、第 35 条、第 36 条の 2、第 36 条の 5、第 41 条の 5、第 41 条の 5 の 2 租税特別措置法施行令 第 20 条の 3、第 23 条、第 24 条の 2、第 24 条の 4、第 26 条の 7、第 26 条の 7 の 2 租税特別措置法施行規則 第 13 条の 4、第 18 条の 2、第 18 条の 4、第 18 条の 25、第 18 条の 26	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 東日本大震災の被災者に対して切れ目のない支援を行うことで、被災者の住生活の安定の確保及び向上の促進を図る。 (2) 施策の必要性 住宅や土地に甚大な被害が発生した東日本大震災の被災地では、避難指示区域の解除により、今後、所在地が避難指示区域に指定されていたことにより居住の用に供することができなかった住宅及びその敷地の用に供されている土地を譲渡するケースが想定される。 租税特別措置法における居住用財産の譲渡等に係る特例措置の適用期限までに譲渡できず、同特例措置が適用できなくなる恐れがあるところ、土地等の譲渡に通常より時間を要した場合でも同特例措置の対象とすることで被災者の負担軽減を図る必要がある。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○住生活基本計画（全国計画）（令和８年３月２７日閣議決定）（目標） ・目標２ 若年世帯や子育て世帯が希望する住まいを確保できる社会の実現 ・目標９ 頻発・激甚化する災害に対応した安全な住環境の整備 （基本的な施策） ・子育て世帯に向けた広さや間取り、機能、安全性、遮音性等が考慮された子育て 対応リフォーム等の実施、子育て支援施設や医療施設等との併設、テレワークスペースの設置等の生活利便性の向上の推進 ・将来のニーズの変化を捉えつつ、被災者の住生活の再建に向けた多様かつ切れ目のない支援の推進 ＜国土交通省政策評価体系における位置づけ＞ ・政策目標 １ 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 ・施策目標 １ 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る

		政 策 の 達成目標	住宅の敷地用の土地等の譲渡に通常より時間を要した場合でも、租税特別措置法における居住用財産の譲渡等に係る特例措置の対象とすることで、被災者の住生活の安定の確保及び向上の促進を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	5 年間（令和 9 年 1 月 1 日～令和 13 年 12 月 31 日）
		同上の期間中の達成目標	「政策の達成目標」に同じ。
		政策目標の達成状況	令和 3 年以降、東日本大震災の被災地（岩手県、宮城県、福島県）において、居住用財産の譲渡等に係る特例措置が 3842 件（推計）適用された。
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	146 件/年（令和 3 年～令和 7 年の合計より）
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	住宅の敷地用の土地等の譲渡に通常より時間を要した場合でも、租税特別措置法における居住用財産の譲渡等に係る特例措置の対象とすることで、被災者の負担軽減が図られ、被災者の住生活の安定の確保及び向上の促進につながるものである。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	本件と同様の要望（連動）＜個人住民税＞
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	東日本大震災の被災地では、避難指示区域の解除に伴い、今後、所在地が避難指示区域に指定されていたことにより居住の用に供することができなかった住宅及びその敷地の用に供されている土地を譲渡するケースが想定されるため、本特例措置における譲渡期限を延長することは妥当である。

			また、個別の補助金の申請手続を求めて交付する手法と比較して、国民・行政双方に生じる手続き等の負担の軽減から、税制特例により措置することは妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	744 件（令和 5 年） 748 件（令和 6 年） 719 件（令和 7 年） ※推計値	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	住宅の敷地用の土地等の譲渡に通常より時間を要した場合でも、租税特別措置法における居住用財産の譲渡等に係る特例措置の対象とすることで、被災者の負担軽減が図られ、被災者の住生活の安定の確保及び向上の促進につながっている。	
	前回要望時の達成目標	住宅の敷地用の土地等の譲渡に通常より時間を要した場合でも、租税特別措置法における居住用財産の譲渡等に係る特例措置の対象とすることで、被災者の住生活の安定の確保及び向上の促進を図る。	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和 3 年以降、東日本大震災の被災地（岩手県、宮城県、福島県）において、居住用財産の譲渡等に係る特例措置が 3842 件（推計）適用された。	
これまでの要望経緯			平成 23 年度：創設 令和元年度：拡充 令和 4 年度：拡充

（国土交通省鉄道局鉄道事業課）

項 目 名		鉄道事業再構築事業を実施するローカル鉄道の資産取得に係る特例措置の延長	
税 目		登録免許税	
要望の内容		【制度の概要】 土地・家屋の所有権の移転登記について税率軽減（本則 2 %→特例 1 %） 土地に設定された地上権及び賃借権の移転登記について税率軽減（本則 1 %→特例 0.5 %）	
		【要望の内容】 現行措置の適用期限を 3 年間延長	
		【関係条文】 租税特別措置法第 83 の 4 租税特別措置法施行令第 43 条の 4 租税特別措置法施行規則第 31 条の 5 の 3	
		平年度の減収見込額	－百万円
		（制度自体の減収額）	（－百万円）
		（改正増減収額）	（－百万円）
新設・拡充又は延長を必要とす		(1) 政策目的	
		沿線における人口減少や少子高齢化の進展、高速道路の延伸等社会経済情勢の変化に伴い、ローカル鉄道の経営を取り巻く環境が年々厳しさを増す中、鉄道事業者による利用促進策や経営の合理化努力も限界に達しつつある。これらの状況を改善するため、地域の暮らしを支えるローカル鉄道について、事業構造の見直しや利便性の向上を通じて、持続可能性の高い地域公共交通への再構築を推進する。	
		(2) 施策の必要性	
		平成 19 年 5 月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「地域交通法」という。）が制定され、創意工夫して鉄道の再構築に主体的に取り組む地域を、国として総合的かつ強力に支援することにより、地域鉄道の再生・再構築を推進してきたところ。	
		ローカル鉄道については、人口減少等による長期的な需要減に直面している一方、地域住民の通勤・通学等の日常生活の足、観光等の地域経済の礎として重要な役割を果たしていることからその維持・活性化は不可欠であり、その再構築が重要な課題となっている。	
		事業構造の変更による利便性と持続可能性の高い地域公共交通の再構築を促進するためには、鉄道事業者が鉄道事業再構築事業を実施しやすい環境を整備する必要があることから、同事業の実施に伴う資産の譲渡に係る負担の軽減を図る本特例措置の延長が必要不可欠である。	
今回の要望	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○国土交通省政策評価 政策目標 8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標 27 地域公共交通の維持・活性化を推進する 業績指標参 138 BRT や自動運転などの最新の技術を活用した自動車交通への転換も含めた鉄道の再構築の件数

			○「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）（抜粋） 「第 2 章 日本の成長力強化と安全・安心の確保 1. 「強い経済」の実現 （3）強い地域経済の構築」 ローカル鉄道の再構築、鉄道ネットワークの財源確保、バスのキャッシュレス化、良好な自転車利用環境の整備・活用を進める。 ○「第 3 次交通政策基本計画」（令和 8 年 1 月 16 日閣議決定）（抜粋） ほかの地域での取組の参考となるガイドラインの整備等を通じて、2023 年の地域交通法改正等による支援の枠組みの活用を推進し、ローカル鉄道の再構築の取組を進めるとともに、鉄道ネットワークの在り方の議論を深化する。その際、鉄道とそれ以外のモードの特性等を踏まえた地域にとって最適な形で地域公共交通の実現を図るための環境整備を進める。
		政策の達成目標	鉄道事業再構築事業の認定件数の増加（第 3 次交通政策基本計画）
		租税特別措置の適用又は延長期間	3 年間（令和 9 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日）
		同上の期間中の達成目標	鉄道事業再構築実施計画の認定件数 6 件（第 3 次交通政策基本計画における目標値の内数）
	有効性	政策目標の達成状況	令和 7 年度末までにあいの風とやま鉄道等 23 件の鉄道事業再構築実施計画の認定を行い、同計画に基づく鉄道事業再構築事業が実施されている。
		要望の措置の適用見込み	令和 10 年度：1 件（令和 8 年 8 月時点）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	鉄道事業再構築事業を実施する鉄道事業者に対する補助制度とともに、本特例措置を適用することにより、沿線自治体と鉄道事業者が中心となって鉄道輸送の高度化を図り競争力を回復するための事業が着実に実施される。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	・鉄道事業再構築事業を実施するローカル鉄道の資産取得に係る特例措置（不動産取得税） ・鉄道事業者が鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得した家屋等に係る課税標準の特例措置（固定資産税・都市計画税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	① 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業 ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金 76,474 百万円の内数 ・鉄道施設総合安全対策事業費補助金 19,926 百万円の内数 ② 社会資本整備総合交付金 681,091 百万円の内数 ③ 先進車両導入支援等事業 ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金 76,474 百万円の内数 （いずれも令和 9 年度概算要求額）

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算措置は、各事業に必要となる設備の導入や更新等を支援するものである。これに対し、本特例措置は、鉄道事業再構築事業によって既存の鉄道用資産を譲受する際の負担を軽減するものである。
		要望の措置の妥当性	本特例措置は、経営環境が極めて厳しいローカル鉄道について、沿線自治体と鉄道事業者が中心となって鉄道輸送の高度化を図り競争力を回復するための事業を行うに際し、負担の軽減を図るものであることから、政策手段として適切である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	令和6年度実績 【適用件数】1件（1件） 【減収額】2.2百万円（10百万円） 令和7年度実績 【適用件数】0件（1件） 【減収額】0百万円（1百万円） ※本特例措置の適用状況に関する鉄道事業者等への調査による。 ※前回要望時の適用件数及び減収額については、括弧内のとおりである。 （前回要望との乖離の理由） 令和6年度実績については譲渡資産に変更が生じたことにより、適用見込みから減額となったものである。 令和7年度実績については、想定よりも鉄道再構築事業実施に時間を要しており、特例措置の適用に至っていない。	
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置を活用することにより、鉄道事業再構築事業の認定を受けて実際に事業が進められていることが確認できており、当該事業の実施に伴い生じる費用を軽減することにより、鉄軌道事業者の財政的制約を改善させ、地域が主体的に行うローカル鉄道の再構築に向けた利便性、持続可能性の取組を後押しするという直接的な効果が認められる。	
	前回要望時の達成目標	地域交通法に基づき、鉄道事業再構築事業を実施する鉄道事業者を支援することにより、地域の暮らしを支える地域の鉄道の維持・活性化を図る。	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和7年度末までに23事業者23件の鉄道事業再構築実施計画の認定を行い、同計画に基づく鉄道事業再構築事業が実施されており、地域の暮らしを支える地域の鉄道の維持・活性化が図られている。	
	これまでの要望経緯	平成20年度税制改正要望提出（創設） 平成22年度税制改正要望提出（廃止） 令和6年度税制改正要望提出（創設）	

要望内容と自己点検の関係

措置名：認定鉄道事業再構築実施計画に基づき不動産を取得した場合の所有権等の移転登記の税率の軽減

○ 自己点検の結果

①短期アウトカムの達成状況

○自己点検を実施した結果、短期アウトカムである【鉄道による再構築の意思決定を行った件数】（令和6年度～7年度・目標値1件以上）については、令和6年度～7年度において15件であることから目標を達成している。

②中期アウトカムの達成状況

○また、中期アウトカムである【鉄道事業再構築実施計画の認定件数】（令和6年度～12年度・目標値31件）については、令和7年度末時点で23件と順調に推移しているが、達成途上にあり、引き続き本特例措置を継続する必要がある。

③長期アウトカムの達成状況

○さらに、長期アウトカムである【本特例措置が適用された事業者について、収支又は輸送人員が改善した事業者割合】（再構築計画の最終年度・目標値100%（再構築計画認定の前年度比））については、令和6年度に本特例措置を受けた事業者について、認定前年度（令和5年度）との比較で100%が改善ありと順調に推移しているが、達成途上にあり、引き続き本特例措置を継続する必要がある。

④要望への反映

○以上のことから、本特例措置は、一定の政策効果が認められるため、適用期限を3年間（令和12年3月31日まで）延長することを要望する。

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（国土交通省不動産・建設経済局土地政策課）

項 目 名		国土利用計画法の改正に伴う所要の措置	
税 目		所得税、法人税	
要 望 の 内 容	【要望の内容】 土地の取得・利用に関する情報把握強化や効果的な監督の実施等を図るための国土利用計画法の改正に伴い、土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例などについて、所要の措置を検討する。		
	【関係条文】 租税特別措置法第 34 条の 2 及び第 65 条の 4 並びに租税特別措置法施行令第 19 条及び第 38 条の 5 並びに租税特別措置法施行規則第 17 条の 2		
容	平年度の減収見込額		— 百万円
	(制度自体の減収額)		(— 百万円)
	(改 正 増 減 収 額)		(— 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	土地の取得・利用に関する情報把握強化や効果的な監督の実施等を図るための国土利用計画法の改正に伴い、必要に応じ、所要の措置を講じる必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省住宅局住宅経済・法制課、住宅生産課）

項 目 名	住宅関係諸税に係る適用要件の合理化		
税 目	所得税、贈与税、登録免許税		
要 望 の 内 容	【制度の概要】 住宅関係諸税の書類の有効期間は、家屋の調査から 2 年とされている。 (1)省エネルギー性能関係 建設住宅性能評価書・住宅省エネルギー性能評価書・住宅性能証明書 (2)耐震性能関係 建設住宅性能評価書・耐震基準適合証明書・既存住宅売買瑕疵保険付保証 明書・住宅性能証明書 (3)バリアフリー性能関係 建設住宅性能評価書・住宅性能証明書 【要望の内容】 上記書類の有効期間を 2 年から 10 年等に延長する。 また、住宅の性能を証明する各種書類に関して、手続の合理化に資するため の所要の改正を講じることとする。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 住宅関係諸税の適用要件とされる耐震性能・省エネルギー性能などの住宅性能の劣化に係る知見が蓄積されてきていることを踏まえ、これらの性能を証明する書類の有効期間を延長すること等により、申請にあたる手続の合理化を講じ、申請に係る負担の軽減を図る。 (2)施策の必要性 税制特例の適用要件として提出を求めている住宅性能を証明する書類（以下「各種証明書」という。）については、家屋の取得前 2 年以内に家屋の調査が行われていなければならない、また、その多くで原本の提出を求めているため、同じ住宅であっても特例の適用をしようとする度に各種証明書を取得していることが多い。そのため、各種証明書の取得にあたり、申請から発行に係る時間的コストや金銭的コストが申請者にかかっているところである。 一方で、「住生活基本計画（全国計画）」（令和 8 年 3 月 27 日閣議決定）においては、多世代にわたり活用される住宅ストックの形成を講じることとされており、既存住宅の流通をより一層促進することが求められる。 こうした状況を踏まえ、既存ストックの積極的な活用により良質な住まいを供給するための障壁をなくすには、証明書の新たな発行に係る負担を軽減し、手続きの合理化を図る必要がある。	平年度の減収見込額	— 百万円
		(制度自体の減収額)	(— 百万円)
		(改正増減収額)	(— 百万円)

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○住生活基本計画（全国計画）（令和８年３月２７日閣議決定） 目標２ 若年世帯や子育て世帯が希望する住まいを確保できる社会の実現 目標４ 過度な負担なく希望する住生活を実現できる環境整備 目標５ 多世代にわたり活用される住宅ストックの形成 目標６ 住宅ストックの性能や利用価値が市場で適正に評価され、循環するシステムの構築 目標７ 住宅の誕生から終末まで切れ目のない適切な管理・再生・活用・除却の一体的推進 目標８ 持続可能で多様なライフスタイルに対応可能な住宅地の形成 目標９ 頻発・激甚化する災害に対応した安全な住環境の整備 ＜国土交通省政策評価体系上の位置付け＞ 政策目標１ 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標１ 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 施策目標２ 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する 政策目標２ 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標３ 総合的なバリアフリー化を推進する 政策目標３ 地球環境の保全 施策目標９ 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 政策目標４ 水害等災害による被害の軽減 施策目標１１ 住宅・市街地の防災性を向上する
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—

	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯			—

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（国土交通省住宅局住宅経済・法制課、大臣官房参事官（不動産情報））

項 目 名	新築マンションの価格高騰への対応に係る所要の措置		
税 目	—		
要 望 の 内 容	都心の大規模マンションを中心とした近年の新築マンション価格の高騰に対応するため、実需に基づかない投機的取引を抑制するための方策について、必要な検討を行い、所要の措置を講じる。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由		平年度の減収見込額	— 百万円
		(制度自体の減収額)	(— 百万円)
		(改正増減収額)	(— 百万円)
	都心の大規模マンションを中心とした近年の新築マンション価格の高騰については、実需に基づかない投機的取引が一因であるとの指摘があることを踏まえ、必要な対応を検討し、所要の措置を講じる必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○令和８年度税制改正大綱（令和７年１２月自由民主党・日本維新の会） 第一 令和８年度税制改正の基本的考え方 □ 不動産価格高騰への対応（新築マンションの短期売買） 近年のマンション価格の高騰については、その一因として、都心の大規模マンションを中心に、短期売買が増加傾向にあることが挙げられる。実需に基づかない投機的取引は好ましくないとの考えの下、民間部門でも対策が講じられ始めている。その結果も踏まえつつ、引き続き、所管省庁においてマンション取引の実態把握を継続し、本来あるべき不動産取引への影響や、資産価値への影響など、様々な観点を考慮しながら、税制上の措置も含め必要な措置を講ずる。
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置 の 妥 当 性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別 措 置 の 適用実績	—
		租特透明化 法に基づく 適用実態 調 査 結 果	—
		租税特別措 置の適用に よる 効 果 (手段として の有効性)	—
		前回要望時 の達成目標	—
		前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯			—

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省物流・自動車局企画・電動化・自動運転参事官室）

項 目 名	自動車関係諸税の課税のあり方の検討		
税 目	自動車重量税		
要 望 の 内 容	自動車関係諸税については、令和 8 年度与党税制改正大綱を踏まえ、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望等を踏まえるとともに、「2050 年カーボンニュートラル」目標の実現に向けた積極的な貢献、地域公共交通へのニーズの高まり、モビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等も踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税の当分の間税率廃止の影響も踏まえ、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、併せて、営自格差の確保を含め、持続可能な公共交通・物流の維持にも配慮するとともに、自動運転等の技術進展も見据えた見直しを行う。 【関係条文】 自動車重量税法第 7 条、同法施行令第 4 条、5 条、同法施行規則第 2 条 租税特別措置法第 90 条の 11、第 90 条の 11 の 2、第 90 条の 11 の 3、第 90 条の 12 同法施行令第 51 条の 2、同法施行規則第 40 条の 2、第 40 条の 4		
		平年度の減収見込額	－ 百万円
		（制度自体の減収額）	（ － 百万円）
		（改正増減収額）	（ － 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 バス、トラック等の営業用EV車両の普及により、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するとともに、高齢者の免許返納の加速や人口減少等に伴う地域公共交通や社会インフラとしての物流維持へのニーズの高まりに応じていくための税制のあり方を検討する。 また、地域公共交通や物流維持のニーズに効果的に応えることが期待される自動運転等の技術進展も見据え、これらの技術を広く普及させる税制のあり方を検討する。 (2) 施策の必要性 ① 自動車関係諸税については、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望等を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならないとの考え方を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行うこととなっている。 ② 自動車重量税のあり方については、利用段階における負担の適正化の観点から、自家用の乗用車のうちEV車両等について、自動車重量税の特例加算分として車両重量に応じた一定の負担が求められることとなる。 ③ バス、トラック等の営業用EV車両の取扱いについては、これらの車両が地域公共交通、物流等の分野において果たしている公共的な役割の重要性に鑑みた税制のあり方を検討し、その役割を阻害することがないように考慮を行う必要がある。 ④ また、地域公共交通や物流維持のニーズに効果的に応えることが期待される自動運転等の技術進展も見据えた税制のあり方を検討し、これらの技術開発を促進し、広範な普及を実現する必要がある。
今回の要望（租税特別措置）に	合理性 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標3 地球環境の保全 施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 参考指標21 新車販売に占める次世代自動車の割合 ① 第3次交通政策基本計画（令和8年1月16日閣議決定） 「公共交通が、国民生活や経済活動を支え、観光需要を通じた地域活性化に不可欠な地方の「暮らし」と「安全」を守る基盤であること等を踏まえ、交通ネットワークの持続可能性や利便性の向上を図る等の観点から、必要な財源やその負担の在り方についても、多角的に検討を行う。」 ② 第6次社会資本整備重点計画（令和8年1月16日閣議決定） 戦略的・計画的な社会資本整備を支える安定的・持続的な公共投資に関して、「PPP/PFI等の民間資金の活用を推進するとともに、受益者負担を求め得る分野については、利用実態に即した適切な負担のあり方についての検討も着実に進める。また、それ以外の分野についても、適切な負担のあり方についての検討を行う。」

		政 策 の 達成目標	① 自動車重量税のグリーン化により、自動車の環境負荷の低減等を図る。 ② 2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	新車販売に占める次世代自動車の割合 平成20年度（エコカー減税導入前）： 3.0% 令和7年度（エコカー減税導入後）： 57.1%
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	令和8年度与党税制改正大綱においては、「日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望等を踏まえるとともに、「2050 年カーボンニュートラル」目標の実現に向けた積極的な貢献、地域公共交通へのニーズの高まり、モビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等も踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税の当分の間税率廃止の影響も踏まえ、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行う。」とされていることを踏まえ、

			持続可能な公共交通・物流の維持にも配慮するとともに、自動運転等の技術進展も見据えつつ、その検討を行う。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	○自動車重量税のエコカー減税（財務省試算） 令和５年度：約 380 億円 令和６年度：約 500 億円 令和７年度：約 400 億円	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	エコカー減税の導入以降、次世代自動車の普及率は平成 21 年度の 11.0%から令和 7 年度には 57.1%に大幅に向上しているなど（約 46 ポイント増加）、本措置による効果も合わさって環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮し、目標に向かって着実に向上していることから、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。 加えて、エコカー減税の導入以降、新車の平均燃費が向上していることから、市場競争を通じてエンジン技術や軽量化などの共通基盤技術が磨きあげられていると考えられ、自動車の技術革新の加速化、延いては、新興市場を含めたグローバル市場における我が国自動車メーカーの国際競争力の更なる強化等の効果も期待できる。	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯			—

令和 9 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省海事局外航課）

項 目 名	経済安全保障の確立等のための外航海運税制の見直し		
税 目	法人税、登録免許税		
要 望 の 内 容	【制度の概要】 ○法人税（トン数標準税制） 「日本船舶・船員確保計画」を作成し、国土交通大臣の認定を受けた対外船舶運航事業者が、次の船舶に係る利益について、みなし利益課税の適用を受けることができる。 1. 日本船舶 2. 準日本船舶（対外船舶運航事業者または本邦船主が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶） ○登録免許税 国際船舶の所有権保存登記及び抵当権設定登記に係る課税の軽減措置を講じている。 【要望の内容】 外航海運税制について、経済安全保障の確立等のため、必要な見直しを行い、所要の措置を講じる。 【関係条文】 ○法人税（トン数標準税制） 租税特別措置法第 59 条の 2 租税特別措置法施行令第 35 条の 2 租税特別措置法施行規則第 21 条の 17 ○登録免許税 租税特別措置法 第 82 条租税特別措置法施行令 第 43 条 租税特別措置法施行規則 第 31 条の 3	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 ○法人税 （▲24,700 百万円） ○登録免許税 （ — 百万円） （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 中東情勢の緊迫化等を踏まえ、日本船舶の確保による安定的な国際海上輸送を通じた経済安全保障の確立と日本商船隊の国際競争力強化等を目指す。 (2) 施策の必要性 四面を海に囲まれ、エネルギーや食料等の自給率が低い我が国にとって、貿易量の 99.5%を担う国際海上輸送は国民生活・経済活動に不可欠なインフラであり、今般のホルムズ海峡を巡る事案を受けて、経済安全保障の観点からその重要性が改めて認識された。 日本船舶は、我が国の管轄権の対象であり、経済安全保障の観点から確保を進めることが必要であるが、日本商船隊が世界単一の海運市場を勝ち抜くためには、こうした経済安全保障上の要請と企業活動における国際競争力の強化を両立させることが重要である。 これらの課題に対応するため、外航海運税制について必要な見直しを行い、海事産業群や港湾ロジスティクスの基盤強化とともに、所要の措置を講じる必要がある。							
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	<table><tr><td>政策体系における政策目的の位置付け</td><td> 【政策評価体系における当該要望の措置の位置付け】 政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間経済等の確保・強化 施策目標：19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する ○法人税（トン数標準税制） 業績指標：68 外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数 ○登録免許税 業績指標：66 国際船舶の隻数 </td></tr><tr><td>政策の達成目標</td><td> ○法人税（トン数標準税制） 日本の管轄権の行使が可能な外航船舶を増加させ、安定的な国際海上輸送を実現し、経済安全保障の確立を図る。 ○登録免許税 国際船舶の隻数を、令和 9 年央までに 366 隻に増加させる。 ※令和 10 年央以降は検討中。 また、特定船舶について、我が国の造船事業者により建造された船舶のうち、特定船舶の構造、装置又は性能に係る要件を満たす船舶について、特定船舶の導入を促進することにより、令和 12 年度を目処に外航船舶については約 30%の普及・維持を目指す。 </td></tr><tr><td>租税特別措置の適用又は延長期間</td><td> ○法人税（トン数標準税制） 5 年間（令和 9 年 4 月 1 日～令和 14 年 3 月 31 日） ○登録免許税 3 年間（令和 9 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日） </td></tr></table>	政策体系における政策目的の位置付け	【政策評価体系における当該要望の措置の位置付け】 政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間経済等の確保・強化 施策目標：19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する ○法人税（トン数標準税制） 業績指標：68 外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数 ○登録免許税 業績指標：66 国際船舶の隻数	政策の達成目標	○法人税（トン数標準税制） 日本の管轄権の行使が可能な外航船舶を増加させ、安定的な国際海上輸送を実現し、経済安全保障の確立を図る。 ○登録免許税 国際船舶の隻数を、令和 9 年央までに 366 隻に増加させる。 ※令和 10 年央以降は検討中。 また、特定船舶について、我が国の造船事業者により建造された船舶のうち、特定船舶の構造、装置又は性能に係る要件を満たす船舶について、特定船舶の導入を促進することにより、令和 12 年度を目処に外航船舶については約 30%の普及・維持を目指す。	租税特別措置の適用又は延長期間
政策体系における政策目的の位置付け	【政策評価体系における当該要望の措置の位置付け】 政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間経済等の確保・強化 施策目標：19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する ○法人税（トン数標準税制） 業績指標：68 外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数 ○登録免許税 業績指標：66 国際船舶の隻数							
政策の達成目標	○法人税（トン数標準税制） 日本の管轄権の行使が可能な外航船舶を増加させ、安定的な国際海上輸送を実現し、経済安全保障の確立を図る。 ○登録免許税 国際船舶の隻数を、令和 9 年央までに 366 隻に増加させる。 ※令和 10 年央以降は検討中。 また、特定船舶について、我が国の造船事業者により建造された船舶のうち、特定船舶の構造、装置又は性能に係る要件を満たす船舶について、特定船舶の導入を促進することにより、令和 12 年度を目処に外航船舶については約 30%の普及・維持を目指す。							
租税特別措置の適用又は延長期間	○法人税（トン数標準税制） 5 年間（令和 9 年 4 月 1 日～令和 14 年 3 月 31 日） ○登録免許税 3 年間（令和 9 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日）							

		同上の期間中の達成目標	○法人税（トン数標準税制） 検討中安定的な国際海上輸送を計画的に確保するために必要な日本の管轄権が及ぶ外航船舶の隻数 ○登録免許税 ・国際船舶の隻数を、令和9年央までに366隻に増加させる。 ※令和10年央以降は検討中。 ・我が国の造船事業者により建造された船舶のうち、特定船舶の構造、装置又は性能に係る要件を満たす船舶について、外航船舶については令和11年度を目処に約30%の普及・維持を目指す。
		政策目標の達成状況	○法人税（トン数標準税制） 日本船舶は令和4年度の285隻から令和7年度までに341隻まで増加しており、令和8年度末には349隻まで増加する見込みである。 なお、令和8年度末には日本船舶及び準日本船舶の合計隻数は377隻になる見込みである。 ○登録免許税 令和8年央の国際船舶は351隻であり、前年（令和7年央）と比べて11隻増加しており、全体として増加傾向にあるが、さらなる増加に向け、引き続き取り組む必要がある。 また、特定船舶について、我が国の造船事業者により建造された船舶のうち、特定船舶の構造、装置又は性能に係る要件を満たす船舶について、令和7年度においては31.2%であり、引き続き安全・環境性能に優れた高品質な船舶の導入に取り組む必要がある。
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	○法人税（トン数標準税制） — ○登録免許税 国際船舶及び特定船舶の取得に係るコストの軽減を通じて、国際船舶が増加していることから、本特例措置の有効性が認められる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	○法人税（トン数標準税制） トン数標準税制（法人住民税・法人事業税） ○登録免許税 国際船舶に係る課税標準の特例措置（固定資産税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																								
	要望の措置の妥当性	○法人税（トン数標準税制） 本特例措置により、利益の変動が激しい対外船舶運航事業者にとって、毎年の納税額が予見可能となり、高額な船舶投資を安定的・計画的に行うことが可能となるため、政策目的の達成のために効率的な政策手法であり、妥当性を有する。 ○登録免許税 国際船舶に係る登録免許税の課税の軽減措置を講じることとは、国際船舶の取得に係るコストの軽減によりその増加を促進し、我が国の経済活動を支える国際海上輸送の安定的な確保を通じた経済安全保障の確立に資するものである。 また、国際船舶のうち新造船について、対象を特定船舶に限定した上で課税の軽減措置を拡充することは、国際的・社会的に求められている安全性や環境性能等に優れた高品質な船舶の導入を促進し、国際競争力強化に資するものであり、本要望の措置は妥当である。。																								
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	○法人税（トン数標準税制） <table><thead><tr><th></th><th>適用件数</th><th>適用額</th><th>減収額</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和5年度</td><td>6者</td><td>111,931百万円</td><td>25,262百万円</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>6者</td><td>148,548百万円</td><td>33,694百万円</td></tr><tr><td>令和7年度</td><td>5者</td><td>158,726百万円</td><td>36,157百万円</td></tr></tbody></table> ※認定事業者4社1グループへのアンケート調査に基づき算出 ○登録免許税 <table><thead><tr><th>年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>実績</td><td>21百万円 (10隻)</td><td>87百万円 (16隻)</td><td>159百万円 (27隻)</td></tr></tbody></table> ※海事局における国際船舶に係る手続きの実績を集計		適用件数	適用額	減収額	令和5年度	6者	111,931百万円	25,262百万円	令和6年度	6者	148,548百万円	33,694百万円	令和7年度	5者	158,726百万円	36,157百万円	年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	実績	21百万円 (10隻)	87百万円 (16隻)	159百万円 (27隻)
		適用件数	適用額	減収額																						
令和5年度	6者	111,931百万円	25,262百万円																							
令和6年度	6者	148,548百万円	33,694百万円																							
令和7年度	5者	158,726百万円	36,157百万円																							
年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度																							
実績	21百万円 (10隻)	87百万円 (16隻)	159百万円 (27隻)																							
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	○法人税（トン数標準税制） トン数標準税制 1. 条項：59条の2 2. 適用件数 令和4年度：5件 令和5年度：4件 令和6年度：6件 3. 適用総額 令和4年度：81,843,134千円 令和5年度：69,204,136千円 令和6年度：110,040,267千円 ○登録免許税 —																								

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	○法人税（トン数標準税制） 日本商船隊の中核である日本船舶については、トン数標準税制の導入の効果もあり、これまでの減少基調から増加に転じ、認定事業者による日本船舶の隻数は、トン数標準税制導入時の77隻から令和8年度末には349隻となる見込みであり、現行制度が有効に活用されている。 ○登録免許税 本特例措置により、国際船舶及び特定船舶の取得に係るコストが軽減され、外航船舶の取得に対して税負担等の免除・軽減措置を講じている諸外国とのコスト差の縮小が図られる。
	前回要望時の達成目標	○法人税（トン数標準税制） 日本船舶及び準日本船舶の合計隻数を、5年間（令和5年度以降）で370隻程度とすることを目標とする。 ○登録免許税 ・国際船舶の隻数を、令和7年央までに332隻に増加させる。 ・1年間に新たに就航する新造の国際船舶のうち20%を特定船舶にする。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	○法人税（トン数標準税制） 令和8年度末時点で383隻（日本船舶349隻、準日本船舶28隻）の見込みであるところ、順調に推移している。 ○登録免許税 令和7年央の国際船舶の隻数は340隻であり、前回要望時の目標を達成した。 また、令和6年度の1年間で新たに就航した新造の国際船舶のうち、85.7%が特定船舶であった。令和7年度においては、100%すべてが特定船舶となっており、前回要望時の目標を達成した。
これまでの要望経緯		○法人税（トン数標準税制） 平成21年度 日本船舶についてトン数標準税制（5年間）を創設 平成24年度 準日本船舶（対外船舶運航事業者の海外子会社が所有する一定の要件を満たした外国船舶）まで課税の特例とする拡充要望 平成25年度 準日本船舶まで対象を拡充 平成29年度 準日本船舶について、日本の船主が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶まで対象とする拡充要望 平成30年度 準日本船舶について、日本の船主が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶まで対象を拡充 令和5年度 みなし利益水準の引き上げを要望 ○登録免許税 平成8年度 創設 平成9年度 拡充要望（認められず） 平成10年度 拡充・延長要望（延長のみ） 平成11年度 拡充（海外から譲渡を受けた国際船舶（船齢5年未満に限る）を追加、国際船舶の定義の見直し）

平成 12 年度	延長
平成 14 年度	縮減・延長（税率 1 /1000→1. 5/1000）
平成 16 年度	縮減・延長（税率 1. 5/1000→2 /1000）
平成 18 年度	縮減・延長（税率 2 /1000→2. 5/1000）
平成 20 年度	延長
平成 22 年度	延長（税率 2. 5/1000→3 /1000）
平成 23 年度	拡充・延長（拡充は認められず延長のみ）
平成 24 年度	延長（税率 3 /1000→3. 5/1000）
平成 26 年度	拡充・延長（拡充は認められず延長のみ）
平成 28 年度	拡充・延長（船齢要件の撤廃。PSC による拘留を一度も受けたことがない船舶に限定）
平成 30 年度	拡充・延長（拡充は認められず延長のみ）
令和 2 年度	延長
令和 4 年度	拡充・延長（拡充は認められず延長のみ）
令和 6 年度	拡充・延長（国際船舶の定義の見直し。新造船は国際船舶のうち特定船舶に限定し、税率 3. 5/1000→2 /1000 に拡充）

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（国土交通省住宅局住宅生産課）

項 目 名	認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に係る軽減措置の拡充及び延長		
税 目	登録免許税		
要 望 の 内 容	【制度の概要】 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 6 条第 1 項の規定により認定を受けた計画に基づき新築等された住宅（以下「認定長期優良住宅」という。）に係る登録免許税について、以下のとおり税率を引き下げる。 ・ 所有権保存登記 1/1000 （本則 4/1000 一般住宅特例 1.5/1000） ・ 所有権移転登記 2/1000（一戸建て）、1/1000（一戸建て以外） （本則 20/1000 一般住宅特例 3/1000） 【要望の内容】 ・ 本特例措置の適用期限を 2 年間（令和 11 年 3 月 31 日まで）延長する。 ・ 床面積要件を 50 m²以上から 40 m²以上へ緩和する。 ・ 令和 10 年 1 月 1 日以降に土砂災害等の災害レッドゾーン内で新築された住宅は適用対象外とする。 【関係条文】 租税特別措置法第 74 条 租税特別措置法施行規則第 26 条	平年度の減収見込額	▲12 百万円
		(制度自体の減収額)	(— 百万円)
		(改正増減収額)	(— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 「住生活基本計画（全国計画）」（令和8年3月27日閣議決定。以下「住生活基本計画」という。）を踏まえ、多世代にわたり活用される住宅ストックを形成する。そのために、省エネ性、耐震性、耐久性等に優れ、適切な維持保全が確保される認定長期優良住宅の普及に取り組む。 (2) 施策の必要性 「住生活基本計画」においては、多世代にわたり活用される住宅ストックの形成のため、建設住宅性能評価の実施拡大や認定長期優良住宅の普及に取り組むこととされている。 この点、令和6年度時点で、住宅ストックに占める認定長期優良住宅及び建設住宅性能評価取得住宅の割合は7%にとどまっており、目標^(※)である15%の達成に向けては、いまだ道半ばの状況にある。 認定長期優良住宅は高い耐久性等の確保のために建築費が上昇し、一般住宅に比べて取得費用が高くなっている。これが国民の取得意欲を阻害しないようにするため、本特例措置を延長して税負担額を抑制することで、認定長期優良住宅の普及を引き続き促進する必要がある。 また、世帯構成の変化等を踏まえ、将来世代に継承する住宅ストックの供給・流通を促進するため、特例の対象となる住宅の床面積要件を緩和する必要がある。 ※ 住宅ストックに占める認定長期優良住宅及び建設住宅性能評価取得住宅の割合15%（令和17年度）（「住生活基本計画」）		
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	「住生活基本計画」において、長寿命化に向けた適切な維持管理等の円滑化や、世代をこえて既存住宅として取引されうるストックの形成のための基本的な施策として、認定長期優良住宅の維持保全計画の実施、認定長期優良住宅ストックの拡充が位置付けられている。 （国土交通省政策評価体系における位置付け） 政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 業績指標4 住宅ストックに占める認定長期優良住宅及び建設住宅性能評価取得住宅の割合
		政策の達成目標	住宅ストックに占める認定長期優良住宅及び建設住宅性能評価取得住宅の割合 15%（令和17年度）
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和9年4月1日～令和11年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	住宅ストックに占める認定長期優良住宅及び建設住宅性能評価取得住宅の割合 約10.5%（令和10年度）

		政策目標の達成状況	住宅ストックに占める認定長期優良住宅及び建設住宅性能評価取得住宅の割合 7%（令和6年度）
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和9年度 保存登記 123,942 件 移転登記 1,539 件 令和10年度 保存登記 128,359 件 移転登記 1,594 件
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	質の高い住宅の市場への供給を促進するため、本特例措置を活用して認定長期優良住宅の取得に係る税負担を軽減し、当該住宅の選択・取得を促進していくことに有効である。これにより認定長期優良住宅の供給拡大が図られ、住宅ストックの質の向上につながることから、政策目標の達成に資するものである。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	・認定長期優良住宅に係る住宅ローン減税（所得税）（租税特別措置法第41条第6項） ・認定長期優良住宅の新築等をした場合の税額控除（所得税）（租税特別措置法第41条の19の4） ・認定長期優良住宅に係る軽減措置（不動産取得税、固定資産税）（地方税法附則第11条第8項、附則第15条の7）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業（令和9年度予算概算要求額：1,699.04 億円の内数）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記制度と相まって、税制においても必要な措置を講じることにより、認定長期優良住宅の普及を図る。
		要望の措置の妥当性	認定長期優良住宅の取得を促進するため、当該住宅の取得に係る税負担の軽減を図ることは効果的である。 本特例措置のほか、予算措置（補助金）と融資による支援措置が講じられている。予算措置については、認定長期優良住宅の導入に伴う初期費用負担の軽減等を目的として、重点的な支援を行うものである。融資については、長期固定金利等による安定的な資金調達を可能とすることで、住宅取得者の負担軽減と資金計画の安定化を図るものである。 このように、税制・予算・融資は、認定長期優良住宅の普及という共通の政策目的の下、それぞれ異なる政策機能を担うも

			のであり、一体的に必要な措置を講じることで政策効果の発現を図っている。 また、個別の補助金の申請手続を求めて交付する手法と比較して、住宅取得等の際に生じる手続に着目した確実かつ簡素な負担軽減策であり、政策目的の達成に着実に貢献できる点で相当性が認められる。 なお、本特例措置は、適用の対象を自己の居住に供する家屋を取得等した場合に限定していることから、的確かつ必要最小限の措置である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績		・所有権保存登記 適用件数（見込数）※納付額 令和４年度 104,954 件（100,185 件）※1,240,607,200 円 令和５年度 100,448 件（99,655 件）※1,179,124,700 円 令和６年度 109,901 件（106,857 件）※1,306,849,200 円 ・所有権移転登記 適用件数（見込数）※納付額 令和４年度 1,809 件（1,620 件）※27,993,800 円 令和５年度 1,099 件（1,612 件）※21,592,600 円 令和６年度 1,365 件（110,665 件）※26,846,200 円 （法務省「登記統計」より） ※前回・前々回要望時の適用件数については、括弧内のとおりである。
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果		—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）		認定長期優良住宅の総戸数は着実に増加してきている。本特例措置は、認定長期優良住宅の新築等を促進し、質の高い住宅ストックの形成に寄与している。
	前回要望時の達成目標		認定長期優良住宅のストック数約 186 万戸（令和７年度）
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		現在集計中のため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難だが、令和６年度の認定長期優良住宅のストック数は約 174 万戸であった。近年の建設資材や住宅価格の高騰により、住宅取得環境は一層厳しい状況となっており、認定長期優良住宅の更なる普及に当たっては、取得時の負担軽減を通じた後押しが引き続き重要である。
これまでの要望経緯			平成 20 年度 創設 平成 22 年度 延長（２年） 平成 24 年度 延長（２年）・縮減 平成 26 年度 延長（２年）

	平成 28 年度	延長 (2 年)
	平成 30 年度	延長 (2 年)
	令和 2 年度	延長 (2 年)
	令和 4 年度	延長 (2 年)
	令和 6 年度	延長 (3 年)

要望内容と自己点検の関係

措置名：特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減

- 自己点検を実施した結果、短期アウトカムの指標【新設住宅着工数に対する長期優良住宅の認定戸数の比率】（対象期間：～令和12年度・目標値：前年度より増加）については、令和4年度13.7%、令和5年度14.5%、令和6年度17.8%と増加傾向で推移している。今後も長期優良住宅の認定戸数は増加すると想定されることから、目標をおおむね達成されているものと考えられる。
- また、中期アウトカムの指標【認定長期優良住宅のストック数】（対象期間：～令和12年度・目標値：約250万戸）も、令和4年度約148万戸、令和5年度約159万戸、令和6年度約174万戸と増加している。
- 一方で、長期アウトカムの指標である【住宅ストックに占める認定長期優良住宅及び建設住宅性能評価取得住宅の割合】（対象期間：～令和17年度・目標値：15%）は、令和6年度時点で7%であるが、達成途上にあり、本特例措置により引き続き認定長期優良住宅の新築・取得を促進する必要がある。
- 以上のことから、本特例措置は、一定の政策効果が認められるため、適用期限を2年間（令和11年3月31日まで）延長することを要望する。
- また、新たな「住生活基本計画」においては、住宅性能水準※や居住環境水準に示す水準を参考にした将来世代に継承する住宅ストックの供給・流通の促進を図ることとしており、床面積要件について必要な見直しを講じるとともに、令和10年1月1日以降に土砂災害等の災害レッドゾーン内で新築された住宅は適用対象外とする。
※ 住宅性能水準では、「今後の住宅ストックの充実に当たって供給・流通を促していく住宅の規模は（略）、2050年に向けて増加が見込まれる単身世帯が都市居住に当たってゆとりのある住生活を営むことができる規模及び、2人世帯、3人世帯若しくは夫婦と2人の未就学児等からなる世帯が生活を営むことができる規模を考慮して、40㎡程度を上回る住宅とする」とされている。

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（国土交通省住宅局住宅生産課、都市局都市計画課、都市局市街地整備課）

項 目 名	認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に係る軽減措置の拡充及び延長		
税 目	登録免許税		
要 望 の 内 容	【制度の概要】 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 2 条第 3 項に規定する低炭素建築物である住宅（同法第 16 条において低炭素建築物とみなされた特定建築物である住宅を含む。以下「認定低炭素住宅」という。）を新築等した場合に、以下のとおり税率を引き下げる。 ・ 所有権保存登記 本則 4 /1000（一般住宅の特例 1.5 /1000）→ 1 /1000 ・ 所有権移転登記 本則 20 /1000（一般住宅の特例 3 /1000）→ 1 /1000 【要望の内容】 ・ 本特例措置の適用期限を 2 年間（令和 11 年 3 月 31 日まで）延長する。 ・ 床面積要件を 50 ㎡以上から 40 ㎡以上へ緩和する。 ・ 令和 10 年 1 月 1 日以降に土砂災害等の災害レッドゾーン内で新築された住宅は適用対象外とする。 【関係条文】 租税特別措置法第 74 条の 2 租税特別措置法施行令第 42 条の 2 租税特別措置法施行規則第 26 条の 2		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	▲ 1 百万円 (— 百万円) (— 百万円)

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日閣議決定。以下「地球温暖化対策計画」という。）に掲げた温室効果ガスの大幅削減目標の達成や、新築住宅の省エネ基準適合義務化・ZEH水準の確保が求められる中、ZEH水準の省エネ性能を有する認定低炭素住宅の普及を促進することで、2050年ネット・ゼロを目指す。 (2) 施策の必要性 「地球温暖化対策計画」において、世界全体での1.5℃目標と整合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することが掲げられている。 「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第69号）が令和4年6月17日に公布され、建築物の省エネ性能の一層の向上を図る対策の抜本的な強化や、建築物分野における木材利用の更なる促進に資する規制の合理化などを講じることとされた。また、令和4年10月には認定基準がZEH水準に引き上げられ、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー利用設備の導入が必須項目とされている。 省エネ基準を超える性能を有し、かつ低炭素化に資する措置が講じられた認定低炭素住宅は、高い省エネ性能を確保するために建築費が上昇し、一般住宅に比べて取得費用が高くなっている。これが国民の取得意欲を阻害しないようにするため、本特例措置を延長して税負担額を抑制することで、認定低炭素住宅の普及を引き続き促進し、2050年ネット・ゼロの実現に向けた取組を進める必要がある。 また、世帯構成の変化等を踏まえ、将来世代に継承する住宅ストックの供給・流通を促進するため、特例の対象となる住宅の床面積要件を緩和する必要がある。
--	---

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	「地球温暖化対策計画」や「住生活基本計画（全国計画）」（令和8年3月27日閣議決定。以下「住生活基本計画」という。）において、ZEHの更なる普及拡大に向けた支援策等を講じることとされている。 （国土交通省政策評価体系における位置付け） 政策目標 3 地球環境の保全 施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 業績指標 32 住宅ストックの平均の省エネ性能（BEI）
		政策の達成目標	住宅ストックの平均の省エネ性能（BEI） BEI 1.0（令和17年度）
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和9年4月1日～令和11年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	住宅ストックの平均の省エネ性能（BEI） BEI 約 1.2（令和10年度）
		政策目標の達成状況	住宅ストックの平均の省エネ性能（BEI） BEI 1.3（令和5年度）
	有効性	要望の措置の適用見込み	<認定低炭素住宅（特定建築物を除く）> ・所有権保存登記 7,517件（令和9年度）、7,603件（令和10年度） ・所有権移転登記 212件（令和9年度）、248件（令和10年度） <特定建築物> 0件（令和9～10年度）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	高度な省エネ性能を有する住宅の供給を促進するため、本特例措置を活用して認定低炭素住宅の取得に係る税負担を軽減し、当該住宅の選択・取得を促進していくことが有効である。これにより認定低炭素住宅の供給拡大が図られ、住宅ストックの質の向上につながることから、政策目標の達成に資するものである。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	・認定低炭素住宅に係る住宅ローン減税（租税特別措置法第41条第6項） ・認定低炭素住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除（租税特別措置法第41条の19の4）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	個別の補助金の申請手続を求めて交付する手法と比較して、住宅取得等の際に生じる手続に着目した確実かつ簡素な負担軽減策であり、政策目的の達成に着実に貢献できる点で相当性が認められる。 なお、本特例措置は、適用の対象を自己の居住に供する家屋を取得等した場合に限定していることから、的確かつ必要最小限の措置である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績		<認定低炭素住宅> ・所有権保存登記 適用件数（見込数）※納付額 令和4年度 8,673件（2,885件）※94,746,600円 令和5年度 6,468件（2,815件）※91,303,800円 令和6年度 7,111件（1,721件）※164,611,100円 ・所有権移転登記 適用件数（見込数）※納付額 令和4年度 115件（50件）※1,362,700円 令和5年度 129件（49件）※2,011,900円 令和6年度 131件（21件）※2,101,300円 （法務省「登記統計」より） <特定建築物> 令和4年度～令和6年度 0件※前回・前々回要望時の適用件数については、括弧内のとおりである。 （前回要望との乖離の理由） 令和4年10月の認定基準引き上げ及び共同住宅における住戸認定の廃止により、過去実績に基づく推計が困難となり、適用見込み件数と実績に乖離が生じた。
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果		—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）		認定低炭素住宅の件数は着実に増加してきている。本特例措置は、認定低炭素住宅の新築等を促進し、質の高い住宅ストックの形成に寄与している。
	前回要望時の達成目標		・家庭部門のCO₂排出量 約43.1%（令和7年度） ・省エネ基準に適合する住宅ストック 約22%（令和7年度）

	前回要望時から の達成度及び目標 に達していない場合の 理由	現在集計中のため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難だが、家庭部門のCO2排出量は 2013 年度（平成 25 年度）比 29.9%削減（令和 6 年度）、省エネ基準に適合する住宅ストックの割合は 20%（令和 6 年度）であった。近年の建設費資材や住宅価格の高騰により、住宅取得環境は一層厳しい状況となっており、認定低炭素住宅の更なる普及に当たっては、取得時の負担軽減を通じた後押しが引き続き重要である。
これまでの 要望経緯		平成 24 年度 創設 平成 25 年度 特定建築物を適用対象に追加 平成 26 年度 2 年間延長 平成 28 年度 2 年間延長 平成 30 年度 2 年間延長 令和 2 年度 2 年間延長 令和 4 年度 2 年間延長 令和 6 年度 3 年間延長

要望内容と自己点検の関係

措置名：認定低炭素住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減

- 自己点検を実施した結果、短期アウトカムの指標【新築住宅着工数に対する低炭素住宅の認定件数の比率】（対象期間：～令和12年度・目標値：前年度より増加）については、令和4年度2.4%、令和5年度0.6%、令和6年度0.6%と前年比減であることから目標を達成していない。
- 一方、認定低炭素住宅に係る所有権保存登記の適用件数は、令和4年度8,673件、令和5年度6,468件、令和6年度7,111件であり、所有権移転登記の適用件数は、令和4年度115件、令和5年度129件、令和6年度131件と、一定の実績が存在している。
- 短期アウトカムを達成できなかった要因としては、令和4年10月以降、認定基準の引き上げに伴い、共同住宅における認定単位が住戸から住棟へ変更されたことや、令和4年度に認定基準見直し前の駆け込み申請があったこと等が考えられる。
- また、中期アウトカムの指標【省エネ基準に適合する住宅ストックの割合】（対象期間：～令和12年度・目標値：30%）について、令和4年度18%、令和5年度19%、令和6年度20%と増加傾向にある。本特例措置は、一般住宅に比べて取得費用が高くなる傾向にあるZEH水準の省エネ性能を備え、低炭素化に資する措置が講じられた住宅について、住宅取得時の税負担を軽減する点からの寄与が認められる。
- 長期アウトカムの指標【住宅ストックの平均の省エネ性能（BEI）】（対象期間：～令和17年度・目標値：BEI1.0）については、令和5年時点でBEI1.3であり、達成途上である。
- 以上より、本特例措置については、令和7年4月に認定制度パンフレットの改訂、令和8年6月にHP更新を行い、改めて利用者への周知を行ったところであり、引き続き本特例措置の活用を促すことで更なる政策効果の発現が見込まれるため、本特例措置の適用期限を2年間（令和11年3月31日まで）延長することを要望する。
- また、新たな「住生活基本計画」においては、住宅性能水準※や居住環境水準に示す水準を参考にした将来世代に継承する住宅ストックの供給・流通の促進を図ることとしており、床面積要件について必要な見直しを講じるとともに、令和10年1月1日以降に土砂災害等の災害レッドゾーン内で新築された住宅は適用対象外とする。
※ 住宅性能水準では、「今後の住宅ストックの充実に当たって供給・流通を促していく住宅の規模は（略）、2050年に向けて増加が見込まれる単身世帯が都市居住に当たってゆとりのある住生活を営むことができる規模及び、2人世帯、3人世帯若しくは夫婦と2人の未就学児等からなる世帯が生活を営むことができる規模を考慮して、40㎡程度を上回る住宅とする」とされている。

項 目 名	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長											
税 目	法人税、所得税											
要 望 の 内 容	【要望】 半島振興対策実施地域として指定された地域のうち、半島振興法第 9 条の 2 第 1 項及び第 9 項の規定に基づき、市町村が産業振興促進計画を作成し、主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）が認定した地域（過疎地域持続的発展市町村計画の産業振興促進事項に定めた区域を除く）における、法人又は個人に適用される、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る割増償却制度（5 年間、償却限度額：機械・装置にあっては普通償却限度額の 32%、建物・附属設備、構築物にあっては普通償却限度額の 48%）について、適用期限を 2 年間（令和 11 年 3 月 31 日まで）延長する。											
	【制度の概要】											
	1. 製造業・旅館業											
	（1）対象											
	①資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等											
	②資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等											
	（2）取得価額の下限值											
	一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が以下に示す下限値以上である場合											
	<table><tr><td>資本金の規模</td><td>1,000万円以下</td><td>1,000万円超 5,000万円以下</td><td>5,000万円超</td></tr><tr><td>取得価額</td><td>500万円以上</td><td>1,000万円以上</td><td>2,000万円以上</td></tr></table>				資本金の規模	1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超	取得価額	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	資本金の規模	1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超								
取得価額	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上									
2. 農林水産物等販売業・情報サービス業等												
（1）対象												
①資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等												
②資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等												
（2）取得価額の下限值												
一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円以上である場合												
【関係条文】												
・ 半島振興法第 9 条の 2、第 16 条（所得税）												
・ 租税特別措置法第 12 条第 4 項柱書及び表第 2 号												
・ 租税特別措置法施行令第 6 条の 3 第 14 項第 2 号、第 15 項第 2 号、第 20 項、第 21 項及び第 24 項												
・ 租税特別措置法施行規則第 5 条の 13 第 7 項、第 8 項、第 9 項及び第 10 項（法人税）												
・ 租税特別措置法第 45 条第 3 項柱書及び表第 2 号												
・ 租税特別措置法施行令第 28 条の 9 第 15 項第 2 号、第 16 項第 2 号、第 21 項、第 22 項及び第 25 項												
・ 租税特別措置法施行規則第 20 条の 16 第 7 項、第 8 項、第 9 項及び第 10 項												

		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)		一百万円 (▲300 百万円 の内数) (一百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由		(1) 政策目的 半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線交通網から離れているなどの条件不利性を抱えており、居住や経済活動に一定の制約があること等により、人口減少・高齢化が加速している。 このため、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る民間事業の投資を促進することで、地域経済の活性化や雇用の確保を図り、人口流出の抑制や定住の促進を図る。 (2) 施策の必要性 半島地域においては、地理的条件不利性により生産年齢層を中心とした人口流出が生じ、同地域の活力が失われてきている。これらの課題に対応するには、雇用の場の確保、地域住民の所得水準の向上等を図り、生産年齢人口の流出抑制や地域経済の活性化が必要である。 このためには、市町村が策定する産業振興促進計画に基づき、半島地域で重要な位置を占める製造業、半島地域の恵まれた観光資源や農林水産物を有効活用した旅館業・農林水産物等販売業を、地域の基幹産業として支援する必要がある。また、半島地域の地理的な条件不利性を補うため、立地に左右されにくい情報サービス業等の発展が期待されており、デジタル技術の活用によって半島地域の課題解決に寄与することで、地域経済の活性化や人口流出の抑制に資する産業として重要である。 これらを踏まえれば、本特例措置の適用期限の延長が必要である。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）（抄） （目的） 第一条 この法律は、国土の保全、自然環境及び良好な景観の保全、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用、多様な文化の継承、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担うとともに、国土の多様性の重要な構成要素である半島地域（架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。）が、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約を受けていること並びにこれにより産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にあることに鑑み、半島地域の振興に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、地域における創意工夫を生かし、半島地域と継続的な関係を有する半島地域外の人材を含む多様な主体の連携及び協力を促進しつつ、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、半島地域の振興を図り、もつて半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上、半島地域における定住の促進等及び半島防災（半島地域におけるその地理的特性を踏まえた防災をいう。以下同じ。）の推進を図り、あわせて国土の均衡ある発展並びに地方における活力ある社会経済の創出及びその再生（次条第	

		一号において「地方創生」という。)に資することを目的とする。 (国の施策) 第六条 国は、半島振興計画に基づく事業の実施に関し必要な財政金融上の措置を講ずるよう配慮しなければならない。 2 国は、多様な主体の連携及び協力が半島振興対策実施地域の広域的かつ総合的な振興において重要であることに鑑み、半島振興計画に基づく事業のうち多様な主体の連携及び協力により実施されるものについて、その事業を実施する地方公共団体その他の者に対する助成その他の必要な措置を講ずるものとする。 第七条 国は、半島振興計画に基づく事業の実施に要する経費について、毎年度、国の財政の許す範囲内において、その事業の円滑な実施を促進することに努めなければならない。 (税制上の措置) 第十六条 国は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2026（令和8年7月21日閣議決定）（抄） 第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保 1. 「強い経済」の実現 (3) 強い地域経済の構築 (個性を活かした地域づくり) 過疎地域、離島、奄美、小笠原、半島、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。 ○国土交通省政策評価体系上の位置付け 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する 業績指標 89 各半島振興広域連携事業の成果目標達成状況
	政策の達成目標	事業者による新規設備投資を促進することにより、半島地域における事業活動の継続・拡大を図り、半島地域における雇用者数を拡大することを目標とする。 ①長期的目標 半島地域における雇用の維持・確保を指標とする。 指標：半島地域において本特例措置の適用を受けた事業者の新規雇用者数 目標値：2,145人（社会減の1割） 対象期間：令和5年度～令和16年度（12年間） ②短期的目標 本特例措置の適用を受けた事業者による新規設備投資額を指標とする。 目標値：190億円 対象期間：令和9年度～令和10年度（2年間）

		租税特別措置の適用又は延長期間	2 年間（令和 9 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日）
		同上の期間中の達成目標	○本特例措置の適用を受けた事業者による新規雇用者数 257 人 ○本特例措置の適用を受けた事業者による新規設備投資額 190 億円
		政策目標の達成状況	新規雇用者数 令和 5 年度：46 人 令和 6 年度：36 人 令和 7 年度：16 人 新規設備投資額 令和 5 年度：約 44.0 億円 令和 6 年度：約 39.3 億円 令和 7 年度：約 16.3 億円
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和 8 年度：22 件 令和 9 年度：36 件 令和 10 年度：50 件 ※新規の適用見込みを記載 ※関係道府県へ聞き取った結果を基に、「政策の達成目標」を勘案して試算した値。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置は半島振興において重要となる業種における設備投資を促進し、それにより雇用の維持・創出を図るために措置されたものである。 実際に本特例措置を活用して最新の製造設備を導入することで、地域外からの新規雇用や数人規模～十数人規模の新規雇用を実現している事業者もある等、投資促進及び雇用創出の両面から有効であると考えられる。 これらの効果による人口流出の抑制や地域企業の拡大により、地域経済の好循環が生まれ、地域経済基盤の強化や地域サービスの向上にも寄与することが見込まれるため、当該特例措置が、一時的な投資支援にとどまらず、地域経済の持続的な活性化を通じて、地域の自立的発展に寄与する有効性を有していると考えられる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	○地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（減収補填措置：事業税、不動産取得税及び固定資産税） （関係法令） ・半島振興法第 17 条 ・半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令
		予算上の措置等の要求内容及び金額	半島振興広域連携促進事業補助金等 （令和 9 年度概算要求額：131 百万円） 改正半島振興法を踏まえ、半島地域の自立的発展に向けた交流・定住促進、産業振興、防災・物流強化を図るため、半島地域の様々な主体の取組を道府県がパッケージ化して一体的・広域的に推進するソフト施策等を支援する。

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算措置に対し、本特例措置は、民間事業者による各種の事業の立ち上げに必要な設備投資を促進するものであり、予算措置と支援目的・支援対象が異なることから、両者の間に代替性はない。 また、予算措置と本特例措置が一体的に運用されることで、例えば予算事業により新たな農業・漁業産品の商品開発が行われ、販路が新たに設けられた場合、その翌年には本特例制度による設備投資が期待できるなど、相乗効果が生まれることが期待される。																			
		要望の措置の妥当性	本特例措置は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。 また、課税の繰延べによって、設備投資に係る税負担が軽減される本特例措置は、半島地域における設備投資のインセンティブとなる。 設備投資の促進により地域内の事業の継続・拡大が図られ、事業の実施に基づく雇用創出が見込まれることによって、「半島地域の雇用創出」という長期的目標に対して効果がつながっていくものと考えられる。 なお、特例措置の対象は全業種としているものではなく、半島地域の産業を振興し雇用の創出を図るために特に有効と思われる、製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等の4業種に重点化しており、半島の地域特性を踏まえた必要最小限の特例措置である。																			
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	<table><thead><tr><th></th><th>適用件数</th><th>適用額</th><th>減収額</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和5年</td><td>134件 (163件)</td><td>1,021百万円 (1,599百万円)</td><td>237百万円 (371百万円)</td></tr><tr><td>令和6年</td><td>92件 (73件)</td><td>834百万円 (664百万円)</td><td>193百万円 (154百万円)</td></tr><tr><td>令和7年</td><td>65件 (70件)</td><td>423百万円 (637百万円)</td><td>98百万円 (148百万円)</td></tr></tbody></table> (出典：適用件数及び適用額は関係道府県への調査での確認書をもとに算出。また、減収額は上記適用額に各年度の法人税率を乗算した。) ※令和5年度・令和7年度要望時の適用件数及び減収額の見込み値については、括弧内のとおりである。 (前回要望時との乖離の理由) 令和6年度においては見込みを上回ったものの、他年度においては資材価格の高騰等が事業者の投資意欲に影響し、前回要望時の見込みと実績の乖離が生じている。引き続き、各地方自治体に対して市町村協議会等を活用して税制活用の働きかけを行うとともに、事業者への直接の制度周知を行うことにより、半島地域における投資促進を通じた雇用拡充に取り組む。					適用件数	適用額	減収額	令和5年	134件 (163件)	1,021百万円 (1,599百万円)	237百万円 (371百万円)	令和6年	92件 (73件)	834百万円 (664百万円)	193百万円 (154百万円)	令和7年	65件 (70件)	423百万円 (637百万円)	98百万円 (148百万円)
			適用件数	適用額	減収額																	
令和5年	134件 (163件)	1,021百万円 (1,599百万円)	237百万円 (371百万円)																			
令和6年	92件 (73件)	834百万円 (664百万円)	193百万円 (154百万円)																			
令和7年	65件 (70件)	423百万円 (637百万円)	98百万円 (148百万円)																			
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	半島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却 ① 租税特別措置法の条項 租税特別措置法第45条 ② 適用件数 令和4年度：58件 令和5年度：59件																				

		令和6年度：50件 ③ 適用総額 令和4年度：390百万円 令和5年度：361百万円 令和6年度：295百万円
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置は半島振興において重要としている業種における設備投資を促進し、それにより雇用の維持・創出を図るために措置されたものである。 実際に本特例措置を活用して最新の製造設備を導入することで、地域外からの新規雇用や数人規模～十数人規模の新規雇用を実現している事業者もある等、投資促進及び雇用創出の両面から有効であると考えられる。 これらの効果による人口流出の抑制や地域企業の拡大により、地域経済の好循環が生まれ、地域経済基盤の強化や地域サービス向上にも寄与することが見込まれるため、当該特例措置が、一時的な投資支援にとどまらず、地域経済の持続的な活性化を通じて、地域の自立的発展に寄与する有効性を有していると考えられる。
	前回要望時の達成目標	（政策体系における政策目的に係る目標） 半島地域の総人口における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比が1.00未満（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超）（毎年度） （租税特別措置により達成しようとする目標） 測定指標 半島地域における事業所数（製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等） 目標値 事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ることを目標とする。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和7年度の政策目標（半島地域における社会増減率過去5ヶ年平均との比）に係る指標値については、1.16となっており、過去5ヶ年平均との比を1.00未満とするという政策目標を達成できていない。これは、コロナ禍の人口移動が著しく少ない期間の影響をもってしても、従前の社会増減の傾向が継続していたものと考えられる。 また、租税特別措置により達成しようとする目標（事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ること）については、事業所数は「経済センサス活動調査」の結果を流用しており、前回調査（2021年（令和3年）調査）以降、次の調査結果（2026年（令和8年）調査）が公表されていないため、現時点で達成度を測ることは困難である。 なお、令和7年度の新規適用事業者においては、本特例措置を活用して設備投資を行ったことにより、新たに事業拠点が創出されたところ。
	これまでの要望経緯	昭和61年度 創設（機械等 16/100 建物等 8/100 1,700万円超） 昭和63年度 適用期限の2年延長 平成2年度 適用期限の2年延長 平成4年度 適用期限の2年延長（1,900万円超） 平成6年度 適用期限の1年延長

	(機械等 14/100 建物等 7/100 2,100 万円超)
平成 7 年度	適用期限の 2 年延長
平成 9 年度	適用期限の 2 年延長 (2,300 万円超)
平成 10 年度	特別償却率引下げ (機械等 14/100→13/100)
平成 11 年度	適用期限の 2 年延長 (機械等 12/100 建物等 6/100)
平成 13 年度	適用期限の 2 年延長 (機械等 12/100→11/100)
平成 15 年度	適用期限の 2 年延長 (2,500 万円超)
平成 17 年度	適用期限の 2 年延長 (機械等 11/100→10/100) 旅館業の追加 (過疎地域に類する地区：建物等 7/100)
平成 19 年度	適用期限の 2 年延長 (旅館業：建物等 7/100→6/100 2,000 万円超)
平成 21 年度	適用期限の 2 年延長
平成 23 年度	適用期限の 2 年延長 旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加
平成 25 年度	割増償却へ改組 旅館業、情報サービス業等の追加 取得価額要件の引下げ (2,000 万円超→500 万円以上)
平成 27 年度	適用期限の 2 年延長
平成 29 年度	適用期限の 2 年延長
令和元年度	適用期限の 2 年延長
令和 3 年度	適用期限の 2 年延長 (対象資産の取得価額が一定の金額以上であることとの要件における取得価額を法人税法等の規定による圧縮記帳の適用後の金額とする)
令和 5 年度	適用期限の 2 年延長 (「過疎地域の持続的発展のための支援に関する特別措置法」に基づく過疎税制適用地区を除外)
令和 7 年度	適用期限の 2 年延長 (「情報サービス業等」のうち、「コールセンター業等」を除外)

要望内容と自己点検の関係

措置名：特定地域における産業振興機械等に係る割増償却（半島地域）

- 自己点検を実施した結果、短期アウトカムである新規設備投資額（令和５年度～令和６年度・目標値 70 億円）については、２カ年合計で約 83.3 億円であることから目標を達成している。
- また、長期アウトカムである新規雇用者数（令和５年度～令和 16 年度・目標値 2,145 人）については、本特例措置を活用して整備した設備に伴う新規雇用が、毎年一定程度創出されているところであるが、達成途上であり、引き続き本特例措置を継続する必要がある。
- 短期アウトカムの目標値を達成し、半島地域の事業活動の継続・拡大に一定の効果を上げていることが確認された。このため、これらの成果を維持・定着させる観点から、新規雇用者数を長期的目標として設定する。また、設備投資額については、本特例措置による投資促進効果が確認されていることから、短期的目標として継続的に把握する。
- 本特例措置を活用した設備投資により、半島地域の雇用創出への効果が着実に現れている。一方で、人口流出や社会減といった地域課題の解決には中長期的な取組が不可欠であり、制度効果の継続的な発現と検証が求められる。以上のことから、地域への投資と雇用の好循環を維持・拡大し、人口流出の抑制・定住促進につなげる観点から、適用期限を２年間（令和 11 年 3 月 31 日まで）延長することを要望する。
- さらに、本特例措置の効果を最大限発揮するため、地方自治体等と連携しながら、制度の周知・活用促進を強化し、半島地域におけるさらなる投資促進と雇用創出を後押ししていく。

項 目 名	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長										
税 目	法人税、所得税										
要 望 の 内 容	【要望】 離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、離島振興計画の産業振興促進事項に定めた区域（過疎地域持続的発展市町村計画の産業振興促進事項に定めた区域を除く）内の地区において、法人又は個人が行う製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る設備投資について、割増償却制度（5 年間、償却限度額：機械・装置にあっては普通償却限度額の 32%、建物・附属設備、構築物にあっては普通償却限度額の 48%）の適用期限を 2 年間（令和 11 年 3 月 31 日まで）延長する。										
	【制度の概要】										
	1. 製造業・旅館業										
	（1）対象										
	①資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等										
	②資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等										
	（2）取得価額の下限值										
	一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が以下に示す下限値以上である場合										
	<table><tr><td>資本金の規模</td><td>5,000 万円以下</td><td>5,000 万円超 1 億円以下</td><td>1 億円超</td></tr><tr><td>取得価額</td><td>500 万円以上</td><td>1,000 万円以上</td><td>2,000 万円以上</td></tr></table>			資本金の規模	5,000 万円以下	5,000 万円超 1 億円以下	1 億円超	取得価額	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上
	資本金の規模	5,000 万円以下	5,000 万円超 1 億円以下	1 億円超							
取得価額	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上								
2. 農林水産物等販売業・情報サービス業等											
（1）対象											
①資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等											
②資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等											
（2）取得価額の下限值											
一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円以上である場合											
【関係条文】											
・ 離島振興法第 19 条											
（所得税）租税特別措置法第 12 条第 4 項柱書及び表第 3 号											
租税特別措置法施行令第 6 条の 3 第 14 項第 3 号、第 15 項第 3 号、第 22 項、第 23 項及び第 24 項											
租税特別措置法施行規則第 5 条の 13 第 8 項、第 9 項及び第 10 項											
（法人税）租税特別措置法第 45 条第 3 項柱書及び表第 3 号											
租税特別措置法施行令第 28 条の 9 第 15 項第 3 号、第 16 項第 3 号、第 23 項、第 24 項及び第 25 項											
租税特別措置法施行規則第 20 条の 16 第 8 項、第 9 項及び第 10 項											

		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (▲300 百万円 の内数) (— 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている一方で、四方を海等で囲まれ、社会減による人口の流出・減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化の進展など、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。 そのため、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、産業の振興を図り、雇用の確保を行うことを通して、離島における人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図る。 (2) 施策の必要性 離島は四方を海等に囲まれていることから、交通手段が船や飛行機等に限定されているため、人の往来及び事業活動に必要な資機材等の輸送に要する費用が他の地域に比較して高額である。そのため、離島における事業活動の継続・拡大を通して雇用の維持・拡大を図るためには、産業基盤等に関する地域格差の是正を図るべく特別の措置を講ずる必要がある。 本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象としているとともに、中小事業者が行う規模の設備投資を促進できるよう措置されたものである。とりわけ、平成 25 年度より現行の割増償却制度となったことにより、島内の中小事業者等の設備投資を促進し、雇用の増加・維持を図ることで、離島の人口流出の抑制に寄与してきた。 他方で、就業者数が減少傾向にあるなど、島内企業を取り巻く状況は厳しく、島外企業による投資を呼び込む重要性は一層増大している。 コロナ禍を契機として企業の地方移転も注目される中、令和 5 年に施行された改正離島振興法では、離島振興計画の記載事項として、企業誘致をはじめとした産業の振興の促進に関する事項が新たに盛り込まれたところである。こうした計画の下、島内外の企業等による投資を呼び込むためにも、営業利益が比較的小さい島内の中小事業者の投資に加え、離島への投資を行う比較的余力のある企業を含め、広くインセンティブとなる本特例措置による支援が引き続き必要である。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）（抄） （税制上の措置等） 第十九条 国は、離島について、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況を改善するとともに、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正を図り、並びにその地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、離島の振興のための特別の措置を講ずることによつて、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、もつて居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図ること等としている第一条の目的の達成に資するため、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）等の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2026（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）（抄） 第 2 章 日本の成長力強化と安全・安心の確保 1. 「強い経済」の実現 （3）強い地域経済の構築 （個性を活かした地域づくり） 過疎地域、離島、奄美、小笠原、半島、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。 ○国土交通省政策評価体系上の位置付け 政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標 39 離島等の振興を図る 業績指標 115 離島地域の総人口 参考指標 193 離島地域の生産年齢人口
		政策の達成目標	事業者による新規設備投資を促進することにより、離島における事業活動の継続・拡大が図られる。これにより、離島地域における雇用者数を拡大することを目標とする。 ① 長期的目標 離島における雇用の維持・確保を指標とする。 指標：離島地域において本特例措置の適用を受けた事業者の新規雇用者数 目標値：270 人（社会減の約 2 割） 対象期間：令和 5 年度～令和 14 年度（10 年間） ② 短期的目標 本特例措置の適用を受けた事業者による新規設備投資額を指標とする。 目標値：11.4 億円 対象期間：令和 9 年度～令和 10 年度（2 年間）

		租税特別措置の適用又は延長期間	2 年間（令和 9 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日）
		同上の期間中の達成目標	本特例措置の適用を受けた事業者の新規雇用者数 74 人 本特例措置の適用を受けた事業者による新規設備投資額 11.4 億円
		政策目標の達成状況	令和 7 年度の新規雇用者数 12 人 令和 7 年度の新規設備投資額 1.85 億円
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和 8 年度：10 件 令和 9 年度：10 件 令和 10 年度：10 件 ※新規の適用見込みを記載。 ※制度活用の意向に関する離島の事業者への聞き取り結果を基に、「政策の達成目標」を勘案して試算した値。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象に設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置が活用されることで、事業者は適用期間中の減価償却費を通常より多く計上でき、投資初期段階の税負担が軽減（繰り延べ）されるため、地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展がより効果的に見込まれ、事業活動の継続・拡大及び雇用機会の確保に貢献することが見込まれている。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（減収補填：事業税、不動産取得税及び固定資産税） （関係法令） ・ 離島振興法第 20 条 ・ 離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令
		予算上の措置等の要求内容及び金額	① 公共事業予算の一括計上 50,979 百万円 ② 離島活性化交付金 1,501 百万円 ③ 離島振興調査費 124 百万円 （令和 9 年度概算要求額）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	離島振興に係る予算上の措置は、主に国、地方公共団体等が水産基盤や道路等の社会基盤整備、海上輸送費の軽減、観光の推進等を行うものである。また、自治体を実施する企業誘致活動等に関しては令和 5 年度より予算上の支援を行っているが、これは事業者の設備投資等の資金繰りに対する支援ではなく、自治体を実施する企業誘致のための計画策定やプロモーション等のソフト事業に対する支援措置であり、誘致のための素地を培うものである。 それに対して、本特例措置は、事業者に対し、各種の事業の立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進することで、事業の継続・拡大を図り、就業機会の確保を図ることを目

			的として実施するものであり、支援目的が異なることから、両者の間に代替性はないばかりか、むしろ予算・税制が一体となって効果を発揮するものである。															
	要望の措置の妥当性		隔絶性、遠隔性、狭小性等の条件不利性を抱える中、各種産業活動を活性化させるため、法人や個人の設備投資を行う事業者を対象に投資を誘発させるためのインセンティブを与えることが必要であることから、これを実現する施策として、当該措置が妥当である。 離島振興策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や非公共事業等を行っているが、これらは主に行政に対する支援であり、直接民間需要を喚起、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担はなされている。 また、特例措置の対象を全業種としているものでなく、離島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。															
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>適用件数</th><th>適用額</th><th>減収額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年</td><td>27件 (41件)</td><td>38.4百万円 (79百万円)</td><td>8.9百万円 (18百万円)</td></tr> <tr> <td>令和6年</td><td>12件 (16件)</td><td>8.9百万円 (14百万円)</td><td>2.1百万円 (2.8百万円)</td></tr> <tr> <td>令和7年</td><td>11件 (14件)</td><td>6.2百万円 (12百万円)</td><td>1.4百万円 (2.6百万円)</td></tr> </tbody> </table> (出典：適用件数及び適用額は関係道府県への調査での確認書をもとに算出。また、減収額は上記適用額に各年度の法人税率を乗算した。) ※令和5年度・令和7年度要望時の適用件数及び減収額の見込み値については、括弧内のとおりである。 (前回要望時との乖離の理由) 割増償却期間は5年間であり過年度から継続して本特例措置が適用された事業者が一定数あるものの、令和5年度税制改正により過疎税制適用地域は離島税制の適用対象外となったことで、令和5～6年度において新規の適用実績が無かったため、適用件数等の見込みと実績の乖離が生じている。事業者への制度周知を強化してきたことにより、令和7年度においては新規適用実績が認められたところであり、引き続き、各地方自治体に対して担当者会議等において税制活用の働きかけを行うとともに、事業者への直接の制度周知を行うことにより、離島における投資促進を通じた雇用拡充に取り組む。 租特透明化法に基づく適用実態調査結果 <令和6年度調査結果> ① 租税特別措置法の条項 第45条 ② 適用件数 令和4年度：12件 令和5年度：6件 令和6年度：6件 ③ 適用総額		適用件数	適用額	減収額	令和5年	27件 (41件)	38.4百万円 (79百万円)	8.9百万円 (18百万円)	令和6年	12件 (16件)	8.9百万円 (14百万円)	2.1百万円 (2.8百万円)	令和7年	11件 (14件)	6.2百万円 (12百万円)	1.4百万円 (2.6百万円)
	適用件数	適用額	減収額															
令和5年	27件 (41件)	38.4百万円 (79百万円)	8.9百万円 (18百万円)															
令和6年	12件 (16件)	8.9百万円 (14百万円)	2.1百万円 (2.8百万円)															
令和7年	11件 (14件)	6.2百万円 (12百万円)	1.4百万円 (2.6百万円)															

		令和４年度：45 百万円 令和５年度：33 百万円 令和６年度：29 百万円
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置は、離島振興において特に重要な業種に係る設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置が活用されることで、地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資を通じた内発的発展がより効果的に見込まれ、事業活動の継続・拡大及び雇用機会の確保に貢献することが見込まれている。 令和７年度に本特例措置を新規に活用した事業者において、島外からの雇用者を創出した事例もあり、本特例措置が離島における雇用機会の確保に寄与している。
	前回要望時の達成目標	（政策体系における政策目的に係る目標） 離島振興対策実施地域の令和 14 年度末の人口を 263 千人以上とする。 （租税特別措置により達成しようとする目標） 測定指標 離島地域における事業所数 目標値 事業所数の今後５年間の増減率が直近５年間の増減率を上回ること为目标とする。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和７年度の人口は 309 千人であり、現時点で目標値（令和 14 年度末の人口）を上回っているものの、令和４～７年度の人口減少率は過去 10 年間よりも高くなっており、同様のペースで人口減少が進んだ場合、令和 14 年度末の人口は目標値を下回る見込みである。 また、本特例措置により達成しようとする目標（事業所数の今後５年間の増減率が直近５年間の増減率を上回ること）については、事業所数を「経済センサス-活動調査」からデータを流用しており、前回調査（2021 年（令和３年）調査）以降、次の調査結果（2026 年（令和８年）調査）が公表されていないため、現時点で達成度を測ることは困難である。なお、令和７年度の全ての新規適用事業者において、本特例措置を活用して設備投資を行ったことにより、新たな事業拠点が創出されたところ。
これまでの要望経緯		平成５年度 製造業及び旅館業について要望（製造業のみ○） 平成７年度 適用期限の２年延長 平成９年度 適用期限の２年延長 拡充（過疎に類する地区における旅館業を追加） 平成 11 年度 適用期限の２年延長 平成 13 年度 適用期限の２年延長 拡充（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加） 平成 15 年度 適用期限の２年延長 拡充（農林水産物等販売業を追加） 除外（ソフトウェア業を除外） 平成 17 年度 適用期限の２年延長 平成 19 年度 適用期限の２年延長 拡充（取得価額要件を 2,500 万円超から 2,000 万円超に引下げ） 平成 21 年度 適用期限の２年延長

	平成 23 年度	適用期限の 2 年延長 拡充(情報サービス業を追加) 除外(農林水産物等販売業を除外)
	平成 25 年度	割増償却への改組 拡充(農林水産物等販売業を追加) 拡充(取得価額要件を 2,000 万円超から 500 万円以上に引下げ(資本規模により異なる)) 拡充(旅館業の適用要件を過疎に類する地区から全離島地区に拡充)
	平成 27 年度	適用期限の 2 年延長
	平成 29 年度	適用期限の 2 年延長
	令和元年度	適用期限の 2 年延長
	令和 3 年度	適用期限の 2 年延長(取得価額は圧縮記帳の適用後の金額)
	令和 5 年度	適用期限の 2 年延長(過疎税制対象地域との重複地域は対象外)
	令和 7 年度	適用期限の 2 年延長 (対象事業の一つである「情報サービス業等」から「コールセンター業等」を除外)

要望内容と自己点検の関係

措置名：特定地域における産業振興機械等の割増償却（離島地域）

- 自己点検を実施した結果、短期アウトカムである新規設備投資額（令和５年度～令和６年度・目標４億円）については、令和６年度時点で新規の適用実績がなかったことから、目標未達成である。令和５年度税制改正時に過疎税制適用地域は離島税制の適用対象外となったことで、離島税制の対象となる離島が大幅に減少し、令和５年度及び令和６年度において新規の離島税制の適用が無かったことが短期アウトカム未達成の要因であるが、事業者への制度周知を強化してきたことにより、令和７年度においては新規適用実績が認められた。本特例措置を活用して設備投資が行われた結果、全ての適用事業者において新たな雇用が創出され、投資促進及び雇用創出の両面において一定の政策効果が認められる。
- また、長期アウトカムである新規雇用者数（令和５年度～令和１４年度・目標２７０人）については、令和７年度時点で１２人と推移しているが、達成途上にあり、引き続き本特例措置を継続する必要がある。
- 新規の適用実績は限定的であるものの、本特例措置を活用して設備投資を行った結果、離島の雇用創出において一定の政策効果が認められるため、最終的な達成目標に向けて適用期限を２年間（令和１１年３月３１日まで）延長することを要望する。
- 本特例措置の政策効果をより一層発現させるため、引き続き、各地方自治体に対して担当者会議等における税制活用の働きかけや、事業者への直接の制度周知を行うことにより、離島における投資促進を通じた雇用拡充に取り組む。

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（国土交通省不動産・建築経済局不動産市場整備課）

項 目 名	リート及び特定目的会社に係る登録免許税の特例措置の延長		
税 目	登録免許税		
要 望 の 内 容	【要望の内容】 ・ 投資法人、投資信託及び特定目的会社（以下「リート等」という。）が取得する不動産に係る登録免許税の特例措置について適用期限を 2 年間（令和 11 年 3 月 31 日まで）延長する。 リート等に係る特例税率：13/1000 【参考】 本則税率：20/1000 土地の所有権移転登記等に係る特例税率：15/1000 【関係条文】租税特別措置法第 83 条の 2 の 2 第 1 項～第 3 項、 登録免許税法別表第 1 ー（二）ハ		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的		
	リート等の不動産取得に係るコスト負担を軽減することにより、不動産証券化を推進し、リート等を通じて不動産市場に国民から広く投資資金を呼び込むことで、新たな不動産の開発や既存不動産の取得・維持管理・更新、バリューアップを通じた不動産ストックの質の維持・向上を促進し、都市の国際競争力の強化や地域活力の向上に資する優良な不動産ストックの形成を促進する。 (2) 施策の必要性 我が国においては、老朽化する不動産ストック等の増加が見込まれ、こうした不動産ストックを適切に維持管理・更新し、都市の国際競争力の強化や地域活力の向上に資する優良な不動産ストックの形成は引き続き重要な課題となっている。 一方で、近年は、建築費の高騰や不動産価格の上昇に加え、金利上昇による資金調達コストの増加等により、不動産取得を巡る事業環境は厳しさを増しており、新規供給の停滞も見られる状況にある。 このような環境下において、不動産証券化は、民間投資を幅広く呼び込み、不動産市場における資金調達のための重要な手段であり、リートは、開発物件の取得や保有不動産の継続的な維持管理・更新、バリューアップを通じて、不動産ストックの質の維持・向上に寄与する主体として役割を果たしている。 本特例措置は、リート等が不動産を取得する際のコスト負担を軽減し、不動産取得を円滑に行う環境を整備することにより、リート等を通じた不動産市場への民間投資の呼び込みを促進するものであり、不動産取得時の経済的なインセンティブとして有効である。以上を踏まえ、政府目標である「リート等の資産総額を 2030 年頃までに約 40 兆円とすること」の達成に向けた取組を強力に推進する観点からも、本特例措置を延長することが必要である。		
今回の要望（租税特別措置）に	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）（抜粋） <u>「優良な不動産ストックの形成等のため、2030 年頃までにリート等の資産総額を約 40 兆円とすることを目標とし、2022 年度中にヘルスケアリートの活用に係るガイドラインを見直すとともに、2023 年度中に不動産分野 TCFD 対応ガイダンスの改訂等により、リート等のアセットタイプの多様化や不動産投資市場における ESG 投資の促進を図る。」</u> ・「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）（抜粋） 優良な不動産ストックの形成・流通・利活用、住宅ストック価値の最大化と住生活を支える基盤の再構築に取り組む。 ・「地域未来戦略」（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）（抜粋） 第 5 節 その他の施策の推進 1. 強い地域経済の構築 (11) 地方への不動産投資の促進

			・国土交通省政策評価体系上の位置付け 政策目標 9 「市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護」 施策目標 31 「不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する」 業績指標 95 「リート等の資産総額」
		政策の達成目標	リート等の資産総額 (令和2年度約 25.5 兆円→令和12年度頃約 40 兆円)
		租税特別措置の適用又は延長期間	2 年間 (令和9年4月1日～令和11年3月31日)
		同上の期間中の達成目標	リート等の資産総額 (令和2年度約 25.5 兆円→令和10年度 37 兆円→令和12年度頃約 40 兆円)
		政策目標の達成状況	令和6年度末時点のリート等の資産総額：約 33 兆円
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和7年度：287 件 令和8年度：287 件 令和9年度：287 件 ※令和5年度-令和6年度平均件数
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置は、近年の建築費高騰等による不動産価格の上昇や金利環境変化による借入コストの上昇といったコスト環境の変化など、リートを取り巻く環境が変動する中で、リート等が物件を取得するための総費用を軽減する措置であるため、取得の際の経済的なインセンティブとして有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	リート・特定目的会社に係る課税標準の特例措置（不動産取得税） （地方税法附則第11条第3項～5項）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	「不動産投資市場の拡大・進化に向けた環境整備」 令和9年度予算概算要求額 91 百万

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置は、「リート等の資産総額を 2030 年頃までに約 40 兆円」という新目標に向け、不動産証券化手法を活用した事業の推進及び ESG 投資の推進を目的としたものであり、投資対象不動産の多様化に向けた環境整備や不動産証券化の普及促進を行うことで、本特例措置と併せて不動産投資市場の拡大を図るための施策である。																
		要望の措置の妥当性	政策目標（リート等の資産総額を 2030 年頃までに約 40 兆円にすること）を達成するためには、リート等が不動産を取得しやすい環境を整備する必要がある。特に足元では、建築費の高騰や金利環境の変化等を背景に、不動産取得における事業環境が厳しさを増しているところであり、不動産証券化を通じた資金調達を促進することが重要となっている。本特例措置は、事業のイニシャルコストを支援することを目的とするものであり、この点について、実際の事業に対する支援としては、補助金による支援も考えられるが、予算制度については支援決定まで支援水準が確定しない等の事情があることから、広く個々の物件取得を促す観点からは、高い予測可能性の下で行動変容を促す本特例により措置することが妥当である。																
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	<table><thead><tr><th></th><th>適用件数</th><th>適用額</th><th>減収額</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和 4 年</td><td>1160 件 (143 件)</td><td>147,318 百万円</td><td>1,031 百万円 (1,566 百万円)</td></tr><tr><td>令和 5 年</td><td>381 件 (143 件)</td><td>116,419 百万円</td><td>815 百万円 (1,566 百万円)</td></tr><tr><td>令和 6 年</td><td>192 件 (143 件)</td><td>122,150 百万円</td><td>855 百万円 (1,566 百万円)</td></tr></tbody></table> （出典：法務省「登記統計」より推計） ※（ ）は令和 7 年度要望時における適用件数又は減収額の見込み値。 （前回要望との乖離の理由） 前回要望時は不動産証券化実態調査等を基に推計した数値を採用していたが、法務省「登記統計」に基づく実数ベースでの整理に変更したところ、各調査における集計方法や算出方法の違いにより数値に乖離が生じている。		適用件数	適用額	減収額	令和 4 年	1160 件 (143 件)	147,318 百万円	1,031 百万円 (1,566 百万円)	令和 5 年	381 件 (143 件)	116,419 百万円	815 百万円 (1,566 百万円)	令和 6 年	192 件 (143 件)	122,150 百万円	855 百万円 (1,566 百万円)
		適用件数	適用額	減収額															
	令和 4 年	1160 件 (143 件)	147,318 百万円	1,031 百万円 (1,566 百万円)															
令和 5 年	381 件 (143 件)	116,419 百万円	815 百万円 (1,566 百万円)																
令和 6 年	192 件 (143 件)	122,150 百万円	855 百万円 (1,566 百万円)																
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置は、近年の建築費高騰等による不動産価格の上昇や金利環境変化による借入コストの上昇といったコスト環境の変化など、リートを取り巻く環境が変動する中で、定率でリート等が物件を取得するための総費用を軽減する措置であるため、取得の際の経済的なインセンティブとして有効であり、リ																	

		ート等が取得した資産は政府目標に向けて順調に増加傾向である。
	前回要望時の達成目標	リート等の資産総額 (令和2年度約 25.5 兆円→令和8年度約 34 兆円→令和12年度頃度約 40 兆円)
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和6年度末時点のリート等の資産総額：約 33 兆円（令和8年中には約 34 兆円を達成する見込みであり達成目標に向けて着実に推移している）
これまでの要望経緯		平成10年度 創設（特定目的会社のみ） 平成13年度 適用期限の3年延長（リート、投資信託追加） 平成15年度 税率の見直し（16/1000→6/1000） 平成16年度 適用期限の2年延長 平成18年度 適用期限の2年延長及び税率の見直し（6/1000→8/1000） 平成20年度 適用期限の2年延長及び税率の見直し（平成20年度8/1000、平成21年度9/1000） 平成21年度 税率の見直し措置（平成21年度9/1000）を1年据置 平成22年度 適用期限の3年延長及び税率の見直し（平成22年度8/1000、平成23年度11/1000、平成24年度13/1000） 平成25年度 適用期限の2年延長 平成27年度 適用期限の2年延長 倉庫及びその敷地を適用の対象に追加 平成29年度 適用期限の2年延長 平成31年度 適用期限の2年延長 令和3年度 適用期限の2年延長 令和5年度 適用期限の2年延長 令和7年度 適用期限の2年延長

要望内容と自己点検の関係

措置名：リート及び特定目的会社に係る登録免許税の特例措置

- 自己点検において設定した短期アウトカム指標である「投資法人による不動産取得件数」については、目標値 81 件に対し、令和 6 年度の実績は 81 件であり、目標を達成している。また、長期アウトカム指標である「リート等の資産総額」については、令和 6 年度末時点で約 33 兆円に達しており、政府目標である「2030 年頃までに約 40 兆円」の達成に向けて着実に進展している。
- そのため、近年、建築費の高騰・不動産価格の上昇・金利上昇による資金調達コストの増加など、事業コスト全体が増大する中でも、本措置は、取得判断への経済的インセンティブとして引き続き機能していると受け止めている。
- 長期アウトカムは達成途上にあり、なお約 7 兆円の積み上げが求められる。引き続き不動産取得コストの継続的な軽減を通じてリート等の資産形成をさらに推進することにより、優良な不動産ストックの形成を図ることが不可欠であり、本特例措置を廃止した場合には不動産取得時のコスト上昇が見込まれ、資産総額の目標達成に支障が生じるおそれがある。
- 以上の自己点検結果を踏まえ、本要望においては、現行の特例税率（13/1000）を維持した上で、適用期限を 2 年間（令和 11 年 3 月 31 日まで）延長することとしている。

令和 9 年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課)

項 目 名		特例事業者等が不動産特定共同事業契約に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に係る税率の特例措置の延長										
税 目		登録免許税										
要 望 の 内 容	【要望の内容】 特例事業者等※が不動産特定共同事業契約により一定の建設又は改修を行うために不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に係る税率の特例措置を2年間（令和11年3月31日まで）延長する。 ※不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号。以下「法」という。）第2条第9項に規定する特例事業者、同条第11項に規定する適格特例投資家限定事業者、同条第7項に規定する小規模不動産特定共同事業者 特例事業者等に係る特例税率：13/1000（移転登記） ：3/1000（保存登記） 【参考】 本則税率：20/1000（移転登記） ：4/1000（保存登記） 土地の所有権移転登記等に係る特例税率：15/1000 【関係条文】 租税特別措置法第83条の3、登録免許税法別表第1－（一）、同法別表第1－（二）ハ、租税特別措置法施行令第43条の3、租税特別措置法施行規則第31条の5の2											
	<table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>—</td><td>百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（</td><td>— 百万円）</td></tr><tr><td>（改正増減収額）</td><td>（</td><td>— 百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
	平年度の減収見込額	—	百万円									
	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）									
	（改正増減収額）	（	— 百万円）									

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

不動産証券化の手法の一つである不動産特定共同事業における特例事業者及び適格特例投資家限定事業者が行う建築物の耐震化や老朽不動産の再生等の事業に係る不動産取得コストを軽減することで、優良な不動産ストックの形成を推進する。

また、小規模不動産特定共同事業者及び小規模特例事業者における不動産取得コストを軽減することで、特に地域における小規模不動産の再生等を促進する。

(2) 施策の必要性

我が国においては、老朽化する不動産ストックの増加が見込まれるところ、老朽化した不動産ストックの増加は、地域の魅力を低下させ、地域経済の持続的な成長を阻害する要因となりうることからこうした不動産ストックを適切に維持管理・更新し、地域経済の持続的な成長等に資する優良な不動産ストックを形成することは引き続き重要な課題となっている。

一方で、近年は、建築費の高騰や不動産価格の上昇に加え、金利上昇による資金調達コストの増加等により、不動産取得における事業環境は厳しさを増しており、新規供給の停滞も見られる状況にある。

このような環境下において、不動産証券化は、民間投資を幅広く呼び込み、不動産市場における資金調達のための重要な手段であるところ、不動産特定共同事業は不動産証券化の1つの手法として、老朽化不動産の開発・改修において、投資家や地域ステークホルダーからの出資による資金調達を可能とするものである。

不動産特定共同事業は、不動産の開発・改修行為への活用が可能であるほか、現物不動産を対象とすることから、不動産信託受益権を扱う他の証券化手法と比較して物件を受益権化する際のコストなどのスキーム組成にかかるコストを抑えられる等の利点があり、収益性が低くコスト負担の影響を受けやすい小規模な不動産も含め、老朽化・陳腐化した不動産の更新・再生のために幅広い投資家から投資を呼び込むことができる手法として、全国の様々な地域において活用されており、地域の老朽・遊休ストックを更新し、地域課題の解決や魅力向上に資する優良な不動産ストックの形成に資するものである。

本特例措置は、不動産特定共同事業における特例事業者等が一定の開発・改修に係る事業を行う場合に不動産を取得する際のコスト負担を軽減し、不動産取得を円滑に行う環境を整備することにより、不動産特定共同事業を通じた不動産市場への民間投資の呼び込みを促進するものであり、不動産取得時の経済的なインセンティブとして有効である。また、政府目標である「リート等の資産総額を2030年頃までに約40兆円とすること」の達成に向けた取組を強力に推進する観点からも、本特例措置を延長することが必要である。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」（令和４年６月７日閣議決定）（抄） 「優良な不動産ストックの形成等のため、2030 年頃までにリート等の資産総額を約 40 兆円とすることを目標とし、2022 年度中にヘルスケアリートの活用に係るガイドラインを見直すとともに、2023 年度中に不動産分野 TCFD 対応ガイダンスの改訂等により、リート等のアセットタイプの多様化や不動産投資市場における ESG 投資の促進を図る。」 ・「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和４年６月７日閣議決定）（抄） 「不動産証券化手法の一つである不動産特定共同事業について、クラウドファンディングも含め、その活用を推進することにより、地域の空き家等の遊休不動産をコワーキング施設などデジタルに対応した施設等に再生・活用し、コミュニティの形成促進等による地域の社会課題解決を目指す。」 ・「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（令和８年７月 21 日閣議決定）（抜粋） 優良な不動産ストックの形成・流通・利活用、住宅ストック価値の最大化と住生活を支える基盤の再構築に取り組む。 ・「地域未来戦略」（令和８年７月 21 日閣議決定）（抜粋） 第５節 その他の施策の推進 １．強い地域経済の構築 （11）地方への不動産投資の促進 ・国土交通省政策評価体系上の位置付け 政策目標 9 「市場の環境整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護」 施策目標 31 「不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する」 業績指標 95 「リート等の資産総額」
		政策の達成目標	リート等の資産総額 （令和２年：約 25 兆円→令和 12 年頃：約 40 兆円）
		租税特別措置の適用又は延長期間	2 年間（令和 9 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日）
		同上の期間中の達成目標	リート等の資産総額 （令和 2 年度：約 25 兆円→令和 10 年度：約 37 兆円→令和 12 年度頃：約 40 兆円）
		政策目標の達成状況	令和 6 年度末時点のリート等の資産総額：約 33 兆円

	有効性	要望の措置の適用見込み	令和7年度：6件 令和8年度：6件 令和9年度：6件 ※令和5年度 - 令和6年度平均数
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置は、近年の建築費高騰等による不動産価格の上昇や金利環境変化による借入コストの上昇といったコスト環境の変化など、不動産特定共同事業を取り巻く環境が変動する中で、定率で特例事業者等が物件を取得するための総費用を軽減する措置であるため、取得の際の経済的なインセンティブとして有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	特例事業者等が不動産特定共同事業契約に基づき不動産を取得した場合に係る課税標準の特例措置（不動産取得税）（地方税法附則第11条第12項）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	「不動産投資市場の拡大・進化に向けた環境整備」 令和9年度予算概算要求額 91 百万
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置は、「リート等の資産総額を2030年頃までに約40兆円」という目標に向け、不動産証券化手法を活用した事業の推進を目的として、投資対象不動産の多様化や不動産証券化の普及促進といった環境整備を行うことで、本特例措置と併せて不動産投資市場の拡大を図るための施策である。
		要望の措置の妥当性	建築費の高騰や金利環境の変化等を背景に、不動産取得における事業環境が厳しさを増しているところ、不動産特定共同事業は、民間投資を幅広く呼び込み、不動産市場における資金調達を行う手段の1つであり、特定の現物不動産の開発・改修行為も含め出資対象とできることから、小規模な不動産も含め、全国の様々な地域において、地域の老朽・遊休ストックを更新し、地域課題の解決や魅力向上に資する優良な不動産ストックの形成に資するものとして活用されている。 本特例措置は、事業のイニシャルコストを支援することを目的とするものであり、この点について、実際の事業に対する支援としては、補助金による支援も考えられるが、予算制度については支援決定まで支援水準が確定しない等の事情があることから、広く個々の物件取得を促す観点からは、高い予測可能性の下で行動変容を促す本特例により措置することが妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績		適用件数	適用額	減収額
		令和4年	6件(10件)	1,887百万円	5百万円 (9.3百万円)
		令和5年	8件(10件)	6,790百万円	38百万円 (9.3百万円)
		令和6年	3件(10件)	4,085百万円	29百万円 (9.3百万円)
	(出典：法務省「登記統計」より推計) ※ () は令和5年度、令和7年度要望時における適用件数又は減収額の見込み値。 (前回要望との乖離の理由) 前回要望時は不動産証券化実態調査等を基に推計した数値を採用していたが、法務省「登記統計」に基づく実数ベースでの整理に変更したところ、各調査における集計方法や算出方法の違いにより数値に乖離が生じている。				
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—			
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本特例措置は、近年の建築費高騰等による不動産価格の上昇や金利環境変化による借入コストの上昇といったコスト環境の変化など、不動産特定共同事業を取り巻く環境が変動する中で、定率で特例事業者等が物件を取得するための総費用を軽減する措置であるため、取得の際の経済的なインセンティブとして有効であり、特例事業者等が取得した資産は政府目標に向けて順調に増加傾向にある。				
前回要望時の達成目標	リート等の資産総額 (令和2年度約 25.5 兆円→令和8年度約 34 兆円→令和12年度頃約 40 兆円) 居住目的のない空き家数を 400 万戸程度におさえる (令和8年)				
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和6年度末時点のリート等の資産総額：約 33 兆円 (令和8年中には約 34 兆円を達成する見込みであり、達成目標に向けて着実に推移している) 賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数：386 万戸 (令和5年)				
これまでの要望経緯	平成25年度 創設 平成27年度 適用期限の2年延長 倉庫及びその敷地を適用の対象に追加 平成29年度 適用期限の2年延長				

		小規模不動産特定共同事業者、小規模特例事業者、一定の適格特例投資家限定事業者を対象に追加
	平成 31 年度	適用期限の 2 年延長
	令和 3 年度	特例事業者及び適格特例投資家限定事業者に係る特例措置の要件のうち、「工事の竣工後 10 年以内の譲渡」の要件の撤廃、借地上の建物の追加 適用期限の 2 年延長 保育所及びその敷地を適用の対象に追加
	令和 5 年度	特例事業者及び適格特例投資家限定事業者に係る特例措置の要件のうち、建築物の規模要件の緩和 適用期限の 2 年延長
	令和 7 年度	適用期限の 2 年延長 特例事業者及び適格特例投資家限定事業者に係る特例措置の要件のうち、不動産取得後の着工までの期間の要件を「2 年→3 年」に緩和、対象となる建物の築年数の要件を「10 年→15 年」に見直し

要望内容と自己点検の関係

措置名：特例事業者等が不動産特定共同事業契約に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に係る税率の特例措置

- 自己点検においては、本特例措置の短期アウトカム指標として「特例事業者等による不動産取得件数」を設定し、令和6年度の実績は目標値を上回っており、短期アウトカムは達成していると評価される。
- 長期アウトカムである「リート等の資産総額 2030 年頃までに約 40 兆円」については、令和6年度末時点で約 33 兆円と未到達であるが、近年の成長が継続した場合の目標達成が見込まれる段階にあり、不動産特定共同事業は資産総額の毎年の増加分において一定の割合を占め、着実に寄与している。
- そのため、近年、建築費の高騰・不動産価格の上昇・金利上昇による資金調達コストの増加など、事業コスト全体が増大する中でも、本特例措置は、取得判断への経済的インセンティブとして引き続き機能していると受け止めている。
- 長期アウトカムは達成途上にあり、なお約7兆円の積み上げが求められる。引き続き本特例措置による取得コスト軽減を通じて優良な不動産ストック形成への投資資金を拡大し、不動産証券化市場の成長を後押しすることが不可欠である。
- 以上の自己点検結果を踏まえ、政府目標の達成に向けた継続的な取り組みの必要性及び本特例措置の有効性が認められることから、適用期限を令和11年3月31日まで2年間延長するものである。

項 目 名	住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等に係る所要の措置				
税 目	贈与税				
要 望 の 内 容	【制度の概要】 ①直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合に、一般住宅の場合 500 万円まで、質の高い住宅（※）の場合 1,000 万円まで贈与税を非課税とする。 ②住宅取得等資金を 60 歳未満の贈与者から贈与を受けた場合についても、相続時精算課税制度の適用対象とする。 ③東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合に、一般住宅の場合 1,000 万円まで、質の高い住宅（※）の場合 1,500 万円まで贈与税を非課税とする。 ※質の高い住宅の基準 <table border="1" data-bbox="375 887 1481 1263"> <tr> <td data-bbox="375 887 550 1137">新築住宅</td><td data-bbox="550 887 1481 1137"> ①断熱等性能等級 5 以上かつ一次エネルギー消費量等級 6 以上 ※令和 5 年末までに建築確認を受けた住宅又は令和 6 年 6 月 30 日までに建築された住宅は、断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4 以上 ②耐震等級 2 以上又は免震建築物 ③高齢者等配慮対策等級 3 以上 </td></tr> <tr> <td data-bbox="375 1137 550 1263">既存住宅 増改築</td><td data-bbox="550 1137 1481 1263"> ①断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4 以上 ②耐震等級 2 以上又は免震建築物 ③高齢者等配慮対策等級 3 以上 </td></tr> </table> 【要望の内容】 住宅取得環境が悪化する中、高齢者からの資産の早期移転によって、住宅取得に係る負担を軽減し、住宅需要を刺激・創出するとともに、良質な住宅ストックの形成を図るため、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等について、必要な検討を行い、所要の措置を講じる。 【関係条文】 租税特別措置法第 70 条の 2、第 70 条の 3 租税特別措置法施行令第 40 条の 4 の 2、第 40 条の 5 租税特別措置法施行規則第 23 条の 5 の 2、第 23 条の 6 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 38 条の 2 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第 29 条の 2 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第 14 条の 2	新築住宅	①断熱等性能等級 5 以上かつ一次エネルギー消費量等級 6 以上 ※令和 5 年末までに建築確認を受けた住宅又は令和 6 年 6 月 30 日までに建築された住宅は、断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4 以上 ②耐震等級 2 以上又は免震建築物 ③高齢者等配慮対策等級 3 以上	既存住宅 増改築	①断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4 以上 ②耐震等級 2 以上又は免震建築物 ③高齢者等配慮対策等級 3 以上
新築住宅	①断熱等性能等級 5 以上かつ一次エネルギー消費量等級 6 以上 ※令和 5 年末までに建築確認を受けた住宅又は令和 6 年 6 月 30 日までに建築された住宅は、断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4 以上 ②耐震等級 2 以上又は免震建築物 ③高齢者等配慮対策等級 3 以上				
既存住宅 増改築	①断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4 以上 ②耐震等級 2 以上又は免震建築物 ③高齢者等配慮対策等級 3 以上				

			平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (▲35,000 百万円) (— 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由		(1) 政策目的 親世代や祖父母世代から子・孫世代等への資産移転を促進することを通じて、現役世代を中心とした住宅取得・改修等を行う者の資金調達を支援することにより、住宅需要を刺激・創出するとともに、良質な住宅ストックの形成を図る。 (2) 施策の必要性 住宅取得の負担軽減を図る観点から、住宅取得等に係る贈与税の特例措置が昭和 59 年より講じられてきたところであり、住宅取得の促進策として不可欠なものとなっている。 足元では、住宅価格や金利の上昇により、取得環境はより一層厳しい状況にあり、住宅取得者の初期負担は増大している。また、質の高い住宅は一般的な住宅に比べ価格が高額となり、その取得に係るハードルが高い。 高齢者の保有する資産を住宅取得者層に移転させ、現役世代の住宅取得の負担軽減を図る本特例措置が不可欠であり、今後の住宅市場の動向を踏まえながら、国民が居住ニーズに応じた住宅を確保できる環境を整備するとともに、良質な住宅ストックを形成するためには、必要な検討を行い、所要の措置を講じる必要がある。		
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け ○住生活基本計画（全国計画）（令和 8 年 3 月 27 日閣議決定） 目標 2 若年世帯や子育て世帯が希望する住まいを確保できる社会の実現 目標 4 過度な負担なく希望する住生活を実現できる環境整備 目標 5 多世代にわたり活用される住宅ストックの形成 目標 8 持続可能で多様なライフスタイルに対応可能な住宅地の形成 目標 9 頻発・激甚化する災害に対応した安全な住環境の整備 （基本的な施策） ○ 経済的な不安定さ等の様々な困難を抱える若年単身世帯をはじめ、あらゆる若者が希望に応じて地域とのつながりを持ちながら孤立せず、あるいは社会参加し、自立して生活できる居住環境の整備 ○ 現下の住宅取得環境を踏まえた住宅取得負担軽減策の充実や、住宅取得に向けた頭金等の積立への支援等の住宅取得を支援する新たな手法の検討	

			○ 住宅の立地・広さ・価格の多様性と量のバランスの確保にも配慮しつつ、住宅性能水準や居住環境水準に示す水準を参考にした将来世代に継承する住宅ストックの供給・流通の促進 ○ 持続可能な都市構造を目指す立地適正化計画に基づく都市機能及び居住の誘導促進や災害の危険性の高いエリアに係る積極的な情報提供、それに連動した市場を通じた立地の誘導の推進 ○ 住宅の耐震化と密集市街地の整備改善に向けた取組の更なる推進 ○ 住宅地における流域治水の観点も踏まえた浸水対策等の推進 成果指標 既存住宅取引及びリフォームの市場規模 成果指標 耐震性が不十分な住宅ストックの比率 成果指標 住宅ストックの平均の省エネ性能（BEI） ＜国土交通省政策評価体系上の位置付け＞ 政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 施策目標 2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する 政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 3 総合的なバリアフリー化を推進する 政策目標 3 地球環境の保全 施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—																
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																
	要望の措置の妥当性	—																
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	(単位：(適用件数) 件、(適用額、減収額) 百万円) <table><tr><td>年度</td><td>適用件数</td><td>適用額</td><td>減収額</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>49,991</td><td>340,500</td><td>52,000</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>62,859</td><td>450,800</td><td>66,000</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>45,411</td><td>318,000</td><td>37,000</td></tr></table> 【出典】適用件数、適用額：国税庁「統計年報」 減収額：財務省「法人税関係以外の租税特別措置の増減収見込額」	年度	適用件数	適用額	減収額	令和4年度	49,991	340,500	52,000	令和5年度	62,859	450,800	66,000	令和6年度	45,411	318,000	37,000
	年度	適用件数	適用額	減収額														
	令和4年度	49,991	340,500	52,000														
	令和5年度	62,859	450,800	66,000														
	令和6年度	45,411	318,000	37,000														
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本特例措置は、贈与額の増加や借入金額の削減、また、減収額を上回る民間住宅投資の促進などの効果があり、住宅取得に係る負担の軽減、住宅需要の刺激・創出及び良質な住宅ストック形成に有効である。																	
前回要望時の達成目標	—																	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—																	
これまでの要望経緯	【住宅取得等資金に係る贈与税非課税措置】 平成21年度 創設 平成22年度 拡充・延長（非課税限度額の拡充） 平成23年度 拡充（先行取得土地を対象） 平成24年度 拡充・延長（非課税限度額の拡充）																	

	平成 27 年度 拡充・延長（非課税限度額の拡充等） （平成 28 年度 消費税率引上げ時期の延期に伴い適用時期を 2 年半延期） 平成 30 年度 見直し（成人年齢引き下げ） 令和 3 年度 拡充（床面積下限を引き下げ） 令和 4 年度 拡充・延長（築年数要件の緩和、非課税限度額 の縮小） 令和 6 年度 見直し・延長（「質の高い住宅」要件の引き上 げ） 【住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例】 平成 15 年度 創設 平成 18 年度 延長 平成 20 年度 延長 平成 22 年度 延長（1000 万円上乘せ特例は廃止） 平成 24 年度 延長 平成 27 年度 拡充・延長（適用対象となる工事の拡充） （平成 28 年度 消費税率引上げ時期の延期に伴い適用時期を 2 年半延期） 平成 30 年度 見直し（成人年齢引き下げ） 令和 3 年度 拡充（床面積下限を引き下げ） 令和 4 年度 拡充・延長（築年数要件の緩和、非課税限度額 の縮小） 令和 6 年度 見直し・延長（「質の高い住宅」要件の引き上 げ） 【東日本大震災の被災者に係る住宅取得等資金に係る贈与税非 課税措置】 平成 23 年度 創設 平成 27 年度 拡充・延長（非課税限度額の拡充等） （平成 28 年度 消費税率引上げ時期の延期に伴い適用時期を 2 年半延期） 平成 30 年度 見直し（成人年齢引き下げ） 令和 3 年度 拡充（床面積下限を引き下げ） 令和 4 年度 拡充・延長（築年数要件の緩和） 令和 6 年度 見直し（「質の高い住宅」要件の引き上げ、対 象区域の縮小）
--	---

要望内容と自己点検の関係

措置名：住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等

- 自己点検の短期アウトカムである【民間住宅投資の増加額】（目標：同年の減収額以上）に関しては、「住宅税制のEBPMに関数有識者会議中間とりまとめ」によると、約1,290億円増であった。また、その他の短期アウトカムである【住宅取得の負担額の軽減】、【取得・増改築が促進された住宅の数の増加】、【住宅性能・居住環境を向上した割合の増加】に関しても、同とりまとめにおいて効果が確認されたことから、短期アウトカムについては目標を達成している。
- なお、本特例措置は住宅取得の負担軽減を通じて住宅需要の刺激・創出等を図るものであり、中長期アウトカムである【住宅及び居住環境に対する不満率の減少】（平成30年21.5%→令和5年21.2%）、【耐震性の不足する住宅ストックの解消】（令和5年（耐震化率）90%）、【既存住宅取引及びリフォームの市場規模の拡大】（うち既存住宅取引の市場規模：令和5年9.2兆円→令和6年9.9兆円）などの各指標の伸び率への寄与も認められ、今後も継続的することにより、さらなる住宅取得の促進へとつなげることが可能である。
- 以上のことから、本特例措置は一定の政策効果が認められるが、新たな「住生活基本計画（全国計画）」を踏まえつつ、住宅取得環境が悪化する状況においても、住宅需要が喚起・創出されるよう、今後の検討を行い、所要の措置を講じる必要がある。

令和 9 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省 観光庁 観光戦略課）

項 目 名	電子渡航認証制度（JESTA）の導入に伴う外国人旅行者向け消費税免税制度の確認事務等の見直し											
税 目	消費税、酒税											
要 望 の 内 容	【制度の概要】 消費税法第 8 条等に基づき、輸出物品販売場等（以下「免税店」という。）において、外国人旅行者などの非居住者に対して、特定の物品を一定の方法で販売する場合には消費税等が免除される。 【要望の内容】 出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 32 号。以下「入管法等改正法」という。）の施行に伴い、電子渡航認証制度（JESTA）※の導入により一部の短期滞在者においても上陸許可証印が省略されること等を踏まえ、免税店における免税販売の確認事務等について、必要な検討を行い、所要の措置を講じる。 ※JESTA：来日を希望する外国人について、渡航前に入管庁長官に対して渡航目的や滞在先等の情報を提供させ、事前にスクリーニングを行い、不法残留等を企図する外国人の入国を防止する制度。 【関係条文】 （消費税）消費税法第 8 条、消費税法施行令第 18 条～第 18 条の 5 消費税法施行規則第 6 条～第 10 条 （酒 税）租税特別措置法第 87 条の 6 租税特別措置法施行令第 46 条の 8 の 2 租税特別措置法施行規則第 37 条の 4 の 4 <table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>—</td><td>百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（</td><td>— 百万円）</td></tr><tr><td>（改正増減収額）</td><td>（</td><td>— 百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 免税販売に係る確認事務等について、JESTA の導入に合わせた見直しを行うことで、JESTA の導入後においても免税店において円滑な免税販売が行えるような措置等を講じ、免税販売の適正な実施を確保する。 (2) 施策の必要性 急増する訪日外国人旅行者に対応するため、令和 10 年度中の JESTA の導入等を盛り込んだ入管法等改正法が、第 221 回特別国会（令和 8 年 5 月 29 日）において成立。 現在、免税店では免税購入対象者の適否について、主に上陸許可の証印も含めて確認しているところ。JESTA の導入により、一部の入国者については旅券への当該証印が省略されることとなるため、JESTA の導入後においても、免税販売の円滑かつ適正な実施が確保できるよう、関係する手続等を見直す必要がある。 また、入管法等改正法により、遭難による上陸の許可の範囲が見直されたことに伴い、免税購入対象者の範囲も合わせて見直す必要がある。											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○国土交通省政策評価体系上の位置付け 政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 20 観光立国を推進する 業績指標 72 訪日外国人旅行消費額
		政策の達成目標	○「観光立国推進基本計画」（令和 8 年 3 月 27 日閣議決定）における目標 ・訪日外国人旅行消費額 観光ビジョンに掲げた 2030 年 15 兆円の目標達成に向け、（略）消費額拡大を図る。 ○「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）における目標 ・訪日外国人旅行消費額 2030 年に 15 兆円を達成する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	○「観光立国推進基本計画」（令和 8 年 3 月 27 日閣議決定）における目標 ・訪日外国人旅行消費額 2030 年に 15 兆円を達成する。 ○「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）における目標 ・訪日外国人旅行消費額 2030 年に 15 兆円を達成する。
		政策目標の達成状況	・訪日外国人旅行消費額 2025 年：9.5 兆円
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置を講ずることにより、JESTA の導入後においても、免税販売の円滑かつ適正な実施を確保することで、訪日外国人旅行消費額のより一層の拡大に繋げる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	電子渡航認証制度（JESTA）の導入に伴う外国人旅行者向け消費税免税制度の確認事務等の見直し（地方消費税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	JESTA の導入後においても、免税販売の円滑かつ適正な実施を確保することで、訪日外国人旅行消費額のより一層の拡大に繋げるためには、本措置を講ずることが妥当である。
	租税特別措置の適用実績	・ 訪日外国人旅行消費額 2013 年：1 兆 4,167 億円 2014 年：2 兆 278 億円 2015 年：3 兆 4,771 億円 2016 年：3 兆 7,476 億円 2017 年：4 兆 4,162 億円 2018 年：4 兆 5,189 億円 2019 年：4 兆 8,135 億円 2020 年：7,446 億円 2021 年：1,208 億円 2022 年：8,987 億円 2023 年：5 兆 3,065 億円 2024 年：8 兆 1,257 億円 2025 年：9 兆 4,549 億円	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	○免税対象品目の拡大・手続簡素化により、外国人旅行消費額の大幅な拡大、免税店の拡大に繋がった。 （平成 26 年 10 月開始） ○免税手続カウンター制度が開始され、商店街、ショッピングセンターにおける店舗の免税手続きの負担が大幅に軽減された。 （平成 27 年 4 月開始） ○免税販売の対象となる最低購入金額の引下げにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。 （平成 28 年 5 月開始） ○一定の要件の下、「一般物品」と「消耗品」の合計金額が 5,000 円以上となる場合も免税販売の対象とすることにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。 （平成 30 年 7 月開始） ○既に免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭り等に出店する場合において、事前の手続により免税販売を可能とすることにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。 （令和元年 7 月開始） ○免税店の許可要件について、従業員を介さずに免税販売手続を行うことが出来る機器を設置した場合には、免税販売手続に必要な人員の配置等を不要とする措置を講じたことによ	

		り、24 時間購入可能となる等、外国人旅行者の利便性向上に繋がった。（令和 3 年 10 月 1 日開始） ○免税購入対象者の変更（留学生等の免税対象からの除外）を行うとともに、免税手続の際に Visit Japan Web を活用した本人情報の確認が可能となったことにより、店舗の免税手続の負担軽減及び外国人旅行者の利便性向上に寄与した。（令和 5 年 4 月 1 日開始）
	前回要望時の達成目標	○「観光立国推進基本計画」（令和 5 年 3 月 31 日閣議決定）における目標 ・訪日外国人旅行消費額 早期に 5 兆円を達成する ○「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）における目標 ・訪日外国人旅行消費額 2030 年に 15 兆円を達成する ⇒2023 年の訪日外国人旅行消費額は 5 兆 3,065 億円となり、短期目標の早期 5 兆円を達成。2025 年の訪日外国人旅行消費額は 9.5 兆円で過去最高となる等、順調に推移しており、2030 年に 15 兆円を達成するべく、取組を進めている状況。
	前回要望時から達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 26 年度：拡充 ○免税対象品目の拡大（食品類、飲料類、たばこ、薬品類及び化粧品類等も含め、一定の条件の下、全ての品目を免税対象品目とする。） ○免税手続の簡素化（購入記録票等の様式の弾力化及び手続の簡素化を行う。） 平成 27 年度：拡充 ○免税手続きの第三者への委託を可能とし、商店街・物産センター等において、免税手続きの一括カウンター設置を実現。併せて、一括カウンターでは店舗を超えて購入金額の合算を認める（ただし、一般物品と消耗品は区別）。 平成 28 年度：拡充 ○一般物品の免税販売の対象となる最低購入金額を「10,000 円超」から「5,000 円以上」へ引き下げるとともに、免税対象物品を免税店から一定の運送事業者を利用して海外の自宅や空港等へ直送する場合の手続きの簡素化等を行う。 平成 30 年度：拡充 ○一定の要件の下、「一般物品」と「消耗品」の合計金額が 5,000 円以上となる場合も免税販売の対象とする。

	○現行の紙による免税販売手続き（購入記録票のパスポートへの貼付・割印）を廃止し、免税販売手続きを電子化する。 令和元年度：拡充 ○既に免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭り等に出店する場合において、簡素な手続により免税販売を可能とする「臨時免税店制度」を創設する。 令和２年度：拡充 ○免税店の許可要件について、従業員を介さずに免税販売手続を行うことが出来る機器を設置した場合には、免税販売手続に必要な人員の配置等を不要とする措置を講じる。 令和４年度：拡充 ○免税購入対象者の変更（留学生等の免税対象からの除外）を行うとともに、Visit Japan Web を活用した本人情報の確認を可能とする。 令和６年度：検討事項要望 ○出国時に税関において持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とし、令和７年度税制改正にて、制度の詳細について結論を得ることとする。 令和７年度：リファンド方式への移行等 ○消費税の外国人旅行者向け免税制度については、不正利用を排除し、免税店が不正の排除のために負担を負うことのない制度とするため、令和６年度税制改正大綱で示された方針を踏まえ、出国時に持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とし、確認後に免税店から外国人旅行者に消費税相当額を返金するリファンド方式に見直す。 また、リファンド方式の移行に伴い、訪日外国人旅行者の利便性向上や免税店の事務負担軽減等となるよう、免税対象物品の範囲等の見直し等の措置を講じる。
--	---

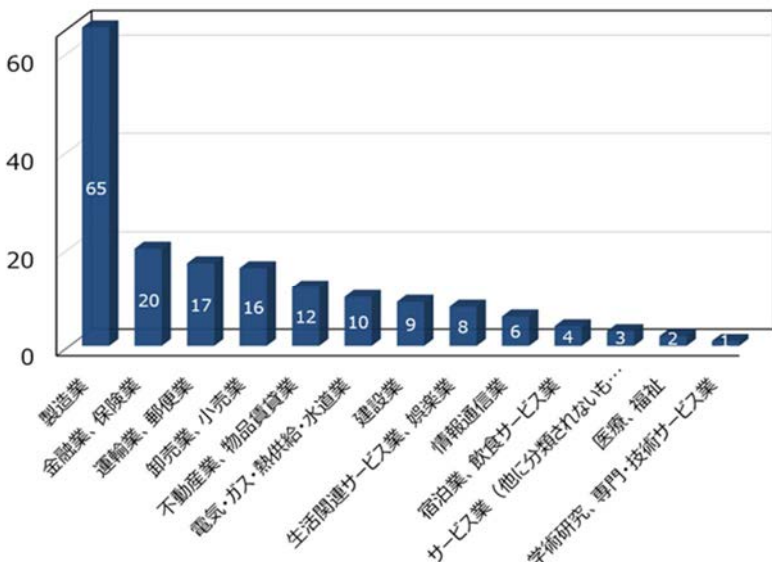
令和 9 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（国土交通省不動産・建設経済局建設振興課）

項 目 名		産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の軽減措置の延長等	
税 目		登録免許税 租税特別措置法第 80 条第 1 項	
要 望 の 内 容	産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の軽減措置について、事業ポートフォリオの転換・強化を通じて、価値創造の拡大につなげるための措置等を講じるとともに、適用期限を令和 12 年 3 月 31 日まで延長する。		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)		— 百万円 (▲5,000 百万円) (— 百万円)

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 戦略的・抜本的な事業再編を強力に推進することにより、国内の過剰供給・過当競争構造を解消し、産業の新陳代謝の促進を通じた我が国産業の競争力強化を図る。 (2) 施策の必要性 グローバル化の進展やデジタル革命により不連続かつ急激に経営環境が変化 する中、企業がイノベーションによる付加価値の創出や生産性の向上を通じ持続 的な成長を実現していくためには、既存の事業の収益性を深化しつつ、新たな 成長分野を探索する所謂「両利きの経営」を目指し、貴重な経営資源をコア事 業の強化や自前主義によらず将来の成長事業への投資に集中させるという不断 の事業ポートフォリオの見直しが必要とされている。 特に、既存の事業分野とは異なる新規分野への投資を行う場合には、通常、不 確実性が高く、大きなリスクを伴うため、新規分野への投資資金を確保する観 点からも、事業ポートフォリオの継続的な見直しを通じて資本効率が高い事業 ポートフォリオへの転換を実現し、キャッシュフローの充実を図ることがこれ まで以上に重要になっている。 こうした中、経済産業省では、これまで産業競争力強化法に基づく事業再編計 画や各種税制措置により M&A をはじめとする事業再編を後押ししてきたが、日 本企業における事業ポートフォリオ検討の必要性について認識は高まりつつあ るものの、複数の事業セグメントを有する企業の利益率が世界的には未だ低 く、十分に事業ポートフォリオの組替えが行われていない状況となっている。 こうした状況を踏まえれば、引き続き我が国経営者の事業再編に係る「決断」 を促すことが必要であり、再編行為に伴う登録免許税の税率軽減を措置し、事 業ポートフォリオの見直しと事業再編を円滑化することで、我が国事業者の生 産性向上を推進していく必要がある。 また、本年 7 月に「コーポレートガバナンス・コード」が改訂され、取締役会 の役割として、「成長の道筋を構築する」ことや、「成長投資や事業ポートフ ォリオの見直し等の経営資源配分等に関し具体的に何を実行するのかについて 説明を行う」こと（原則 4-1）などが明確化された。経済産業省においても、 「成長投資ガイダンス」（2026 年）を策定してその実務的な対応の方向性を示 し、その普及・啓発を通じて、事業ポートフォリオの見直しと成長投資の必要 性に対する意識の浸透に向けて取り組んできている。 我が国の構造的な課題として、日本企業全体として資本効率の改善は進展して きた一方で、依然として、資本コストを上回る収益性を安定的に確保できてい る事業が少ない上、資本コストを下回る価値毀損セグメントに投下資本の約 65%が配分され、資本コストを上回る価値創造セグメントが生み出した価値が相 殺される構造となっている※ことがあると考えられる。我が国経済の中長期的 な成長に向けては、我が国企業が、事業ポートフォリオの転換を通じて、投下 資本の戦略的な再配分・拡大を促していくことが必要である。 AX・GX をはじめとした技術革新の進展や経済安全保障の重要性の高まりなど、 企業を取り巻く事業環境は劇的に変化している環境下において、我が国企業が このような環境に適応し、競争力を高めていくためには、事業ポートフォリオ の転換・強化を上記の取組から更に踏み込んで促進していくことが必要であ る。 ※価値毀損セグメントに対する資本投入割合：日本：65% 米国：39% 欧州：42% 以上の理由から、事業ポートフォリオ転換・強化を促進するための措置等を講 じるとともに、本税制の適用期限を令和 12 年 3 月 31 日まで延長する。
--	---

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する 施策目標 32 建設市場の整備を推進する 施策目標 35 自動車運送業の市場環境整備を推進する 施策目標 36 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る
		政策の達成目標	認定事業再編計画に基づく政策支援を通じて、事業再編による経営資源の有効活用により、事業者の生産性の向上を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和9年4月1日～令和12年3月31日（3年間）
		同上の期間中の達成目標	令和11年度に、事業者の生産性（ROIC（投下資本利益率））を令和8年度より2%ポイント、固定資産回転率（売上高/有形固定資産＋ソフトウェア）を令和8年度より5%向上させる。
		政策目標の達成状況	○ROIC（投下資本利益率）の実績 2022年度（令和4年度）10.9% 2023年度（令和5年度）11.2% 2024年度（令和6年度）10.7% ※SPEEDA 上場企業データに基づき、以下のとおり算出 $ROIC = (\text{営業利益} + \text{減価償却費} + \text{研究開発費}) \div (\text{有利子負債残高} + \text{自己資本})$ ○固定資産回転率の実績 2022年度（令和4年度）2.85 2023年度（令和5年度）2.83 2024年度（令和6年度）2.81 ※財務省法人企業統計に基づき、以下のとおり算出 $\text{固定資産回転率} = \text{売上高} \div \text{有形固定資産} + \text{ソフトウェア}$
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和9年度～令和11年度 22件程度／年 ※既存制度による件数のみ
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	令和8年3月までに産業競争力強化法に基づき主務大臣の認定を受けた事業再編計画173件のうち、171件の計画が登録免許税率の軽減措置を活用しており、活用割合が高い施策である。また、単に事業再編を行うだけでなく生産性向上や新サービス開発等の取組を実施する事業者に対して税制を適用する仕組みとしていることで、我が国産業競争力の強化に寄与しているものと考えられる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	・債権放棄時の資産評価時の損金算入 ・認定株式分配に係る課税の特例 ・事業ポートフォリオ転換・強化促進税制（要望中） 本税制措置は事業等を買収等する判断を、事業ポートフォリオ転換・強化促進税制は主に事業ポートフォリオの転換の判断を後押しするものであり、両者を一体で講ずることで事業ポートフォリオの転換・強化が促進されることが期待される。

		予算上の措置等の要求内容及び金額	—							
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—							
		要望の措置の妥当性	本措置は、生産性の向上のため、経営資源の効率的な運用を目指した戦略的な組織再編・事業再編に加えて、新たな商品開発や新たな生産方式の導入などの取組を行うものについて、その他一定の基準を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限り、講ずるものである。 本措置により、合併や分割等といった事業構造の変更に係る費用を軽減し、新たな取組等を促して生産性の向上を図ることは、我が国産業の競争力強化のための特例措置として妥当である。							
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	【登録免許税の軽減措置を利用した計画の認定件数（171 件）】								
		年	平成30	令和1	2	3	4	5	6	7
		適用件数	11	17	14	22	26	22	18	22
		【事業再編計画の認定を受けた企業が営む業種（173 件）】 (単位：件)								
										
【減収額（見込み含む）】 (単位：億円)										
年	平成30	令和1	2	3	4	5	6	7		
減収額	5.5	43.4	49.3	39.1	45.8	18.5	66.3	50.0		
※各年度の減収額は、産業競争力強化法の認定に基づく計画の認定年度別に集計したものであるため、実際に登記した時点（登録免許税が軽減される時点）が翌年度になるケースがあり得る。										

	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	登録免許税の軽減措置を講ずることにより、合併や会社分割等に係る資本・資産に係るコストを軽減し、事業再編を促進することは我が国産業の生産性の向上に有効な手段である。 昨年度までに事業再編計画の認定を受けた事業者は、173 者（全省庁ベース）のうち 171 者が本税制措置を活用しており、産業競争力強化法に基づいて認定された事業再編計画で、令和 7 年度までに終了した計画（全 35 計画）のうち、30 計画（経済産業省案件ベース）で生産性向上の基準を達成している。
	前回要望時の 達成目標	令和 8 年度に、事業者の生産性（ROIC（投下資本利益率））を令和 5 年度より 2%、固定資産回転率（売上高/有形固定資産＋ソフトウェア）を令和 5 年度より 5%向上させる。
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理由	事業再編計画の認定を受けた事業者は、173 者（全省庁ベース）のうち 171 者が本税制措置を活用しており、産業競争力強化法に基づいて認定された事業再編計画で、令和 7 年度までに終了した計画（全 35 計画）のうち、30 計画（経済産業省案件ベース）で生産性向上の基準を達成している。また、残りの 5 計画については市場環境の悪化、原材料費の高騰や取引先都合により計画終了年度に計画していた売り上げが得られなかったなどの外部要因によるものであり、これらの変化によるやむを得ない計画を除けば目標を達成している。
これまでの 要望経緯	登録免許税率の軽減措置 平成 25 年度創設（平成 26 年 1 月～） 平成 28 年度 2 年間延長 平成 30 年度 2 年間延長 令和 2 年度 2 年間延長 令和 4 年度 2 年間延長（生産性の向上要件の見直し） 令和 6 年度 3 年間延長（特別事業再編計画の創設） （同様の措置を講じていた産活法における要望経緯） 平成 11 年度 創設 平成 12 年度 税率引き下げ 平成 13 年度 2 年間延長 平成 15 年度 5 年間延長（但し平成 18 年以後、一部縮減） 平成 19 年度 措置拡充（対象計画追加） 平成 20 年度 2 年間延長 平成 21 年度 1 年間延長（会社分割に係る不動産移転登記に係る登録免許税のみ） 平成 22 年度 1 年間延長 平成 23 年度 一部縮減（産活法改正により適用対象が一部変更されたことによる） 平成 24 年度 1 年間延長	

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省物流・自動車局自動車整備課）

項 目 名	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充等		
税 目	所得税 租税特別措置法第 10 条の 5 の 3ss 租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 3 租税特別措置法施行規則第 5 条の 11 法人税 租税特別措置法第 42 条の 12 の 4、第 52 条の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 4、第 30 条 租税特別措置法施行規則第 20 条の 9		
要 望 の 内 容	幅広い成長志向型の企業の更なる創出に向けて、中小企業の「稼ぐ力」を高めるべく、企業の生産性向上投資を促す観点から、経営規模拡大設備の適用要件の柔軟化等、インセンティブの強化を行う。 各類型の活用実績や対象設備の政策効果等を踏まえ、メリハリをつけた見直しを行った上で、適用期限を 2 年間延長する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	（精査中）百万円 （▲85,800 百万円） （▲4,000 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と	(1) 政策目的 中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備や IT 化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。 (2) 施策の必要性 人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や、中東情勢の緊迫化等による国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。 中小企業の資本生産性については向上しつつあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になっている。金利のある経済等への対応の観点からも、中小企業全体に賃上げの波を広げ、生産性や経営力の向上を促していくことが最重要課題となっている。 このような状況下において、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等を促し、成長志向型の中小企業の裾野を広げる新たなメカニズムの構築が必要となる。そのための成長投資ができる経営基盤を整えていく。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標Ⅴ 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標 15 道路交通の安全性を確保・向上する 施策目標 17 自動車の安全性を高める 政策目標Ⅸ 市場環境の整備、産業の生産性向上性、消費者利益の保護 施策目標 32 建設市場の整備を推進する ○中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号） （目的） 第一条 この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援、中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓並びに中小企業等の経営力向上の支援並びに中小企業の事業継続力強化の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。 ○労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略 3. 成長支援・生産性向上 ①成長志向の中小企業の裾野を広げる新たなメカニズムの構築 デフレ脱却局面においては、成長志向型の中小企業をより多く創出していくことが重要であり、これまで進めてきた中堅企業・100億企業の創出に加え、成長志向の中小企業の裾野を広げる新たなメカニズムの構築が必要となる。そのため、地域に有意な変化をもたらすような成長の核となる事業価値（例えば、要素技術、特色ある商品・サービス、潜在力ある経営者・技術者、地域の中核であること、地域課題解決に資する価値を有することなど）の確立を前提に、①売上規模を拡大し例えば売上高10億円を目指す成長志向の中小企業や②高収益型を目指す成長志向の中小企業を創出するべく、経営者が経営改革に本気で取り組み、メインバンクも本気で伴走支援を実施する中小企業を選定し、政策支援を集中投下する。まずは経営課題に対応し、経営管理能力の高度化と経営改革を通じて、大胆な成長投資ができる経営基盤を整えていく。
		政策の達成目標	我が国の生産性は国際的に見ても極めて低い水準にある。今後、就業者の減少が見込まれる日本にとって、国際競争力維持のため、中小企業の実業生産性向上は喫緊の課題であることから、中小企業等の実業生産性を高める設備投資の活発化・加速化を促し、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の指標を満たすことを目標とする。 中小企業の労働生産性を5年間で15%向上させる。（中小企業庁KPI）
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和9年4月1日～令和11年3月31日（2年間）

		同上の期間中の達成目標	中小企業の労働生産性を、令和9年度からの2年間で6%向上させる。 (中小企業庁 KPI)																																						
	政策目標の達成状況	税制適用者の労働生産性は、令和4年度及び令和5年度の2カ年平均で6.6%向上している状況。なお、第44回中小企業政策審議会（令和6年3月27日）の資料によれば、中小企業者等全体における労働生産性は、令和2年度比4年間（令和6年度まで）で12.7%向上しており、年平均約3%向上していることを踏まえ、令和8年度以降も上昇傾向が見込まれる。 他方で、中小企業者等の設備投資状況等は好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、更なる後押しが必要な状況。また、金利のある経済等への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となっている。中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き措置が必要。 資本装備率の達成状況 (短期アウトカム) <table><tr><td>税制適用者 (2カ年平均)</td><td>23.0%</td></tr><tr><td>目標値 (1年間)</td><td>23.0%</td></tr></table> 労働生産性の達成状況 (中期・長期アウトカム) <table><tr><td>税制適用者 (2カ年平均)</td><td>4.8%</td></tr><tr><td>中期アウトカム目標値 (R8年度～R10年度 (3年間))</td><td>9.0%</td></tr><tr><td>長期アウトカム目標値 (R8年度～R12年度 (5年間))</td><td>15.0%</td></tr></table> 中小企業の労働生産性の推移 <table><thead><tr><th>年度</th><th>労働生産性</th></tr></thead><tbody><tr><td>2012年度</td><td>5.27</td></tr><tr><td>2013年度</td><td>5.33</td></tr><tr><td>2014年度</td><td>5.42</td></tr><tr><td>2015年度</td><td>5.56</td></tr><tr><td>2016年度</td><td>5.56</td></tr><tr><td>2017年度</td><td>5.62</td></tr><tr><td>2018年度</td><td>5.45</td></tr><tr><td>2019年度</td><td>5.34</td></tr><tr><td>2020年度</td><td>5.20</td></tr><tr><td>2021年度</td><td>5.27</td></tr><tr><td>2022年度</td><td>5.43</td></tr><tr><td>2023年度</td><td>5.55</td></tr><tr><td>2024年度</td><td>5.86</td></tr></tbody></table> (出典) 財務省「法人企業統計」より作成。 ※中小企業＝資本金1億円未満として集計 ※付加価値÷期中平均従業員数		税制適用者 (2カ年平均)	23.0%	目標値 (1年間)	23.0%	税制適用者 (2カ年平均)	4.8%	中期アウトカム目標値 (R8年度～R10年度 (3年間))	9.0%	長期アウトカム目標値 (R8年度～R12年度 (5年間))	15.0%	年度	労働生産性	2012年度	5.27	2013年度	5.33	2014年度	5.42	2015年度	5.56	2016年度	5.56	2017年度	5.62	2018年度	5.45	2019年度	5.34	2020年度	5.20	2021年度	5.27	2022年度	5.43	2023年度	5.55	2024年度	5.86
税制適用者 (2カ年平均)	23.0%																																								
目標値 (1年間)	23.0%																																								
税制適用者 (2カ年平均)	4.8%																																								
中期アウトカム目標値 (R8年度～R10年度 (3年間))	9.0%																																								
長期アウトカム目標値 (R8年度～R12年度 (5年間))	15.0%																																								
年度	労働生産性																																								
2012年度	5.27																																								
2013年度	5.33																																								
2014年度	5.42																																								
2015年度	5.56																																								
2016年度	5.56																																								
2017年度	5.62																																								
2018年度	5.45																																								
2019年度	5.34																																								
2020年度	5.20																																								
2021年度	5.27																																								
2022年度	5.43																																								
2023年度	5.55																																								
2024年度	5.86																																								
あり	要望の措置	(適用期間内における適用件数見込み) 令和9年度 20,744件																																							

		適用見込み	令和10年度 20,806件 ※令和6年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計
		要望の措置の 効果見込み (手段としての有効性)	現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。 加えて、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（ファイナンス・リースも含む）に適用を可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して措置を行うべく、制度設計がなされているものである。 中小企業庁「中小企業実態基本調査」により、中小企業者等のうち、税制適用者を対象に資本生産性を分析したところ、令和7年度税制改正の直前期（令和6年度）と比較して、令和7年度から2年間で3.0%向上している。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり（中小企業庁アンケート調査より）、中東情勢の緊迫化等を受け、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押しすることが見込まれるため、本措置は、政策手段として有効であると言える。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制がある。 中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を促進するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。また、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用（税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できるとされている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本特例措置では、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小企業者等の質の高い投資を幅広く促進するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、器具備品、工具、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向

			上に著しく効果のある設備投資に限定して措置を行うべく、制度設計がなされていることから、政策手段としての的確であると言える。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	【適用件数】 令和4年度：22,569件 令和5年度：21,178件 令和6年度：20,558件 【減収額】 令和4年度：892億円 令和5年度：857億円 令和6年度：858億円
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	租税特別措置法の条項：第42条の12の4、第68条の15の5 適用件数：特別償却 12,891件 税額控除 7,667件 適用額：特別償却 4,792億円 税額控除 138億円 ※令和6年度の適用状況
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上とのアンケート結果がある。 また、租税特別措置・補助金見直しに関する関係閣僚等及び副大臣会議（令和8年4月10日）において示された「点検の視点」を踏まえ実施した効果検証において、本税制の政策効果等としては、「同程度の設備投資を実施した中小企業の、令和4年度及び令和5年度の2カ年平均での資本生産性の伸び率を算出し、税制適用者と非適用者を比較すると、税制適用者は1.8%向上していたのに対し、非適用者は0.7%に留まった。税制適用者の資本生産性は、非適用者よりも高くなっており、一定効果があった。」と評価している。 ※公表ページ 経済産業省ホームページ 令和9年度税制改正に向けた点検結果 https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_tenken/r9kaisei_tenken/sotokutenken_03.pdf さらには、令和5年度に総務省と政策所管府省と共同で過去実施した租税特別措置の効果検証によって、中小企業の設備投資に対する本税制の効果についての報告書が公表※されており、同報告書では、「経強または中促を適用した企業において、労働生産性および設備投資額売上高比率、一人当たり売上高が上昇している」とされ、「設備投資に対して本税制が正の因果効果を持つ可能性が示されており、経強や中促は設備投資を押し上げている可能性がある」と示している。 ※公表ページ 総務省ホームページ 租税特別措置等の効果検証手法の検討について「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書（個別）【概要】」 https://www.soumu.go.jp/main_content/000953973.pdf

		前回要望時の達成目標 労働生産性を 2020 年度比で 5 % 向上 第 44 回中小企業政策審議会（令和 6 年 3 月 27 日）の資料によれば、中小企業者等全体における労働生産性は、令和 2 年度比 4 年間（令和 6 年度まで）で 12.7% 向上しており、年平均約 3 % 向上しており、前回要望時点の達成目標については、達成することが見込まれている。 今般新たに設定した中小企業庁 KPI として、中小企業の労働生産性を令和 8 年度から 5 年間で 15% 向上させることを目標に設定しているため、引き続き設備投資の更なる促進が必要となってくる。 前回要望時から達成度及び目標に達していない場合の理由 <table border="1"> <caption>労働生産性及び設備投資の推移 (2012-2024)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>設備投資 (万円)</th> <th>労働生産性増加分 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>12</td><td>520</td><td>+1.4%</td></tr> <tr><td>13</td><td>527</td><td>+2.6%</td></tr> <tr><td>14</td><td>543</td><td>+4.4%</td></tr> <tr><td>15</td><td>555</td><td>+7.0%</td></tr> <tr><td>16</td><td>586</td><td>+7.1%</td></tr> <tr><td>17</td><td>586</td><td>+8.1%</td></tr> <tr><td>18</td><td>586</td><td>+4.8%</td></tr> <tr><td>19</td><td>586</td><td>+2.8%</td></tr> <tr><td>20</td><td>586</td><td>+1.4%</td></tr> <tr><td>21</td><td>586</td><td>+4.5%</td></tr> <tr><td>22</td><td>586</td><td>+6.8%</td></tr> <tr><td>23</td><td>586</td><td>+12.7%</td></tr> <tr><td>24</td><td>586</td><td>+12.7%</td></tr> </tbody> </table> 資料：財務省「法人企業統計」を基に作成。	年度	設備投資 (万円)	労働生産性増加分 (%)	12	520	+1.4%	13	527	+2.6%	14	543	+4.4%	15	555	+7.0%	16	586	+7.1%	17	586	+8.1%	18	586	+4.8%	19	586	+2.8%	20	586	+1.4%	21	586	+4.5%	22	586	+6.8%	23	586	+12.7%	24	586	+12.7%
年度	設備投資 (万円)	労働生産性増加分 (%)																																										
12	520	+1.4%																																										
13	527	+2.6%																																										
14	543	+4.4%																																										
15	555	+7.0%																																										
16	586	+7.1%																																										
17	586	+8.1%																																										
18	586	+4.8%																																										
19	586	+2.8%																																										
20	586	+1.4%																																										
21	586	+4.5%																																										
22	586	+6.8%																																										
23	586	+12.7%																																										
24	586	+12.7%																																										
これまでの要望経緯		平成 26 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設（平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 29 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設（適用期間は平成 31 年 3 月末まで） 令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長（適用期間は令和 3 年 3 月末まで） 令和 2 年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために行う設備投資を追加 令和 3 年度 修正 ROA 等が一定割合以上向上するための設備投資の追加等を行った上で、延長（適用期間は令和 5 年 3 月末まで） 令和 5 年度 2 年間の延長（令和 7 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象資産からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外 令和 7 年度 2 年間の延長（令和 9 年 3 月末までの適用期限の延長）、100 億企業を目指す中小企業に対する拡充措置の創設、C 類型の廃止																																										

令和 9 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（国土交通省物流・自動車局自動車整備課）

項 目 名	中小企業事業再編投資損失準備金（中堅・中小グループ化税制）の延長等		
税 目	法人税 租税特別措置法第 5 法人税 租税特別措置法第 56 条、租税特別措置法施行令第 33 条、租税特別措置法施行規則第 21 条の 2		
要 望 の 内 容	適用期限を 3 年延長する。（令和 12 年 3 月 31 日まで） 中小企業の M&A の実態を踏まえ、手続きについて所要の見直しを行う。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	精査中 （ ▲1,900 百万円） （ — ）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性を鑑み、中小企業者における M&A を促進することで、中小企業等の経営力の向上を図る。 (2) 施策の必要性 M&A では、買収前にデューデリジェンスを実施することで M&A に伴うリスクを低減することは可能であるものの、簿外債務や偶発債務の発生といったリスクを完全に排除することは困難である。こうした不確実性が、中小企業者による M&A を実施する際の障壁となっていることから、将来の損失に備えるための措置として本制度を設け、中小企業者における M&A を促進する。 「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略（令和 8 年 6 月中小企業庁）」における「4. M&A・事業承継等による事業再編」抜粋 成長志向の「強い中小企業」を作っていくためには、現状維持型の経営から挑戦型の経営への転換が必要である。そのためには、成長投資、研究開発投資、人材投資に加え、M&A 等を通じた事業再構築・事業再編、優秀な人材の獲得等が極めて重要である。 M&A や事業承継は、優秀な経営者の元へ事業、資金、人材、技術等の経営資源の集約を行い、経営者交代を契機とした抜本的な経営改革や M&A 等を中心とした集約化によるスケールアップにより中小企業・小規模事業者が経営改革を実現し、新たな成長につなげていくための手段であり、経営者が戦略的に取り組んでいけるように後押ししていく必要がある。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する点	合理性	政策体系における政策目的の位置付け 政策の達成目標 租税特別措置の適用又は延長期間 同上の期間中の達成目標 政策目標の達成状況	政策目標 V 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標 17 自動車の安全性を高める 本税制の適用によって、M&A に伴う簿外債務や偶発債務に起因するリスクが準備金の積み立てにより一定程度ヘッジされることで、企業は買収後に想定される不確実性を織り込んだ上での経営判断が可能となる。これにより、M&A 実施後の事業統合を積極的に実施するというインセンティブが高まり、短期的には人的投資として従業員の給与・賞与の増加が促される。また、事業統合に伴う設備投資等の取組が進展することで、中長期的には 1 人当たり付加価値額（労働生産性）が期待される。したがって、目標としては、税制適用企業における給与支払総額の増加および 1 人当たり付加価値額（労働生産性）の向上とする。 令和 9 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日（3 年間） 税制適用企業における給与支払総額の増加および 1 人当たり付加価値額（労働生産性）の向上。 <一般枠> （短期アウトカム） 目標値：給与支給額が税制適用 1 年後に 2.5% 増加していること

		実現状況：本税制の活用企業におけるM&A実施前後の給与支給額は増加傾向にあり、50%の企業が目標の年2.5%成長を達成している。M&A後に人的投資が行われた結果、従業員の給与・賞与が増加した可能性がある。 （中・長期アウトカム） 目標値：1人あたり付加価値額（労働生産性）が税制適用5年後に15.0%向上していること 実現状況：本税制の活用企業における、M&A実施前後の1人あたり付加価値額（労働生産性）は、税制活用から5年を経過していないこと、データが不足していることなどから、3～5年で9%という増加率の達成自体は確認できない状況であり、現時点で長期アウトカムの評価は難しい。 今後の分析としては、企業データの確保を進めた上で、税制を活用していないM&A実施企業を対照群として、給与支給額及び付加価値額の増加率を比較することで、本税制の寄与度を評価していく必要がある。 ＜拡充枠＞ （短期アウトカム） 目標値：給与支給額が税制適用1年後に2.5%増加していること 実現状況：計画認定後に決算期が到来した事業者の同指標はいずれも目標値である2.5%を上回っている。M&Aにより計画対象事業の稼働増加や、グループ化による子会社の給与水準の見直し等により、給与支給額が増加したと考えられる。 （中・長期アウトカム） 目標値：計画期間終了年度における、基準年比1人あたり付加価値額9.0%向上 実現状況：計画認定後の初回決算期における報告値のため暫定値ではあるが、給与支給額の増加を通じて事業単位の付加価値が増加している（本指標は、基準年度と計画終了年度（5年以内）の比較で達成を求めるものである）。 また、認定計画とM&Aを実施した同業他社における同指標の成長率を比較したところ、一部を除き同業他社の水準を上回っていることから、税措置がM&A後の成長を後押ししていると考えられる。なお、実績報告において計画未達となっている認定案件はない。
有効性	要望の措置の適用見込み	＜一般枠＞ 令和9年度 精査中 令和10年度 精査中 令和11年度 精査中 ＜拡充枠＞ 令和9年度 精査中 令和10年度 精査中 令和11年度 精査中
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置により、M&A直後の法人税負担が軽減され、簿外債務や偶発債務のリスクヘッジを行えるだけでなく、M&A直後のPMIに係る人的投資や設備投資がしやすくなる。これにより、中小企業の生産性向上が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—

		予算上の措置等の要求内容及び金額	事業承継・M&A 支援事業（令和 7 年度補正予算 中小企業生産性革命推進事業 3,400 億円の内数）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算上の措置等では、中小企業の M&A に向けて、譲渡／譲受企業のマッチング、M&A 時の専門家の活用費用を支援している。他方、M&A 後も含めて、中小企業が M&A を実施することに対するリスク軽減に対する施策が欠如しており、本税制はこれに対応するもの。
		要望の措置の妥当性	M&A を図り、中小企業の生産性を向上させるという政策目標を達成するためには、すべての中小企業が対象になり得る税制における措置を講じることが適当。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	【適用数】 ＜一般措置＞ 令和 3 年度 20 件 令和 4 年度 70 件 令和 5 年度 77 件 令和 6 年度 110 件 令和 7 年度 194 件（見込み） 令和 8 年度 343 件（見込み） （令和 3 年度～令和 6 年度：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書、令和 7 年度・8 年度：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書の令和 3 年度～令和 6 年度の適用数を基に年平均成長率を計算し、令和 6 年の件数に乗じている。） ＜拡充枠＞ 令和 6 年度 - 件 令和 7 年度 9 件 令和 8 年度 11 件 （省庁からの認定報告に基づき集計）	
		【適用額】 ＜一般措置＞ 令和 3 年度 2,821 百万円 令和 4 年度 12,353 百万円 令和 5 年度 11,166 百万円 令和 6 年度 19,917 百万円 令和 7 年度 31,242 百万円（見込み） 令和 8 年度 55,147 百万円（見込み） （令和 3 年度～令和 6 年度：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書、令和 7 年度・8 年度：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に、令和 3 年度～令和 6 年度における 1 件当たり適用額の平均値を算出し、適用数に乗じている。） ＜拡充枠＞ 令和 6 年度 - 円 令和 7 年度 14,476 百万円（見込み） 令和 8 年度 23,358 百万円（見込み） （認定計画より、取得予定日が帰属する事業年度における株式取得予定額に 90% を乗じて推計） 【減収額】 ＜一般枠＞	

		令和3年度 3億円（実績） 令和4年度 11億円（実績） 令和5年度 9億円（実績） 令和6年度 19億円（実績） 令和7年度 69億円（見込み） 令和8年度 122億円（見込み） （令和3年度～令和6年度：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書、令和7年～8年：計画認定における平均株式取得額に積立率70%と法人税率23.2%を乗じて推計） <拡充枠> 令和6年度 -円 令和7年度 34億円（見込み） 令和8年度 114億円（見込み） （認定計画より、取得予定日が帰属する事業年度における株式取得予定額に90%と法人税率23.2%を乗じて推計）
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本措置により、M&A直後の法人税負担が軽減され、簿外債務や偶発債務のリスクヘッジを行えるだけでなく、M&A直後のPMIに係る人的投資や設備投資がしやすくなる。これにより、中小企業の生産性向上が図られる。
	前回要望時の達成目標	地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等を支援することで、業態転換を含めて大胆なビジネスモデルの変革を通じた生産性向上を実現する。なお、地域における雇用の確保や、サプライチェーンの維持等につながる効果も期待される。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		令和3年度：創設（適用期間は令和6年3月31日まで） 令和6年度：経営力向上計画の認定前にデューデリジェンスを行えるよう運用改善を行った上で、延長。特別事業再編計画の認定を受けた特定中堅・中小企業においては積立率が90%・100%となる拡充枠を創設。（適用期間は令和9年3月31日まで）

令和 9 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（国土交通省総合政策局技術政策課）

項 目 名		技術研究組合の所得の計算の特例の延長	
税 目		法人税 租税特別措置法第 66 条の 10 租税特別措置法施行令第 39 条の 21	
要 望 の 内 容	適用期限を令和 12 年 3 月 31 日まで 3 年間延長する。		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)		— 百万円 (▲0 百万円) (— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 試験研究を協同して行う技術研究組合について、円滑な研究開発事業を実施するための環境整備を通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図る。 (2) 施策の必要性 革新的な新製品・新サービスを生み出し続けるためには、自社内の既存技術を改善するだけでなく、外部の新鮮な知恵を積極的に取り入れて、新しい技術を生み出していくことが必要不可欠である。 また、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速化している「科学とビジネスの近接化」の時代においては、ディープテックを始めとして基礎科学とビジネスの結びつきが強まる中、企業が大学・国研等の知見を活用することが重要であり、産学連携を効果的に進めていくことが必要である。 科学とビジネスの好循環を官民挙げて作り出せるかどうか「強い経済」を実現する上で重要であり、このため、試験研究を共同して行う技術研究組合における円滑な研究開発のための環境整備を措置することで、企業間や大学・国研等を含む共同研究及び研究開発投資の促進を図る。		
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け
政策の達成目標			企業間及び産学の共同研究を活発化すること。 （企業の社外支出研究費※の額：年率11.5%増加（令和9年度～11年度）） ※ 企業の自己負担研究費のうち社外支出研究費（海外への支出を除く）（以下、同じ）
租税特別措置の適用又は延長期間			令和9年4月1日～令和12年3月31日（3年間）

		同上の期間中の達成目標	企業間及び産学の共同研究を活発化すること。 （企業の社外支出研究費の額：年率 11.5%増加（令和 9 年度～11 年度））															
		政策目標の達成状況	企業の社外支出研究費は、令和 6 年度は対前年度比で 10.5%増の 1.4 兆円となっており、目標達成には至っていないものの、増加傾向がみられる。 <table><tr><td>区分</td><td>令和 2 年度</td><td>令和 3 年度</td><td>令和 4 年度</td><td>令和 5 年度</td><td>令和 6 年度</td></tr><tr><td>社外支出研究費（億円）</td><td>12,048</td><td>12,330</td><td>14,427</td><td>13,028</td><td>14,399</td></tr></table> ※出典：2025 年（令和 7 年）科学技術研究調査（総務省）より、企業の自己負担研究費のうち社外支出研究費（海外への支出を除く）。				区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	社外支出研究費（億円）	12,048	12,330	14,427	13,028	14,399
	区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度												
社外支出研究費（億円）	12,048	12,330	14,427	13,028	14,399													
有効性		要望の措置の適用見込み	<table><tr><td>区分</td><td>令和 9 年度</td><td>令和 10 年度</td><td>令和 11 年度</td></tr><tr><td>適用件数（組合数）</td><td>7</td><td>6</td><td>6</td></tr></table> ※ 令和 8 年 4 月 1 日時点において存続している全技術研究組合の適用件数（経産省調査）に基づき記載。				区分	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	適用件数（組合数）	7	6	6				
	区分	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度														
	適用件数（組合数）	7	6	6														
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	技術研究組合の事業費は賦課金として組合員が負担しているが、研究開発プロジェクトの開始時など試験研究用資産の導入が必要となり、多額の投資等を行うケースが多い。その際に、賦課金（益金）の額が減価償却の額（損金）を大幅に上回ることであり、この差分に係る税負担が発生すると、研究開発の原資が減少し、円滑な事業遂行に支障が生じかねない。 このため、事業実施にあたって必要となる試験研究用資産の取得の際の税制上の措置（圧縮記帳制度）を講じ、技術研究組合の当該資産の取得を後押しすることにより、共同研究及び研究開発投資の促進につながると見込まれる。															
相当性		当該要望項目以外の税制上の措置	—															
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—															
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—															

		科学からビジネスに至るまでのスピードが加速化している 「科学とビジネスの近接化」の時代においては、ディープテックを始めとして基礎科学とビジネスの結びつきが強まる中、企業が大学・国研等の知見を活用することが重要であり、産学連携を効果的に進めていくことが必要となっている。 科学とビジネスの好循環を官民挙げて作り出せるかどうか「強い経済」を実現する上で重要であり、このため、試験研究を協同して行う技術研究組合における円滑な研究開発のための環境整備を措置することで、企業間や大学・国研等を含む共同研究及び研究開発投資の促進を図る本特例措置を講じることは妥当である。 この点、民間企業が技術研究組合を通じて共同研究開発を実施する際、技術研究組合は試験研究用資産への計画的な投資が求められる。本税制は、技術研究組合が研究開発を行うに当たり、法令上明確にされている客観的な要件を満たせばすべからず適用可能であるため、毎年度予算の範囲内で審査が必要な補助金等と比べ、税制措置の方が予見可能性が高く効果的である。 なお、技術研究組合と同様の非出資制の協同組合は法人税法本則上（法人税法第 46 条）で圧縮記帳が認められているが、技術研究組合は本税制により圧縮記帳が認められていることによりイコールフットイングとなっている。																								
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<table><tr><th>区分</th><th>令和 4 年度</th><th>令和 5 年度</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度 (推計)</th><th>令和 8 年度 (見込み)</th></tr><tr><td>適用 件数</td><td>13 (15)</td><td>10 (9)</td><td>5</td><td>14</td><td>10</td></tr><tr><td>適用額 (百万円)</td><td>1,009 (985)</td><td>1,559 (1,129)</td><td>687</td><td>249</td><td>291</td></tr><tr><td>減収額 (百万円)</td><td>30 (77)</td><td>81 (89)</td><td>26</td><td>43</td><td>50</td></tr></table> ※ 令和 4～6 年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載、算出。 ※ 令和 7、8 年度については、令和 8 年 4 月 1 日時点で存続している全技術研究組合の適用件数、適用額（経産省調査）に基づき記載。 （減収額算定式について） 適用額×法人税率（23.2%）×係数 ・ 係数：令和 4～6 年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の「業種別・所得階級別適用件数及び適用額」より算出。 （各年度の「利益法人の適用額」 / 「適用額合計」） ・ 令和 7、8 年度は、令和 4～6 年度の係数の平均を基に算出。	区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 (推計)	令和 8 年度 (見込み)	適用 件数	13 (15)	10 (9)	5	14	10	適用額 (百万円)	1,009 (985)	1,559 (1,129)	687	249	291	減収額 (百万円)	30 (77)	81 (89)	26	43	50
	区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 (推計)	令和 8 年度 (見込み)																				
適用 件数	13 (15)	10 (9)	5	14	10																					
適用額 (百万円)	1,009 (985)	1,559 (1,129)	687	249	291																					
減収額 (百万円)	30 (77)	81 (89)	26	43	50																					
租特透明化法に基づく	① 租税特別措置法の条項 第 66 条の 10 ② 適用件数 ： 5 件 ③ 適用額 ： 687 百万円 令和 6 年度の適用状況																									

	適用実態調査結果																		
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	令和8年度に実施した経産省調査によれば、本特例措置がない場合、「税負担が増え、その分試験研究費を減額せざるを得なくなり、研究活動を縮小せざるを得ない」、「機械装置のスペックを下げてコストダウンを図ると考えられるが、研究開発が遅れる可能性があり、研究開発計画の後ろ倒しや中止も懸念される」、「研究事業への十分な投資ができなくなり、試験研究の目標達成に支障がでてくる」等の回答があった。 また、本特例措置の有無による事業費の差分を直接的効果として把握(※)したところ、技術研究組合の令和7年度における事業費は、51,286百万円となっている。その一方で、本特例措置がない場合の推定事業費は、49,034百万円となっており、本特例措置により、技術研究組合の事業費を23億円(4.4%)増加させたと推計できる。 これらの回答を踏まえると、本特例措置は試験研研究用資産の導入など研究開発投資を安定的に行う予見可能性を高め、技術研究組合が円滑な研究開発事業を実施するための環境設備を通じて、共同研究の促進に貢献していると認められる。 ※ 令和8年4月1日時点で存続している全技術研究組合を対象に実施した経産省調査																	
	前回要望時の達成目標	技術研究組合の新設により技術研究組合の事業費を増加させること。																	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和6、7年度は、技術研究組合の設立及び事業費の増加を達成している。 令和8年度についても、事業費は増加する見込みであり、技術研究組合の設立についても数件相談を受けている。 <table><tr><td>区分</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td><td>令和8年度 (見込み)</td></tr><tr><td>事業費 (百万円)</td><td>37,713</td><td>29,817</td><td>37,914</td><td>51,286</td><td>58,126</td></tr><tr><td>設立組合数</td><td>6</td><td>6</td><td>2</td><td>3</td><td>(0)</td></tr></table> ※ 事業費は、各年度における次年度の4月1日時点において存続している全技術研究組合を対象に実施した経産省調査に基づき記載(なお、各年度の3月31日以前に解散した技術研究組合については、技術研究組合法の規定に基づき提出された事業報告書等を踏まえ記載)。 ※ 令和8年度の設立組合数は令和8年8月末現在の実績。	区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)	事業費 (百万円)	37,713	29,817	37,914	51,286	58,126	設立組合数	6	6	2	3
区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (見込み)														
事業費 (百万円)	37,713	29,817	37,914	51,286	58,126														
設立組合数	6	6	2	3	(0)														
これまでの要望経緯	昭和36年度 創設 昭和55年度 適用期限設定(5年間) 昭和60年度 適用期限延長(2年間) 昭和62年度 適用期限延長(2年間) 平成元年度 適用期限延長(2年間) 平成3年度 適用期限延長(2年間) 平成5年度 適用期限延長(2年間) 平成7年度 適用期限延長(2年間)																		

	平成9年度 適用期限延長（2年間） 平成11年度 適用期限延長（2年間） 平成13年度 適用期限延長（2年間） 平成15年度 適用期限延長（2年間） 平成17年度 適用期限延長（2年間） 平成19年度 適用期限延長（2年間） 平成21年度 適用期限延長（2年間） [平成21年6月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正] 平成23年度 適用期限延長（2年間） 試験研究用資産の範囲から土地並びに建物及びその附属設備を除外 平成25年度 適用期限延長（2年間） 平成27年度 適用期限延長（3年間） 試験研究用資産の範囲から土地の上に存する権利を除外 平成30年度 適用期限延長（3年間） 令和3年度 適用期限延長（3年間） 試験研究用資産の範囲から鉱業権を除外 令和6年度 適用期限延長（3年間） 試験研究用資産の範囲から電気ガス供給施設利用権を除外 試験研究用資産について、新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う試験研究の用に直接供する固定資産に限定
--	---

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省 国土政策局 地域振興課）

項 目 名	過疎地域における事業用設備等に係る割増償却の延長		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	《現行制度の概要》 個人又は法人が、過疎関係市町村等が定める過疎地域持続的発展市町村計画において、産業振興促進区域として定められている区域内で生産等設備を取得等して一定の事業の用に供した場合、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の定めにより、機械、建物等の資産について、通常の償却額に加え、普通償却限度額の一定割合を割増償却額として計上することを認める措置。 ○対象事業：製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等 ○割増償却対象設備：機械及び装置、建物及び附属設備、構築物 ○割増償却期間：5年間 ○割増償却限度額：・機械・装置 普通償却限度額の32% ・建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48% 《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和11年3月31日までとする。		
	《関係条項》 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第23条 租税特別措置法第12条、第45条	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	一百万円 （▲300百万円の内数） （一百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 過疎対策については、昭和 45 年以来、5 次にわたる議員立法により過疎法が制定されており、令和 3 年に施行された現行の過疎法は、過疎地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としている。 また、過疎法では、過疎地域の持続的発展のための対策の目標の一つとして、産業を振興し、あわせて安定的な雇用機会を拡充することが定められており、そのために、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有している。 この施策の一つとして、過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の特例が定められている。 以上の過疎法の趣旨・規定に基づき、人口の著しい減少という過疎地域の課題を踏まえ、製造業や旅館業等の設備投資を促進し、産業の振興を図り、過疎地域の雇用機会の拡充による人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図ることを政策目的とする。 (2) 施策の必要性 過疎地域における民間事業者の設備投資を促進する中で雇用機会の拡充を図ることが必要である。 具体的には、過疎地域で重要な役割を果たし、かつ雇用機会の拡充について有効な製造業等について、設備投資が円滑に行われるようにするとともに、過疎地域が有する観光資源や農林水産物等を活用した産業、あるいは地理的な条件を受けにくい情報サービス業等を創出する取組を行う民間事業者を支援する必要がある。 本特例措置は、過疎地域において民間事業者が行う製造業や旅館業等の設備投資を促し、雇用機会の拡充を図ることを目的とする措置であり、過疎対策の重要性に鑑みれば、国として講じていくべき必要な施策であることから、2 年間の期間の延長を要望するものである。		
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け

			三～七（略） ○第5条 国は、第一条の目的を達成するため、前条各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。 ○第23条 市町村計画に記載された産業振興促進区域内において当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（産業振興促進区域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。次条において同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。次条において同じ。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。次条において同じ。）をした者がある場合には、当該設備を構成する機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の定めるところにより、特別償却を行うことができる。 【「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（令和8年7月21日閣議決定）】 第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保 1. 「強い経済」の実現 （3）強い地域経済の構築 （個性を活かした地域づくり） 過疎地域、離島、奄美、小笠原、半島、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。 【令和9年度概算要求における政策体系図】 Ⅱ. 地方行財政 2. 地域振興（地域力創造）
		政 策 の 達成目標	上記政策目的を踏まえ、本特例により、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域における新規雇用の創出及び事業所数の減少の抑制等を目標とする。 ○測定指標：本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数 ○補助指標：①本特例の適用を受けた事業者による設備投資額 ②過疎地域における事業所数 ③過疎地域における企業立地件数 ●目標値：本特例の適用期間中（令和9年度～令和10年度）に本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数を350人以上とする。（各年度175人以上とする。）

			●補助指標の目標値： ①本特例の適用期間中（令和 9 年度～令和 10 年度）に本特例の適用を受けた事業者による設備投資額を 435 億円とする。 ②令和 6 年度から令和 10 年度までの過疎地域の事業所数の年平均増減率と全国の事業所数の年平均増減率との差について、令和 3 年度から令和 6 年度までの同差（▲1.4 ポイント）を上回らないことを目標とする。 ③企業立地数については、令和 10 年度時点で令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間と同水準（781 件）の立地数を目標とする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	2 年間（令和 9 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日）
		同上の期間中の達成目標	上記政策目的を踏まえ、本特例により、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用機会の拡充（新規雇用の創出）を目標とする。 また、本措置の直接的効果を多面的に補足するため、補助指標として、本特例を活用した設備投資額の拡大、全国の事業所数に対する過疎地域の事業所数の減少の抑制及び企業立地数の維持を目標とする。 具体的には、本特例の適用期間中（令和 9 年度～令和 10 年度）に本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数を 350 人以上とする。 加えて、本特例の適用期間中（令和 9 年度～令和 10 年度）に本特例の適用を受けた事業者による設備投資額を 435 億円以上とし、本特例の適用期間中（令和 9 年度～令和 10 年度）の過疎地域における事業所数の年平均増減率について、全国の事業所数の年平均増減率との差が、令和 3 年度から令和 6 年度までの同差（▲1.4 ポイント）を上回らないこととする。また、企業立地数については、令和 10 年度時点で令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間と同水準（781 件）の立地数を目標とする。
		政策目標の達成状況	○前回要望時の目標 (1) 過疎地域の事業所数について、今後 5 年間の増減率が直近 5 年間の増減率を上回ることを目標とし、令和 8 年度事業所数を 52,983 件（5 年間の増減率が▲11%）とする。 (2) 企業立地数については、平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間と同水準（665 件）の立地数を目標とする。 (3) 「この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数及び当該事業者による新規雇用者数」（5 事業者、57 人）を維持する。 ○達成状況 ・ 過疎地域における令和 3 年度から令和 8 年度の事業所数の増減率

令和８年度事業所数の目標（52,983 件）については、「経済センサス活動調査」の全国の事業所数を用いて推計していたが、その後「日本標準産業分類」の改定等が行われており、経済センサス等における全国事業所の減少要因を把握することが困難な状況となっている。

なお、経済センサス調査等から把握できる「全国の事業所数」及び「過疎地域の事業所数」は下記のとおり。前回目標に対応する令和３年度から５年間の増減率（推計）は、全国▲20.0%、過疎地域▲25.3%となっている。

	A	B	
	H 2 8	R 3	B/A－ 1 (%)
過疎地域の事業所数 (C・D推計)	66,850	59,464	▲11.0
全国の事業所数 (D推計)	562,519	528,973	▲6.0
出典等	H 2 8 センサス	R 3 センサス	

	C		D	
	R 6	C/B－ 1 (%)	R 8	D/B－ 1 (%)
過疎地域の事業所数 (C・D推計)	49,812	▲16.2	44,439	▲25.3
全国の事業所数 (D推計)	462,903	▲12.5	423,432	▲20.0
出典等	R 6 経済構造実態調査		(推計)	

・ 過疎地域における企業立地数

	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
製造業	185	180	215	193	176	190	190	190
非製造業	465	563	730	581	614	591	591	591
合計	650	743	945	774	790	781	781	781

※下線を付した年度は推計値。

※算定根拠については別紙１のとおり。

		・この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数及び当該事業者による新規雇用者数 <table><tr><th>年度</th><th>この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数 及び当該事業者による新規雇用者数</th></tr><tr><td>R 4</td><td>5 事業者（57 人）</td></tr><tr><td>R 5</td><td>7 事業者（96 人）</td></tr><tr><td>R 6</td><td>8 事業者（43 人）</td></tr><tr><td>R 7</td><td>3 事業者（9 人）</td></tr><tr><td>R 8</td><td>6 事業者（51 人）</td></tr></table> ※下線を付した年度は推計値。 ※算定根拠については別紙 1 のとおり。 《所期の達成目標の達成状況を踏まえた本特例措置を引き続き実施する必要性》 ・過疎地域の事業所数は令和 8 年度の目標達成に至らない見込みであるが、過疎地域における事業所数減少が継続していることに変わりはなく、事業基盤の維持・確保は依然として重要な課題である。このため、過疎地域における設備投資及び事業活動の活性化を図る観点から、本特例措置については引き続き実施する必要がある。 ・企業立地数については、令和 6 年度から令和 8 年度の数値が所期の達成目標を上回る見込みであり、概ね有効な手段であったと評価できる。 ・「この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数及び当該事業者による新規雇用者数」については、年度により、所期の達成目標の達成・未達があるものの、目標としていた令和 4 年度の数値と同程度の水準で推移しており、概ね有効な手段であったと評価できる。 ・上記を踏まえ、引き続き、本特例措置により、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用機会の拡充及び新規雇用の創出を図る必要がある。	年度	この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数 及び当該事業者による新規雇用者数	R 4	5 事業者（57 人）	R 5	7 事業者（96 人）	R 6	8 事業者（43 人）	R 7	3 事業者（9 人）	R 8	6 事業者（51 人）								
年度	この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数 及び当該事業者による新規雇用者数																					
R 4	5 事業者（57 人）																					
R 5	7 事業者（96 人）																					
R 6	8 事業者（43 人）																					
R 7	3 事業者（9 人）																					
R 8	6 事業者（51 人）																					
有効性	要望の措置の適用見込み	【適用見込（件数・金額）、減収見込み】 <table><tr><th>年度</th><th>適用件数</th><th>適用額 （千円）</th><th>減収見込み （千円）</th></tr><tr><td>R 7</td><td>182</td><td>1, 897, 714</td><td>440, 270</td></tr><tr><td>R 8</td><td>189</td><td>1, 970, 703</td><td>457, 203</td></tr><tr><td>R 9</td><td>189</td><td>1, 970, 703</td><td>457, 203</td></tr><tr><td>R10</td><td>189</td><td>1, 970, 703</td><td>457, 203</td></tr></table> ※算定根拠については別紙 1 のとおり。	年度	適用件数	適用額 （千円）	減収見込み （千円）	R 7	182	1, 897, 714	440, 270	R 8	189	1, 970, 703	457, 203	R 9	189	1, 970, 703	457, 203	R10	189	1, 970, 703	457, 203
	年度	適用件数	適用額 （千円）	減収見込み （千円）																		
R 7	182	1, 897, 714	440, 270																			
R 8	189	1, 970, 703	457, 203																			
R 9	189	1, 970, 703	457, 203																			
R10	189	1, 970, 703	457, 203																			
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置により、設備投資直後の資金繰りが緩和され、その結果、捻出された資金による事業者の設備投資が促進される効果が期待でき、ひいては、設備投資に伴って事業者が事業の拡大を行うことで、当該過疎地域における雇用の創出・確保につながるものと考えている。																				

●新規雇用者数

	年度	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数(人)	本特例措置を「資金的余裕が生まれ、新規雇用又は雇用の維持が可能となる」として活用した事業者による新規雇用者数(人)	本特例措置がなければ「雇用を増加させなかった」「雇用を減少させた」とした事業者による新規雇用者数(人)
見込み	R 8	175 人	80 人	51 人
	R 9	175 人	80 人	51 人
	R10	175 人	80 人	51 人

※算出方法：各年度について、令和4年度から令和7年度の実績の平均値と同数と見込んだ。

●設備投資額

	年度	本特例の適用を受けた事業者による設備投資額	本特例措置を「資金的余裕が生まれ、更なる追加投資が可能となる」として活用した事業者による設備投資額	本特例措置がなければ「当該設備等に関する取得等をしなかった」「当該設備等に関する取得等を遅らせた」などと回答した事業者による設備投資額
見込み	R 8	217.5 億円	110.7 億円	64.6 億円
	R 9	217.5 億円	110.7 億円	64.6 億円
	R10	217.5 億円	110.7 億円	64.6 億円

※算出方法：令和4年度から令和7年度の実績の単年度平均と同数と推計。

●事業所の増減率

〈過疎地域〉

令和6年度：49,812 事業所

令和10年度：39,390 事業所（推計値）

$(39,390 - 49,812) / 49,812 \div \blacktriangle 0.209 = \blacktriangle 20.9\%$ （4年間の増減率）

$(1 - 0.209)^{(1/4)} - 1 \div \blacktriangle 0.057 = \blacktriangle 5.7\%$ （年平均増減率）

		〈全国〉 令和 6 年度：462, 903 事業所 令和 10 年度：388, 273 事業所（推計値） (388, 273－462, 903) / 462, 903 ÷ ▲0. 161＝▲16. 1%（4 年間の増減率） (1-0. 161) ^ (1/4) -1 ÷ ▲0. 043＝▲4. 3%（年平均増減率） ・ 年平均増減率について、過疎地域の数値と全国の数値の差 ▲5. 7%－▲4. 3%＝▲1. 4 ポイント ※算定根拠については別紙 1 のとおり。 ●企業立地数 〈直近 5 年間〉 <table><tr><td></td><td>R 元</td><td>R 2</td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>平均</td></tr><tr><td>製造業</td><td>185</td><td>180</td><td>215</td><td>193</td><td>176</td><td>190</td></tr><tr><td>非製造業</td><td>465</td><td>563</td><td>730</td><td>581</td><td>614</td><td>591</td></tr><tr><td>合計</td><td>650</td><td>743</td><td>945</td><td>774</td><td>790</td><td>781</td></tr></table> 〈今後 5 年間の見込〉 <table><tr><td></td><td>R 6</td><td>R 7</td><td>R 8</td><td>R 9</td><td>R10</td></tr><tr><td>製造業</td><td>190</td><td>190</td><td>190</td><td>190</td><td>190</td></tr><tr><td>非製造業</td><td>591</td><td>591</td><td>591</td><td>591</td><td>591</td></tr><tr><td>合計</td><td>781</td><td>781</td><td>781</td><td>781</td><td>781</td></tr></table> ※算定根拠については別紙 1 のとおり。		R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	平均	製造業	185	180	215	193	176	190	非製造業	465	563	730	581	614	591	合計	650	743	945	774	790	781		R 6	R 7	R 8	R 9	R10	製造業	190	190	190	190	190	非製造業	591	591	591	591	591	合計	781	781	781	781	781
	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	平均																																																
製造業	185	180	215	193	176	190																																																
非製造業	465	563	730	581	614	591																																																
合計	650	743	945	774	790	781																																																
	R 6	R 7	R 8	R 9	R10																																																	
製造業	190	190	190	190	190																																																	
非製造業	591	591	591	591	591																																																	
合計	781	781	781	781	781																																																	
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	・ 地方税の減収補填措置（事業税、不動産取得税、固定資産税）（過疎法第 24 条）																																																				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	過疎地域持続的発展支援交付金（継続） （令和 9 年度概算要求額 11. 2 億円）																																																				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	過疎地域持続的発展支援交付金は、 ・ 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、専門人材や I C T 等技術を活用して行う生活支援の取組や「働く」場の創出等の取組を支援する「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」 ・ 過疎地域の課題解決に特に必要となる「人材育成」や「I C T 等技術の活用」の取組等を支援する「過疎地域持続的発展支援事業」 ・ 都市部から過疎地域への移住・定住を促進するため、過疎市町村が実施する、定住促進団地の整備や空き家の有効活用に資する取組を支援する「過疎地域集落再編整備事業」																																																				

			・過疎市町村等が実施する、遊休施設を地域課題解決に資する施設等に再整備する取組を重点的に支援する「遊休施設再整備事業」 に対して補助するものであり、過疎地域の課題解決や生活機能の維持・活性化を支援する役割を担うものである。 一方、本特例措置は、個々の民間事業者の過疎地域における設備投資を促進し、過疎地域における雇用の機会の拡充を後押しする役割を担うものであり、当該交付金とは支援対象や目的が異なることから、両者の間に代替性はない。																						
		要望の措置の妥当性	本特例措置は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。また、課税の繰延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、過疎地域における設備投資のインセンティブとなり、過疎地域の雇用の確保という政策目的において効果が見込まれる。 過疎地域の著しい人口減少等の状況を踏まえると、過疎地域における設備等の取得等などの事業者の活動を支援することで、雇用機会の拡充を図る必要性は引き続き存在することから、そのインセンティブとなる本特例措置を継続する必要がある。 なお、本特例措置の対象業種は、地域における雇用の増大に特に寄与する業種を対象としており、無差別に適用されるものではないことから、必要最小限の措置である。 ※1件あたり減収額は約 242 万円であり、事務コストを考慮すると、補助金で交付する事は非効率と考える。 (令和6年度1件あたり減収額) $295,130 \text{ 千円} \div 122 \text{ 件} = 2,419 \text{ 千円}$ (千円未満四捨五入)																						
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 連する事項	租税特別措置の適用実績	【適用実績（件数・金額）、減収額】																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>適用 件数</th><th>適用額 (千円)</th><th>減収額 (千円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R 3</td><td>31</td><td>127,179</td><td>29,506</td></tr> <tr> <td>R 4</td><td>82 (89)</td><td>568,480 (365,167)</td><td>131,887 (84,719)</td></tr> <tr> <td>R 5</td><td>121 (147)</td><td>1,248,548 (603,141)</td><td>289,663 (139,929)</td></tr> <tr> <td>R 6</td><td>122 (205)</td><td>1,272,112 (841,115)</td><td>295,130 (195,139)</td></tr> <tr> <td>R 7</td><td>182 (263)</td><td>1,897,714 (1,079,089)</td><td>440,270 (250,349)</td></tr> </tbody> </table> ※算定根拠については別紙1のとおり。 ※括弧書き：前回要望時に見込んだ適用件数・金額、減収額等 ※令和7年度の適用件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」がまだ提出されていないため、過疎対策室独自調査により把握した件数としている。		年度	適用 件数	適用額 (千円)	減収額 (千円)	R 3	31	127,179	29,506	R 4	82 (89)	568,480 (365,167)	131,887 (84,719)	R 5	121 (147)	1,248,548 (603,141)	289,663 (139,929)	R 6	122 (205)	1,272,112 (841,115)	295,130 (195,139)	R 7	182 (263)
年度	適用 件数	適用額 (千円)	減収額 (千円)																						
R 3	31	127,179	29,506																						
R 4	82 (89)	568,480 (365,167)	131,887 (84,719)																						
R 5	121 (147)	1,248,548 (603,141)	289,663 (139,929)																						
R 6	122 (205)	1,272,112 (841,115)	295,130 (195,139)																						
R 7	182 (263)	1,897,714 (1,079,089)	440,270 (250,349)																						

- 《前回要望時の将来予測と適用件数等がかい離している原因》
- ・適用件数の実績値が前回要望時の将来予測とかい離している要因として、本税制の適用に必要な市町村による「確認書」の発行を受けた事業者のうち、決算赤字となった事業者が最終的に本制度を活用しなかったことが挙げられる（赤字のため制度を活用しなかった事業者数：令和４年度（前回要望時）14事業者、令和７年度 78事業者）。
 - ・なお、実際の適用件数に加え、確認書発行後に決算赤字を理由として制度を活用しなかった事業者を含めると、前回要望時の将来予測の水準となる。

年度	前回予測	適用実績 (A)	赤字のため制度を 活用しなかった 事業者の件数 (B)	合計 (C=A+B)
R 4	89 件	82 件	14 件	96 件
R 5	147 件	121 件	49 件	170 件
R 6	205 件	122 件	53 件	175 件
R 7	263 件	182 件	78 件	260 件

※過疎対策室独自調査により算出。

- ・また、適用額が前回要望時の将来予測とかい離した要因として、大規模な設備投資を実施する事業者の割合が増加したことが挙げられる。
- ・前回要望時点で把握していた実績では、大規模な設備投資を行った事業者の割合が現在より低く、1件当たりの適用額も実績値より少なく見積もられていた。そのため、実際の適用額との間にかい離が生じた。

年 度	設備取得価額ごとの活用件数			
	500 万円以上 1000 万円未満	1000 万円以上 2000 万円未満	2000 万円以上 1 億円未満	1 億円以上
R 4	7 (7.9%)	5 (5.6%)	74 (83.1%)	3 (3.4%)
R 5	9 (7.1%)	9 (7.1%)	55 (43.3%)	54 (42.5%)
R 6	17 (10.7%)	11 (6.9%)	75 (47.2%)	56 (35.2%)
R 7	15 (8.2%)	14 (7.7%)	78 (42.9%)	75 (41.2%)

※過疎対策室独自調査により算出。

《前回要望時の将来予測と適用実績がかい離している実態を踏まえても本特例措置が目標の実現に有効な手段であることの理由》

上記のとおり前回要望時の見込みと適用実績に差は生じたが、後述「租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)」記載のとおり、過疎地域における製造業や旅館業等の事業者の事業拡大を通じた過疎地域の雇用機会の拡充（新規雇用の

		創出)に寄与している実績があることから、本特例措置は有効な手段であると考えられる。 ＜本特例措置の適用の偏りについて＞ 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（令和3年第204回国会提出、令和4年第208回国会提出、令和5年第211回国会提出、令和6年第213回国会提出、令和7年第217回国会提出、令和8年第221回国会提出）によれば、多数の業種で適用実績があり、本特例措置の適用が一部の業種に偏っているということはない（別紙1（4.本特例措置が多数の業種で活用されていることについて）参照）。 また、過疎対策室独自調査によれば、令和6年度・令和7年度に本特例措置を適用した法人事業所が確認された団体は58市町村・35道府県にわたっており、地域的にも偏りはない（別紙2参照）。 さらに、上記報告書（令和6年第213回国会提出、令和7年第217回国会提出、令和8年第221回国会提出）によれば、令和4年度～令和6年度における上位10社の適用額合計の割合は、それぞれ67.8%、68.6%、65.6%であり、一部の事業者に偏って適用されるものではない。 引き続き、過疎地域の対象事業者が広く本特例措置を活用して設備投資を行い、設備投資に伴って事業の拡大を行うことで、当該過疎地域における雇用の創出・確保を図っていく必要がある。
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	○根拠条文：租特法第45条第3項の表中第1号 ○適用件数：82件（令和4年度） 121件（令和5年度） 122件（令和6年度） ○適用額：568,480千円（令和4年度） 1,248,548千円（令和5年度） 1,272,112千円（令和6年度） ※本要望は、「特定地域における産業振興機械等の割増償却」のうち、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の一定の過疎地域及び過疎地域に準ずる地域のうち特定過疎地域持続的発展市町村計画に記載された地区」に係る部分である。

租税特別措置の適用による効果
(手段としての有効性)

●新規雇用者数

年度	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数 (人)	本特例措置を「資金的余裕が生まれ、新規雇用又は雇用の維持が可能となる」として活用した事業者による新規雇用者数 (人)	本特例措置がなければ「雇用を増加させなかった」「雇用を減少させた」とした事業者による新規雇用者数 (人)
R 4	202 人	102 人	57 人
R 5	270 人	128 人	96 人
R 6	120 人	70 人	43 人
R 7	108 人	19 人	9 人
R 8	175 人	80 人	51 人

●設備投資額

年度	本特例の適用を受けた事業者による設備投資額	本特例措置を「資金的余裕が生まれ、更なる追加投資が可能となる」として活用した事業者による設備投資額	本特例措置がなければ「当該設備等に関する取得等をしなかった」「当該設備等に関する取得等を遅らせた」などと回答した事業者による設備投資額
R 4	380.0 億円	192.1 億円	179.8 億円
R 5	226.1 億円	85.5 億円	15.2 億円
R 6	140.1 億円	128.9 億円	19.7 億円
R 7	123.8 億円	36.3 億円	43.6 億円
R 8	217.5 億円	110.7 億円	64.6 億円

※算定根拠については別紙 1 のとおり。

著しい高齢化と人口減少が進む過疎地域においては、雇用の場の確保が重要な課題となっている。過疎地域において企業等が設備投資を行うことで、過疎地域における雇用の確保につながるという社会的意義があり、前述のように設備投資及び雇用の確保の効果があつた。

また、過疎対策室独自調査結果によれば、本特例を適用した事業者からは、割増償却によって、雇用増加・維持を図ることができた、投資へ後押しになったなどの回答があり、本割増償

		却制度は企業の設備投資に一定程度寄与していることが確認できている。 さらに、仮に本特例制度がない場合、雇用を増加させなかった、当該設備投資をしなかった等の回答があり、上記にて述べてきた過疎地域における雇用創出効果が期待できなくなる。 <table><tr><th>年度</th><th>この制度がなければ「当該設備等に関する取得等をしなかった」などと回答した事業者数</th><th>制度活用事業者による新規雇用者のうち、市町村外からの転入者数</th></tr><tr><td>R 5</td><td>22 事業者</td><td>102 人</td></tr><tr><td>R 6</td><td>13 事業者</td><td>40 人</td></tr><tr><td>R 7</td><td>10 事業者</td><td>23 人</td></tr></table>	年度	この制度がなければ「当該設備等に関する取得等をしなかった」などと回答した事業者数	制度活用事業者による新規雇用者のうち、市町村外からの転入者数	R 5	22 事業者	102 人	R 6	13 事業者	40 人	R 7	10 事業者	23 人
年度	この制度がなければ「当該設備等に関する取得等をしなかった」などと回答した事業者数	制度活用事業者による新規雇用者のうち、市町村外からの転入者数												
R 5	22 事業者	102 人												
R 6	13 事業者	40 人												
R 7	10 事業者	23 人												
	前回要望時の達成目標	(1) 過疎地域の事業所数について、今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ることを目標とし、令和8年度事業所数を52,983件（5年間の増減率が▲11%）とする。 (2) 企業立地数については、平成28年度から令和2年度までの5年間と同水準（665件）の立地数を目標とする。 (3) 「この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数及び当該事業者による新規雇用者数」（5事業者、57人）を維持する。												

前回要望時
からの達成
度及び目標
に達してい
ない場合の
理 由

【過疎地域の事業所数の増減率】

令和8年度事業所数の目標（52,983 件）については、「経済センサス活動調査」の全国の事業所数を用いて推計していたが、その後「日本標準産業分類」の改定が行われており、経済センサスにおける全国事業所の減少要因を把握することが困難な状況となっている。

なお、経済センサス調査等から把握できる「全国の事業所数」及び「過疎地域の事業所数」は下記のとおり。前回目標に対応する令和3年度から5年間の増減率（推計）は、全国▲20.0%、過疎地域▲25.3%となっている。

	A	B	
	H 2 8	R 3	B/A－1 (%)
過疎地域の事業所数 (C・D推計)	66,850	59,464	▲11.0
全国の事業所数 (D推計)	562,519	528,973	▲6.0
出典等	H 2 8 センサス	R 3 センサス	

	C		D	
	R 6	C/B－1 (%)	R 8	D/B－1 (%)
過疎地域の 事業所数 (C・D推計)	49,812	▲16.2	44,439	▲25.3
全国の 事業所数 (D推計)	462,903	▲12.5	423,432	▲20.0
出典等	R 6 経済構造実態調査		(推計)	

【過疎地域における企業立地数】

	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
製造業	185	180	215	193	176	190	190	190
非製造業	465	563	730	581	614	591	591	591
合計	650	743	945	774	790	781	781	781

※算出根拠：過疎対策室独自調査により算出。

- ・企業立地件数については、令和6年度から令和8年度の数値が所期の達成目標を上回る見込みである。

【この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数及び当該事業者による新規雇用者数】

年度	この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数 及び当該事業者による新規雇用者数
R 4	5 事業者（57 人）
R 5	7 事業者（96 人）
R 6	8 事業者（43 人）
R 7	3 事業者（9 人）
R 8	6 事業者（51 人）

※算出根拠：過疎対策室独自調査により算出。

- ・ 現行制度の適用期間における「この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数及び当該事業者による新規雇用者数」については、R 6～R 8 累計目標 15 事業者、171 人（各年度 R4 実績と同数で推計）に対し、現時点では 18 事業者、148 人と、事業者数については目標を達成する見込みであるものの、新規雇用者数については目標を下回る見込となった。
- ・ 主な要因としては、1 事業者当たりの雇用創出人数が、前回要望時に想定した値を下回ったことが挙げられる。
- ・ 具体的には、適用 1 件当たりの新規雇用者数は R 4 実績 2.46 人、R 5 実績 2.23 人であったが、R 6 以降は 1 人を下回り、R 7 実績では 0.59 人となっている。
- ・ これに伴い、適用した事業者数は減少していないが、「この制度がなければ雇用を維持しなかった事業者数及び当該事業者による新規雇用者数」については、減少したものと思われる。
- ・ 一方で、小規模な設備投資（設備取得価格（500 万円以上、1000 万円未満））においても一定の新規雇用が確認できるほか、活用件数も増加傾向となっており、過疎地域における投資需要に対応しているものと考えられる。また、当制度を活用した事業者における新規雇用者割合は、R 4：2.57%、R 5：5.16%、R 6：2.50%、R 7：3.70%で推移しており、制度を活用した各企業における継続的な雇用の促進が確認できる。

①適用 1 件当たりの新規雇用者数

年度	適用件数	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数	1 件当たり新規雇用者数
R 4	82 件	202 人	2.46 人
R 5	121 件	270 人	2.23 人
R 6	122 件	120 人	0.98 人
R 7	182 件	108 人	0.59 人
R 8	189 件	175 人	0.93 人

※算出根拠：R 4～R 6 の適用件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（令和 6 年第 213 回国会提出、令和 7 年第 217 回国会提出、令和 8 年第 221 回国会提出）による。R 7 の適用件数及び全

		年度の新規雇用者数は過疎対策室独自調査により算出。1件当たりの新規雇用者数は「新規雇用者数/適用件数」により算出。（R8は、推計値を記入している。） ②従業員数に占める新規雇用者数の割合 <table><tr><th>年度</th><th>制度を活用した事業者の従業員数</th><th>制度を活用した事業者の新規雇用者数</th><th>従業員数に占める新規雇用者数の割合</th></tr><tr><td>R4</td><td>7,870人</td><td>202人</td><td>2.57%</td></tr><tr><td>R5</td><td>5,229人</td><td>270人</td><td>5.16%</td></tr><tr><td>R6</td><td>4,805人</td><td>120人</td><td>2.50%</td></tr><tr><td>R7</td><td>2,916人</td><td>108人</td><td>3.70%</td></tr></table> ※算出根拠：合計従業員数及び事業者数は過疎対策室独自調査により算出。（R8は来年度調査予定。）総従業員数に占める新規雇用者数の割合は「新規雇用者数/合計従業員数」により算出。 ③取得価額別活用件数（R4～R7） <table><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="3">設備取得価額ごとの活用件数</th></tr><tr><th>500万円以上 1000万円未満</th><th>1000万円以上 2000万円未満</th><th>2000万円以上</th></tr><tr><td>R4</td><td>7</td><td>5</td><td>77</td></tr><tr><td>R5</td><td>9</td><td>9</td><td>109</td></tr><tr><td>R6</td><td>17</td><td>11</td><td>131</td></tr><tr><td>R7</td><td>15</td><td>14</td><td>153</td></tr></table> ※算出根拠：過疎対策室独自調査により算出 ④新規雇用者数（R4～R7） <table><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="3">設備取得価額ごとの新規雇用者数</th></tr><tr><th>500万円以上 1000万円未満</th><th>1000万円以上 2000万円未満</th><th>2000万円以上</th></tr><tr><td>R4</td><td>4人</td><td>11人</td><td>187人</td></tr><tr><td>R5</td><td>6人</td><td>2人</td><td>262人</td></tr><tr><td>R6</td><td>4人</td><td>2人</td><td>114人</td></tr><tr><td>R7</td><td>0人</td><td>0人</td><td>108人</td></tr><tr><td>平均</td><td>3.5人</td><td>3.8人</td><td>167.8人</td></tr></table> ※算出根拠：過疎対策室独自調査により算出（適用1年目の事業者を抜粋。）	年度	制度を活用した事業者の従業員数	制度を活用した事業者の新規雇用者数	従業員数に占める新規雇用者数の割合	R4	7,870人	202人	2.57%	R5	5,229人	270人	5.16%	R6	4,805人	120人	2.50%	R7	2,916人	108人	3.70%	年度	設備取得価額ごとの活用件数			500万円以上 1000万円未満	1000万円以上 2000万円未満	2000万円以上	R4	7	5	77	R5	9	9	109	R6	17	11	131	R7	15	14	153	年度	設備取得価額ごとの新規雇用者数			500万円以上 1000万円未満	1000万円以上 2000万円未満	2000万円以上	R4	4人	11人	187人	R5	6人	2人	262人	R6	4人	2人	114人	R7	0人	0人	108人	平均	3.5人	3.8人	167.8人
年度	制度を活用した事業者の従業員数	制度を活用した事業者の新規雇用者数	従業員数に占める新規雇用者数の割合																																																																					
R4	7,870人	202人	2.57%																																																																					
R5	5,229人	270人	5.16%																																																																					
R6	4,805人	120人	2.50%																																																																					
R7	2,916人	108人	3.70%																																																																					
年度	設備取得価額ごとの活用件数																																																																							
	500万円以上 1000万円未満	1000万円以上 2000万円未満	2000万円以上																																																																					
R4	7	5	77																																																																					
R5	9	9	109																																																																					
R6	17	11	131																																																																					
R7	15	14	153																																																																					
年度	設備取得価額ごとの新規雇用者数																																																																							
	500万円以上 1000万円未満	1000万円以上 2000万円未満	2000万円以上																																																																					
R4	4人	11人	187人																																																																					
R5	6人	2人	262人																																																																					
R6	4人	2人	114人																																																																					
R7	0人	0人	108人																																																																					
平均	3.5人	3.8人	167.8人																																																																					
これまでの要望経緯	昭和45年創設 平成2年度：旅館業（ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業）の追加 平成12年度：過疎地域自立促進特別措置法施行適用期限の5年延長。対象事業にソフトウェア業を追加。 平成17年度：適用期限の2年延長 平成19年度：適用期限の2年延長																																																																							

	平成 21 年度：適用期限の 1 年延長 平成 22 年度：過疎地域自立促進特別措置法の延長 適用期限の 1 年延長。対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加。 平成 23 年度：適用期限の 2 年延長 平成 25 年度：適用期限の 2 年延長 平成 27 年度：適用期限の 2 年延長 平成 29 年度：過疎地域自立促進特別措置法の改正 適用期限の 2 年延長。対象事業から情報通信技術利用事業を除外し、農林水産物等販売業を追加。 平成 31 年度：適用期限の 2 年延長 令和 3 年度：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行。適用期限の 3 年延長。対象事業に情報サービス業等を追加。割増償却に改組。 令和 6 年度：適用期限の 3 年延長
--	---

令和 9 度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課）

制 度 名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長等		
税 目	所得税 租税特別措置法第 10 条の 3 租税特別措置法施行令第 5 条の 5 租税特別措置法施行規則第 5 条の 8 法人税 租税特別措置法第 42 条の 6、第 52 条の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 6、第 30 条 租税特別措置法施行規則第 20 条の 3		
要 望 の 内 容	政策効果を高める観点から見直しを行った上で延長する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	精査中 百万円 （▲57,600 百万円） （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 国土交通省関係の中小企業者が生産性向上のための投資をしやすい環境を整備することを通じて、質の高い物流サービスの提供や公共事業の確実な施行等を確保し、もって国民生活の安定と我が国の経済活動の発展に資することを目的とする。 (2) 施策の必要性 人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や、中東情勢の緊迫化等による国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。 中小企業の資本装備率及び資本生産性については、足元で上昇傾向が見られるものの、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になっている。金利のある経済等への対応の観点からも、中小企業全体に賃上げの波を広げ、生産性や経営力の向上を促していくことが最重要課題となっている。 このため、こうした上昇傾向を維持するだけでなく、更なる成長につなげていくためにも、特別償却等の税制上の強力な措置を行い、中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。		
今回の要望に関連する事	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標：Ⅸ 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標：32 建設市場の整備を推進する 施策目標：35 自動車運送業の市場環境整備を推進する 政策目標：Ⅵ 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標：19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する 国土交通関係中小企業者が生産性向上のための投資をしやすい環境を整備することを通じて、質の高い物流サービスの提供や公共事業の確実な施行等を確保し、もって国民生活の安定と我が国の経済活動の発展を図る。 具体的には、下記の指標を満たすことを目標とする。 【トラック】 ・営業用トラックの新車登録台数 対平成 10 年度比 100%以上又は全車種の対平成 10 年度比を上回ること 【内航船】 ・内航船舶の建造の促進 中小企業の内航海運業者による年間新造船隻数を 72 隻以上 租税特別措置の適用又は延長期間 令和 9 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日（2 年間）

		同上の期間中の達成目標	国土交通関係中小企業の生産性の向上等を図るため、以下のとおり、これら中小企業の設備投資を促進する。 ・営業トラックの新車登録台数 対平成 10 年度比 100%以上又は全車種の対平成 10 年度比を上回ること ・内航船舶の建造の促進 中小企業の内航海運業者による年間新造船隻数を 72 隻以上																																	
		政策目標の達成状況	【トラック】 ・全車種の新車登録台数は平成 10 年度と比較して大きく減少し、近年は横ばいで推移している一方で、車両総重量 3.5 t 超の営業用トラックの新車登録台数は対平成 10 年度比 112.9%となっている。 <table><tr><td></td><td>平成 10 年度</td><td>令和 3 年度</td><td>令和 4 年度</td><td>令和 5 年度</td><td>令和 6 年度</td><td>令和 7 年度</td></tr><tr><td>営業用 トラック 単位：台</td><td>52,850 (100.0)</td><td>61,105 (115.6)</td><td>48,137 (91.1)</td><td>57,383 (106.6)</td><td>60,535 (114.5)</td><td>59,670 (112.9)</td></tr><tr><td>全車種 単位： 千台</td><td>4,234 (100.0)</td><td>2,739 (64.7)</td><td>2,796 (66.0)</td><td>2,959 (69.9)</td><td>3,021 (71.4)</td><td>2,906 (68.6)</td></tr></table> 【内航海運】 中小企業の内航海運業者による内航船舶の年間新造船隻数 →新造船隻数：令和 7 年度は 76 隻で目標を達成できている <table><tr><td></td><td>平成 9 年度</td><td>令和 3 年度</td><td>令和 4 年度</td><td>令和 5 年度</td><td>令和 6 年度</td><td>令和 7 年度</td></tr><tr><td>新造船 隻数</td><td>65 (100.0)</td><td>64 (98.5)</td><td>74 (113.8)</td><td>55 (84.6)</td><td>63 (96.9)</td><td>76 (116.9)</td></tr></table> 下段の括弧内は平成 9 年度比（%） ※令和 7 年度から目標を中小企業の内航海運業者による年間新造船隻数に変更。		平成 10 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	営業用 トラック 単位：台	52,850 (100.0)	61,105 (115.6)	48,137 (91.1)	57,383 (106.6)	60,535 (114.5)	59,670 (112.9)	全車種 単位： 千台	4,234 (100.0)	2,739 (64.7)	2,796 (66.0)	2,959 (69.9)	3,021 (71.4)	2,906 (68.6)		平成 9 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	新造船 隻数	65 (100.0)	64 (98.5)	74 (113.8)	55 (84.6)
	平成 10 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度																														
営業用 トラック 単位：台	52,850 (100.0)	61,105 (115.6)	48,137 (91.1)	57,383 (106.6)	60,535 (114.5)	59,670 (112.9)																														
全車種 単位： 千台	4,234 (100.0)	2,739 (64.7)	2,796 (66.0)	2,959 (69.9)	3,021 (71.4)	2,906 (68.6)																														
	平成 9 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度																														
新造船 隻数	65 (100.0)	64 (98.5)	74 (113.8)	55 (84.6)	63 (96.9)	76 (116.9)																														
有効性	要望の措置の適用見込み	（適用期間内における適用件数見込み） 令和 9 年度 54,970 件 令和 10 年度 55,135 件 ※令和 6 年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計																																		
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。 加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く促進																																		

	相 当 性		するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（内航船舶以外はファイナンス・リースも含む）に適用が可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて措置を行うべく、制度設計がなされているものである。 中小企業庁「中小企業実態基本調査」により、中小企業者等のうち、税制適用者を対象に資本装備率を分析したところ、令和7年度税制改正の直前期（令和6年度）と比較して、税制適用を受けた令和7年度、令和8年度のいずれかの年度単年で51.0%向上している。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり（中小企業庁アンケート調査より）、中東情勢の緊迫化等を受け、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押しすることが見込まれるため、本措置は、政策手段として有効であると言える。
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制がある。 中小企業経営強化税制は、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置（即時償却又は取得価格の10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%））を利用できる税制となっている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、機械装置、検査工具・測定工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（内航船舶以外はファイナンス・リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に限定して措置を行うべく、制度設計がなされていることから、政策手段としての的確であると言える。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	【適用件数】 令和4年度：50,593件 令和5年度：52,033件 令和6年度：54,478件 【減収額】 令和4年度：463億円 令和5年度：515億円 令和6年度：566億円
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	租税特別措置法の条項：第42条の6、第68条の11 適用件数：特別償却 20,696件 税額控除 33,782件 適用額：特別償却 1,987億円 税額控除 239億円

		※令和 6 年度の適用状況
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	【トラック】 本特例措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、約 8 割の事業者が、本特例措置があることによりトラック導入の投資判断に影響を与えたと回答したアンケート結果がある。また、同アンケートにおいては、本特例措置が投資判断に与えた影響として、保有台数の増加や車両の更新の早期化等、トラック輸送の生産性向上に資する効果が得られたとの回答がある。（トラック事業者の意識調査（トラック協会によるアンケート）） 【内航海運】 本特例措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、本特例措置があることによってすべての事業者が、生産性向上に資する設備や機能の投資を後押ししたと回答したアンケート結果がある。（内航海運業者への意識調査（国土交通省海事局内航課によるアンケート）） また、租税特別措置・補助金見直しに関する関係閣僚等及び副大臣会議（令和 8 年 4 月 10 日）において示された「点検の視点」を踏まえ実施した効果検証において、同程度の設備投資を実施した企業群を比較すると、税制適用企業の資本装備率向上率は 23.0%であり、非適用企業の 10.1%を大きく上回っており、本措置が設備投資を後押しする直接的な効果が確認されている。さらに、税制適用企業の労働生産性は 2 カ年平均で 4.8%向上しており、生産性向上にも一定の成果が認められ、本措置が資本装備率及び労働生産性の向上に寄与することが確認されている。 ※公表ページ 経済産業省ホームページ 令和 9 年度税制改正に向けた点検結果 https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_tenken/r9kaisei_tenken/sotokutenken_03.pdf
	前回要望時の達成目標	国土交通関係中小企業者が生産性向上のための投資をしやすい環境を整備することを通じて、質の高い物流サービスの提供や公共事業の確実な施行等を確保し、もって国民生活の安定と我が国の経済活動の発展を図る。 具体的には、下記の指標を満たすことを目標とする。 【トラック】 ・営業用トラックの新車登録台数 対平成 10 年度比 100%以上又は全車種の対平成 10 年度比を上回ること 【内航船】 ・内航船舶の建造の促進 中小企業の内航海運業者による年間新造船隻数を 72 隻以上
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	営業用トラックは令和 7 年度末時点で、平成 10 年度比 112.9%となっている。内航船舶の新造船隻数については、令和 7 年度は 76 隻で目標を達成できている。 設備投資実施企業割合及び生産・営業用設備 DI は好転の兆しが見られるが、人手不足や、中東情勢の緊迫化等を受けた物価高・価格転嫁が重荷になり、設備投資対キャッシュフロー比率については、未だ、持ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済等の対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきた。中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き措置が

		必要。
これまでの 要 望 経 緯	平成10年度 「総合経済対策」（平成10年4月）に伴う措置として創設 平成11年度 延長及び対象設備等の拡充（普通貨物自動車：車両総重量8ト _ン 以上→3.5ト _ン 以上） 平成12年度 延長（平成13年5月迄の適用期間の延長） 平成13年度 10ヶ月の延長（平成14年3月迄の適用期間の延長） 平成14年度 延長（平成16年3月迄の適用期間の延長）、対象設備（機械・装置）の取得価額の引き下げ 平成16年度 延長（平成18年3月迄の適用期間の延長）、対象設備（器具・備品）の取得価額の引き上げ 平成18年度 延長（平成20年3月迄の適用期間の延長）、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し（デジタル複合機の追加） 平成20年度 延長（平成22年3月迄の適用期間の延長） 平成22年度 延長（平成24年3月迄の適用期間の延長） 平成24年度 延長（平成26年3月迄の適用期間の延長）、器具・備品及び工具の見直し（試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加） 平成26年度 延長（平成29年3月迄の適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充） 平成29年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2年間の延長（平成31年3月迄の適用期間の延長） 令和元年度 延長（令和3年3月迄の適用期間の延長） 令和3年度 延長（令和5年3月迄の適用期間の延長） 令和5年度 延長（令和7年3月迄の適用期間の延長）、対象資産からコインランドリー業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外、対象資産のうち総トン数500トン以上の内航船舶にあっては、環境への負荷の低減に資する装置（機器及び構造を含む。）の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定。 令和7年度 延長（令和9年3月迄の適用期間の延長）	

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（国土交通省観光庁観光地域振興課）

項 目 名	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長										
税 目	法人税										
要 望 の 内 容	沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の規定に基づく観光地形成促進地域における課税の特例について、適用期限（令和 9 年 3 月 31 日）を 3 年間延長し、令和 12 年 3 月 31 日までとする。										
	【特例措置の内容】 投資税額控除 ・対象施設の新・増設に係る設備の取得価額が 1,000 万円超の場合、一定割合（機械・装置の取得価額の 15%、建物・附属設備・構築物の取得価額の 8%）を法人税額から控除。 ・法人税額の 20% 限度（繰越税額控除 4 年）、取得価額の上限 20 億円。 ・対象となる建物附属設備等は、建物と同時取得したものに限られる。 ・対象施設（各施設の要件は租税特別措置法施行規則等で規定） ①スポーツ・レクリエーション施設、②教養文化施設、③休養施設（宿泊施設に附属する温泉保養施設を含む）、④集会施設（宿泊施設に附属する会議場施設・研修施設を含む）、⑤政令で定める要件を備え沖縄県知事が指定する販売施設。										
	＜内閣府及び経済産業省との共同要望＞										
	【関係条文】 沖縄振興特別措置法第 8 条 租税特別措置法第 42 条の 9 租税特別措置法施行令第 27 条の 9 租税特別措置法施行規則第 20 条の 4										
	<table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>-</td><td>百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（</td><td>▲ 0 百万円）</td></tr><tr><td>（改正増減収額）</td><td>（</td><td>- 百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	-	百万円	（制度自体の減収額）	（	▲ 0 百万円）	（改正増減収額）	（
平年度の減収見込額	-	百万円									
（制度自体の減収額）	（	▲ 0 百万円）									
（改正増減収額）	（	- 百万円）									

新 設 ・ 要 と す る 理 由 延 長	(1) 政策目的 観光関連施設への設備投資を促し、観光産業の高付加価値化を通じて、観光収入向上を図り、最終的に一人当たり県民所得の向上を目指す。 (2) 施策の必要性 沖縄は地理的、歴史的、社会的な特殊事情に起因した不利性を抱え、一人当たり県民所得は依然全国最下位となっている。こうした沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み沖縄振興策が講じられているところ、観光産業は、沖縄の優位性を発揮できる重要産業であり、観光産業の振興を図ることは沖縄振興策として極めて重要である。 そこで、県内外企業の観光関連施設への投資意欲を高め、観光関連施設の高付加価値化を図ることで、観光収入を更に伸ばし、もって一人当たり県民所得の向上につなげるため、本特例措置を講ずる。		
今 回 の 要 望 （ 租 税 特 別 措 置 ） に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 20 観光立国を推進する
		政 策 の 達 成 目 標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本特例措置の活用により、設備投資を促し、特定民間観光関連施設(※)の高付加価値化が図られることによって、観光収入の増加へとつなげる。 (※)本特例措置の対象施設となる観光関連施設 ○ 達成目標 ・ 観光収入 令和 11 年度観光収入：1 兆 3, 328 億円 ・ 本特例措置活用事業者の付加価値額増加額 令和 11 年度：8 億 206 万円 ・ 本特例措置活用事業者の特定民間観光関連施設の設備投資額 令和 11 年度：30 億 3, 811 万円 (算出方法) 令和 5 年度の一人当たり県民所得（231 万 5 千円）（実績）と「令和 13 年度に一人当たり県民所得 291 万円」という値を基に、令和 11 年度に必要な一人当たり県民所得を 276 万 1 千円と推計（必要な年平均増加額：7.4 万円）。 令和 11 年度に一人当たり県民所得 276 万 1 千円を達成するために必要な令和 11 年度の観光収入の目標を 1 兆 3, 328 億円と設定。 これを基に、令和 11 年度の観光収入の目標額を達成するために必要な本特例措置を活用したことによる令和 11 年度の本特例措置活用事業者の付加価値額の増加額を 8 億 206 万円と設定。 以上により、令和 11 年度の本特例措置活用事業者の付加価値額の増加額の目標を達成するために必要な令和 11 年度の投資額の目標を 30 億 3, 811 万円と設定。

			○ 測定指標 ・観光収入額 ・本特例措置活用事業者の付加価値額の増加額 ・本特例措置活用事業者の特定民間観光関連施設の設備投資額 ○ 達成目標の変更理由 従前の達成目標は、①特定民間観光関連施設への累計投資額及び②民間観光関連施設数を設定していた。 今回要望では、令和４年度から新たに導入した県知事認定及び主務大臣確認制度並びに租税特別措置の自己点検を踏まえて、更に具体的に本特例措置の効果測定を検証するため、政策目的として「一人当たり県民所得」を設定したうえで、政策目的に対して本特例措置がどれだけ寄与しているのかを定量的に分析できるよう、達成目標を変更した。 (参考) ・従前の達成目標： ①特定民間観光関連施設への設備投資累計額 ②特定民間観光関連施設数																								
		租税特別措置の適用又は延長期間	3年間（令和９年４月１日から令和１２年３月３１日）																								
		同上の期間中の達成目標	○ 達成目標 ・観光収入 <table border="1"> <tr> <td></td><td>令和９年度</td><td>令和１０年度</td><td>令和１１年度</td></tr> <tr> <td>観光収入</td><td>１兆１,６０６億円</td><td>１兆２,４５３億円</td><td>１兆３,３２８億円</td></tr> </table> ・本特例措置活用事業者の付加価値額の増加額 <table border="1"> <tr> <td></td><td>令和９年度</td><td>令和１０年度</td><td>令和１１年度</td></tr> <tr> <td>付加価値額増加額</td><td>７億４,９６６万円</td><td>７億７,５８６万円</td><td>８億２０６万円</td></tr> </table> ・本特例措置活用事業者の特定民間観光関連施設の設備投資額 <table border="1"> <tr> <td></td><td>令和９年度</td><td>令和１０年度</td><td>令和１１年度</td></tr> <tr> <td>設備投資額</td><td>２８億３,９６３万円</td><td>２９億３,８８８万円</td><td>３０億３,８１１万円</td></tr> </table>		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度	観光収入	１兆１,６０６億円	１兆２,４５３億円	１兆３,３２８億円		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度	付加価値額増加額	７億４,９６６万円	７億７,５８６万円	８億２０６万円		令和９年度	令和１０年度	令和１１年度	設備投資額	２８億３,９６３万円	２９億３,８８８万円	３０億３,８１１万円
	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度																								
観光収入	１兆１,６０６億円	１兆２,４５３億円	１兆３,３２８億円																								
	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度																								
付加価値額増加額	７億４,９６６万円	７億７,５８６万円	８億２０６万円																								
	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度																								
設備投資額	２８億３,９６３万円	２９億３,８８８万円	３０億３,８１１万円																								

	政策目標の達成状況	○過去の達成状況														
		・観光収入														
		<table><tr><td></td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td></tr><tr><td>観光収入</td><td>2,485億円</td><td>2,924億円</td><td>7,013億円</td><td>8,507億円</td><td>9,821億円</td><td>1兆747億円</td></tr></table>		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	観光収入	2,485億円	2,924億円	7,013億円	8,507億円	9,821億円	1兆747億円
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度								
観光収入	2,485億円	2,924億円	7,013億円	8,507億円	9,821億円	1兆747億円										
【沖縄県調査】																
・本特例措置活用事業者の付加価値増加額																
		<table><tr><td></td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td></tr><tr><td>付加価値増加額</td><td>0円</td><td>844万円</td><td>4,980万円</td><td>—</td></tr></table>		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	付加価値増加額	0円	844万円	4,980万円	—				
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度												
付加価値増加額	0円	844万円	4,980万円	—												
		※令和7年度の数値は未確定 【主務大臣確認時の申請書情報及び実施状況報告書に基づく】														
		・本特例措置活用事業者の特定民間観光関連施設の設備投資額														
		<table><tr><td></td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td></tr><tr><td>設備投資額</td><td>0円</td><td>8億3,192万円</td><td>1億680万円</td><td>518億6,276万円</td></tr></table>		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	設備投資額	0円	8億3,192万円	1億680万円	518億6,276万円				
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度												
設備投資額	0円	8億3,192万円	1億680万円	518億6,276万円												
		【主務大臣確認時の申請書情報及び実施状況報告書に基づく】														
有効性	要望の措置の適用見込み	令和9年度以降、平年度で約31億円の設備投資、約8億円の付加価値額の増加が見込まれる。 ※①設備投資額の令和6年度及び令和7年度実績の平均値と②付加価値額増加額の令和6年度実績及び令和7年度の見込みの平均値を基に、令和9年度以降も令和7年度の適用件数見込み（11件）が継続するものと仮定して算出 【令和6年度及び7年度の主務大臣確認時の申請書情報及び実施状況報告書に基づき推計】※令和7年度の例外的な大規模投資案件の設備投資額及び付加価値増加額は計算から除外。														
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	○ 今後の達成見込み														
		・本特例措置活用事業者の特定民間観光関連施設の設備投資額														
		<table><tr><td></td><td>令和9年度</td><td>令和10年度</td><td>令和11年度</td></tr><tr><td>設備投資額</td><td>約31億円</td><td>約31億円</td><td>約31億円</td></tr></table>		令和9年度	令和10年度	令和11年度	設備投資額	約31億円	約31億円	約31億円						
	令和9年度	令和10年度	令和11年度													
設備投資額	約31億円	約31億円	約31億円													
	・本特例措置活用事業者の付加価値額の増加額															
	<table><tr><td></td><td>令和9年度</td><td>令和10年度</td><td>令和11年度</td></tr><tr><td>付加価値額増加額</td><td>8億2,652万円</td><td>8億2,652万円</td><td>8億2,652万円</td></tr></table>		令和9年度	令和10年度	令和11年度	付加価値額増加額	8億2,652万円	8億2,652万円	8億2,652万円							
	令和9年度	令和10年度	令和11年度													
付加価値額増加額	8億2,652万円	8億2,652万円	8億2,652万円													

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除並びに不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置																										
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																										
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																										
	要望の措置の妥当性	政策目的である「一人当たり県民所得の向上」を図るため、観光関連施設への設備投資を促し、観光産業の高付加価値化を目指すことを目標としており、企業に対して効果的にインセンティブを与え、新たな設備投資を促進し、産業（観光施設）の高付加価値化を促進する手段としては、対象や時期を限定した補助金等ではなく、各企業が一定の裁量の元で施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことが出来る特例措置が的確な手段である。 また、本特例措置は沖縄の目指す観光地の形成に資すると判断される場合に、対象施設に限定して措置を講じていることから、無差別に適用されることなく必要最小限の措置となっている。																										
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	○過去3年間の適用実績 （単位：件、百万円） <table><tr><td></td><td colspan="2">令和5年度</td><td colspan="2">令和6年度</td><td colspan="2">令和7年度</td></tr><tr><td></td><td>件数</td><td>金額</td><td>件数</td><td>金額</td><td>件数</td><td>金額</td></tr><tr><td>投資税額控除</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>13</td><td>11</td><td>4,149</td></tr></table> 【財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」】 ※令和7年度の件数及び金額は主務大臣確認時の申請書情報に基づく推計 （設備投資額に一律8％の税額控除で計算）							令和5年度		令和6年度		令和7年度			件数	金額	件数	金額	件数	金額	投資税額控除	0	0	2	13	11	4,149
		令和5年度		令和6年度		令和7年度																						
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																						
投資税額控除	0	0	2	13	11	4,149																						
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	○令和4年度～6年度の適用実態調査結果 （適用件数、適用額） （単位：件、百万円） <table><tr><td></td><td colspan="2">令和4年度</td><td colspan="2">令和5年度</td><td colspan="2">令和6年度</td></tr><tr><td></td><td>件数</td><td>金額</td><td>件数</td><td>金額</td><td>件数</td><td>金額</td></tr><tr><td>投資税額控除</td><td>2</td><td>18</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>13</td></tr></table> 【財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」】							令和4年度		令和5年度		令和6年度			件数	金額	件数	金額	件数	金額	投資税額控除	2	18	0	0	2	13
	令和4年度		令和5年度		令和6年度																							
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																						
投資税額控除	2	18	0	0	2	13																						

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	令和7年度から令和8年度までの間に本特例措置を活用した特定民間観光関連施設の設備累計投資額は約524億円(※1)と目標を達成し、加えて令和8年度の特定民間観光関連施設数も309施設(※2)と目標を達成しており、本特例措置を通じて魅力ある観光関連施設の整備を促進し、国内外からの観光客来訪の促進に資する観光地の形成に繋がった。 (※1) ①令和7年度 ・適用件数：10件 ・適用事業者による設備投資累計額：518億62百万円 ②令和8年度(令和8年6月12日時点実績) ・適用件数：2件 ・適用事業者による設備累計投資額：5億32百万円 ①+②=523億94百万円 【沖縄県調査及び主務大臣確認時の申請書情報を基に算出】 (※2) (民間観光関連施設の考え方) 観光客の多様なニーズに応えることのできる民間観光関連施設(特定民間観光関連施設と宿泊施設)の設置数とする。 ①特定民間観光関連施設数(令和8年6月12日時点実績)：42施設 ※25(H24～R5の適用施設)+3(R6)+10(R7)+4(R8現在)=42 ②宿泊施設(令和6年12月時点実績)：267施設 ①+②=309施設 【沖縄県調査を基に算出】
	前回要望時の達成目標	○ 特定民間観光関連施設への累計投資額の増加 ・令和7年度から令和8年度までの間の特定民間観光関連施設への設備投資累計額：31億18百万円 <算出方法> 平成24年度から令和5年度までの設備投資額累計額：17,146百万円 年平均設備投資額=17,146百万円÷11年=1,559百万円/年 ※令和元年度は取得価額が不明なため除く 1,559百万円×2年(R7・R8)=31億18百万円 【沖縄県調査を基に算出】 ○ 民間観光関連施設の設置数 ・令和8年度民間観光関連施設数：304施設 <算出方法> 特定民間観光関連施設については、令和6年度以降に4施設/年の適用を目標とする。 宿泊施設については、滞在日数の延伸等に寄与できる会議場や結婚式場などが併設されるリゾートホテル、シティホテルの11施設/年の新設を目標とする。 R5 R8 施設数 259施設 ⇒ 304施設 (+45施設) 【沖縄県調査を基に算出】
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	○ 従前の達成目標の実現状況 設定した目標について上記のとおり達成している。

これまでの 要望経緯	平成 10 年度	観光振興地域制度を創設
	平成 14 年度	観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和
	平成 19 年度	観光振興地域制度に係る対象施設の拡充（対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加）
	平成 24 年度	観光振興地域制度を廃止し、観光地形成促進地域制度を創設
	平成 26 年度	観光地形成促進地域制度に係る対象施設の拡充（宿泊施設内の観光関連施設を追加）及び対象施設の床面積等に係る要件を緩和
	平成 29 年度	観光地形成促進地域制度に係る対象施設から 9 施設を除外（野球場、陸上競技場、蹴球場、スキー場、体育館、釣り場、遊漁船等利用施設、遊覧船発着場及び図書館）
	令和元年度	2 年間延長
	令和 3 年度	1 年間延長
	令和 4 年度	3 年間延長（県知事認定・主務大臣の確認制度導入、対象となる特定民間観光施設の見直し）
	令和 7 年度	2 年間延長（対象施設（国際健康管理・増進施設）の一部除外、適用期間の見直し）

令和 9 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省 国土政策局 総合計画課）

項 目 名		第 1 次国土強靱化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討									
税 目											
要 望 の 内 容	第 1 次国土強靱化実施中期計画において、「実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。」と記載されたことを踏まえて財源確保方策を関係府省庁（注）と連携して検討する。										
	（注）関係府省庁は、内閣官房、内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省及び防衛省 <table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>—</td><td>百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（</td><td>— 百万円）</td></tr><tr><td>（改正増減収額）</td><td>（</td><td>— 百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（
平年度の減収見込額	—	百万円									
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）									
（改正増減収額）	（	— 百万円）									
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的										
	国土強靱化を推進するに当たり、安定的な財源を確保すること。										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(2) 施策の必要性										
	気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震から、国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進する必要がある。 「第 1 次国土強靱化実施中期計画」（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定）においては、令和 8 年度から令和 12 年度までの計画期間内に実施すべき施策（全 326 施策）を位置付けるとともに、そのうち推進が特に必要となる施策（全 114 施策）及びその事業規模（おおむね 20 兆円強程度）を定めている。 国土強靱化の取組を安定的に推進するためには、財源確保が重要であることから、財源確保方策を検討するものである。										

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）（抄） 第5章 フォローアップと計画の見直し さらに、今後の実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。 ○「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（令和8年7月21日閣議決定）（抄） 第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保 3. 国民の安全・安心の確保 （1）防災・減災・国土強靱化の推進 「国土強靱化基本計画」が示す基本的方針等を踏まえ、「国土強靱化実施中期計画」及び「国土強靱化年次計画 2026」⁹²に基づく施策を『「強く豊かな日本」投資枠』を活用して推進し、テクノロジーを駆使してハード・ソフト両面の対策を強化する。 92 令和8年7月3日国土強靱化推進本部決定。令和8年度与党税制改正大綱では、道路関連インフラ保全の重要性等にも留意しつつ、いわゆるガソリン暫定税率廃止の財源確保について令和9年度税制改正において結論を得るとされていることも踏まえる。
		政策の達成目標	
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
		政策目標の達成状況	
	有効性	要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	

		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
		要望の措置の妥当性	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績		
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果		
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）		
	前回要望時の達成目標		
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		
これまでの要望経緯		R 8 新規要望	